

第三部

社會政策及社會運動對策

第一篇 一般労働者に關する

社會政策……………三六六

第一章 社會政策の一般方針……………三六六

第一節 政綱に現れた社會政策の方針……………三六六

第二節 社會問題に關係ある新立法……………三七〇

第三節 社會問題關係官廳事務分掌……………三七二

第四節 社會政策費豫算……………三七四

第五節 社會行政事務の方針……………三七五

第六節 事業主側の態度……………三七九

第七節 協調團體の動靜……………三八二

第二章 労働保護法……………三八三

第一節 法規の改正……………三八三

第二節 工場法施行狀況……………三八六

第三節 鑛山監督狀況……………三八九

第四節 労働者災害扶助法施行狀況……………三九〇

第五節 官業屋外労働者災害補償狀況……………三九四

第六節 工業労働者最低年齢法施行狀況……………三九五

第七節 労働者募集取締狀況……………三九七

第三章 労働保險施設……………三九七

第一節 健康保險……………三九八

第二節 退職積立金及退職手當法の成立……………四〇四

第四章 福利施設……………四二三

第五章 商業使用人、俸給生活者に對する對策……………四三三

附 労働協約及労働委員會……………四三六

第六章 失業對策施設……………四四〇

第一節 職業紹介事業……………四四〇

第二節 失業救済(應急)事業……………四四六

第三節 職業輔導事業……………四四七

附 救護事業……………四五〇

第二篇 農村における社會政策……………四五三

第一章 政府の方針……………四五三

第二章 國民健康保險制度案……………四五六

第三章 農業諸團體の狀況……………四六五

第三篇 社會運動對策……………四七〇

第一章 概況……………四七〇

第一節 政府の方針……………四七一

第二節 法令の制定改正……………四七二

第三節 主要なる事件……………四七三

附 文教對策……………四七五

第二章 爭議調停……………四七六

第一節 労働爭議調停……………四七六

第二節 小作爭議調停……………四七七

第三章 日獨防共協定の成立……………四八〇

第四章 思想犯保護觀察制度……………四八二

表計統（策對動運會社及策政會社）部三第

第一表	工場扶助給付統計
其一	工場種別扶助件數
其二	工場種別扶助金額及休業扶助料支給延日數
其三	職工歸鄉旅費支給
第二表	鑛夫扶助給付統計
其一	障害扶助件數及金額
其二	鑛夫歸鄉旅費支給
第三表	勞働者災害扶助法扶助給付統計
其一	民業扶助件數、金額及休業扶助料支給延日數
其二	官業扶助件數、金額及休業扶助料支給延日數
第四表	勞働保護法規違反統計
其一	職工保護法規違反
其二	鑛夫保護法規違反
第五表	健康保險統計
其一	被保險者數、健康保險組合數
其二	保險給付件數、日數及費用額
第六表	官廳現業員共濟組合統計
第七表	職業紹介統計
其一	職業紹介所取扱一般職業紹介成績
其二	俸給生活者職業紹介成績
其三	日傭勞働者職業紹介成績
其四	營利職業紹介事業狀況
第八表	失業應急事業統計
第九表	地主・協調組合統計

第一篇 一般勞働者に關す

る社會政策

第一章 社會政策の一般方針

第一節 政綱に現れた社會政策の方針

第六十八議會には、岡田内閣は退職積立金及退職手當法案、勞働者災害扶助法改正法律案等を提出するはずであると傳へられたが、同内閣は議會を解散したため、それは實現しなかつた。しかし、岡田内閣がかりにその後存続したとしても、社會政策の分野に如何程努力を拂つたかは疑問である。といふのは、同議會における首相の施政方針演説に徴しても、總選舉戦の最中、二月八日東京に開催した政府の演説會における首相の演説から見ても、社會政策についてはほとんど述べてゐないやうな有様であつたからである。このやうな政府當局者の態度は非常時の事態がやゝ緩和されつゝある反映であるかに見えたが、事實はさうでなく、それは社會の内部に鬱積し、醗酵しつゝあつた。そのことを物語つたものはまづ總選舉の結果であつた。この選舉において一般は在來の政治に不満であることを表示した。これについて、しかしこれより

もより雄辯に社會の相剋の存在を告げたものは、かの二・二六事件であつた。これと前者とはその意思表示の仕方において異なるばかりでなく、意思そのものゝ質も亦全く異なるものであつたけれども、兩者とも非常時の產物であることには變りがない。

二・二六事件により岡田内閣は退場し、日本の政局は急角度に轉換せしめられ、その動向を定める力としての軍部の地位の一層重いことが明らかとなつた。すなはち、廣田弘毅氏が大命を拜して新内閣を組織せんとするに際し軍部は陸相を入閣せしめる條件として國防の強化、國體の明徴、外交の刷新を内閣に要求するほか、さらに國民生活の安定なる一項を加へた。これ、軍部が内閣組織についての決定力であることの實證であるとともに、軍部も亦國民生活の方面に無關心でないといふ態度の表示であつた。廣田氏はこれら四條件を承認することによつて、寺内壽一大將をその陸相として迎へ得たのであるが、軍部の政局決定上における實力のほどは、さらに廣田内閣が軍務大臣以外の閣僚詮衡に關して廣田氏と軍部とが見解の不一致を來したとき、一層明白となつた。すなはち三月六日、寺内大將は廣田氏の組閣方針が依然として自由主義的であり、妥協退嬰的であるとして入閣を拒んだとき、組閣工作は全く行きつまつたのである。

その後廣田氏は陸相の主張を容れたので、三月九日漸く廣

田内閣は成立した。そしてこの内閣は三月十七日に至つて政綱を發表したが、その主旨は陸軍精神をそのまゝに繰返したものに他ならない。

政綱

今回揣らずも大命を拜し、異常の事變後を承けて内閣を組織す。其任や甚だ重く洵に恐懼の至りに堪へず。現下我國内外の時局は極めて多難にして其の淵源甚だ深し。政府は茲に確固たる決意を以て庶政を一新して難局の打開に當らんとす。仰も施政の基本は肇國の理想を顯揚して一君萬民舉國一體の美を濟すに存す。此の故に鞏固なる國體觀念を愈々明徴にするは政府の本務にして、内外諸般の方策皆此に朝宗すべきは言を俟たざる所なり。就中文教を刷新し、國民精神を作興すると共に、國體と相容れざる思想を艾除し、常に國憲國法の尊嚴を保持するは特に現下の時局に處し、その最も切要なるを信ず。國際信義に立脚して、列國との誼を敦うし、東亞諸國の共存共榮特に日滿兩國の不可分關係を基調として、東亞安定力たるの實を擧げ、延いて世界平和人類の福祉に貢獻するは帝國一貫の方針にして、外交國防共に此の國是に即應せしむべく、政府は國際情勢の現狀に鑑み、國防の充實並にこれに關する諸施設の整備擴充に努力すると共に統一ある自主積極的外交の確立を期す。國運の進展に適應せしむる爲、税制の改革、金融の改善等財政經濟の刷新に努め産業貿易の伸張に力を盡し、以て國力の基本を培ふは現下喫緊の要務なり。近時社會の各方面に亘り宿弊漸を追うて繁く、國民生活に對する重壓愈々加はらんとし、各般の利害隨所に對立を惹起しつゝある

は、我が道義立國の大精神に背戻し、國家の憂患之より大なるはなし。此の故に政府は國民生活の凡ゆる分野に於て其の安定向上を目途とし、施設經營の徹底を圖り遍く陛下の赤子をして其の堵に安んぜしめんことを期す。庶政の匡革今や單に作用運營のみに於て完きを期し難く、大いに吏道を振肅し、行政機構の更新を必要とするに至れり。政府は徒らに舊慣に囚はるゝことなく、廣く内外の大勢を達觀して時世に適切なる改善を行はんことを期す。各般の國策を具現するに當り政府は所部を策勵し、その萬全を期するは固より、又暫く衆智を採り、深く民意に察し、苟くも躁急事を進むるを戒むと雖も、其の是なりと信ずる所に向つては斷乎として邁進し、敢て一時を糊塗して百年の大計を忘るゝなからんことを期す。

右全體は甚だ抽象的であり、種々の項目に互つてゐるが、その根本思想は所謂『準戰時體制』化への努力であることは明らかである。しかし、五月の第六十九特別議會においては、庶政一新の色彩を加味した新法案は何等提出されず。たゞ僅かに前内閣の遺産が再び議會の討議に附せられた。新たに提案されたものには、不穩文書等取締法案、總動員秘密保護法案があるだけである。

議會が終つていよいよ具體的な國策が政府内部において論議されることとなつた。政府が『革新』を唱へた關係上、各省は競つて『國策』を持寄つたが、漸くそれを整理し、八月二十五日大綱を次の如く發表した。

- 一、國防の充實
 - 二、教育の刷新改善
 - 三、中央、地方を通ずる税制の整備
 - 四、國民生活の安定
 - (イ)災害防除對策、(ロ)保健施設の擴充、(ハ)農山漁村經濟の更生振興及び中小商工業の振興等
 - 五、産業の振興及び貿易の伸張
 - (イ)電力の統制強化、(ロ)液體燃料及び鐵鋼の自給、(ハ)纖維資源の確保、(ニ)貿易の助長及び統制、(ホ)航空及び海運事業の振興、(ヘ)邦人の海外發展助長等
 - 六、對滿重要策の確立(移民政策及び投資の助長策等)
 - 七、行政機構の整備改善
- これらの國策のうちから、勞働問題にとくに關係あるものを拾ひ出して見れば、教育の刷新改善、保健施設の擴充、農山漁村經濟の更生振興、災害防除對策等であらう。この内、教育の刷新改善と保健施設の擴充とがこの内閣に至つてとくに選ばれたのは故なしとしない。蓋し、一方においてはこの數年來重工業の擴張増設が打ちつゞいてそれに必要とする熟練工がすべて吸収しつくされて不足を感じることに甚だしく、他方においては科學的となつた近代戰は機械の操縦に順應し得るだけの知識をもつた兵士を必要とするが、吾國の近年における徴兵検査の成績は國民の體力においても知力においても不足する點あることを痛感せしめてゐるからである。

しからば、廣田内閣は、具體的には何をせんとしたか。昭和十二年度の豫算はそのプログラムを具體化しつゝ次の如く編成された。豫算總額三十億四千萬圓。その内、新規事業費は約十億、大體次の項目から成つてゐる。

	經常部	臨時部	計
國防の充實	千圓 五、四六六	千圓 六三、七二〇	千圓 六九、一八七
教育の刷新改善	六六	八三	一、四五三
中央地方を通ずる税制整備	二三、九三六	四、二五三	二七、一九三
國民生活の安定	三、八六三	四、七三九	五、六〇三
産業の振興及貿易の伸張	三、三三七	五、四〇七	五、七四五
對滿重要策の確立	二二	二四、八七八	二四、九〇〇
合 計	三〇三、二四四	七四、八三八	一、〇六八、〇九一

新規國策事業費中直接國民生活の安定に向けられた分は五%にとゞまり、教育の刷新改善に至つてはさらに少い。その重な項目を摘出すれば左の如し(千圓以下切捨)。

	經常部	臨時部	計
教育の刷新改善	千圓 二六	千圓 五〇七	千圓 五三三
義務教育八年制實施準備	四三三	一八〇	六二二
教學刷新	五〇〇	〇	五〇〇
青年學校補助	〇	〇	〇
國民生活の安定	〇	二〇、二三五	二〇、二三五
災害防除對策	〇	〇	〇

保健及救護施設の擴充	六、五九一	三、五七六	一〇、一六七
保健所費補助	五〇〇	〇	五〇〇
結核豫防施設擴充	一、九五三	五〇〇	二、四五三
救護醫療施設擴充	二、二四五	一、五九〇	三、八四五
國民健康保險創設	五九一	〇	五九一
母子保護法施行	五五五	〇	五五五
保健及救護施設擴充に伴ふ職員充實	五三三	〇	五三三
文部省關係體育並保健施設	〇	四一	四二
農山漁村經濟更生 中小商工業振興	六、三三三	一八、〇三六	二四、三三〇

國民生活安定の國策として掲げられた項目のうち災害防除對策は土木事業の名を改めたものであり、農山漁村經濟更生中小商工業振興は生産の増進、業者の統制、金融の疏通を計るにある、従つて國民生活の安定に直接關係あるものとしては保健及救護施設の擴充のみである。新たな社會政策の全内容は、扶助に關するものを除けば、國民體力惡化の阻止といふことにある(*)。

(*)社會政策のそれぞれの具體的内容については以下の當該の諸章において述べるが、こゝでは保健所の創設と結核豫防の對策について簡単に觸れておく。

保健所は一定地域内における住民の健康を増進し體位の向上を図るため、必要な豫防醫學的指導事業を行ふことを本旨とし、一

第三部第一篇 一般勞働者に關する社會政策

定地域の各種の社會福祉機關、醫療機關等と協調して各種の保健指導を行ふものである。こゝには醫師、藥劑師、衛生指導員、公衆衛生婦が配置され、彼らはその分擔區域を巡回し、あるひは豫防衛生の實地指導に當る。保健所設置計畫に従へば人口二十萬乃至十二、三萬を標準として道府縣を保健區劃に分ち、それに一保健所と若干の支所とを設置する。一〇年後には全國の保健所網が完成され、本所五五〇、支所一、一〇〇となる豫定であるが、國庫はその創設費に對し二分の一以内(經常費に對し三分の一以内)を補助することとなつてゐる。

日本における死亡者の一割以上(約十三萬人)が結核によるものであり、さらに結核患者に至つてはその一〇倍に達するものと推定されてゐる。そして都鄙の別を問はず、遺憾ながら結核は増加の傾向にある。國民病ともいふべきこの結核を防止する對策として一、結核療養所の擴充(療養所病床三萬床増加計畫。(イ)除隊結核軍人のための國立結核療養所創設、(ロ)公立結核療養所の擴充、(ハ)健康保險結核療養所の創設)二、結核豫防相談所の普及、三、結核豫防國民教育の徹底、四、環境上病毒傳播の懼ある結核患者の屈出等が擧げられた。

次ぎに前記總豫算の他の反面たる歳入の内譯を見よう。

基本歳入	百萬圓	増稅收入	百萬圓
自然増收	一、五〇〇	關稅増收	四四
預金部繰入	六〇	煙草値上増收	四六
特別會計繰入	一〇	公債收入	二五
	六二		八〇六

合 計

三、〇二

右のうち、煙草値上と「特別會計繰込」中に含まれた郵便料金引上とは一種の間接税引上であり、預金部繰入は郵便貯金の利下による収入増加である。さらに（内地）増税収入四億五千四百萬圓についてその内容を窺ふと、砂糖消費税の三千二百萬圓を筆頭に、賣上税三千萬圓、酒税一千四百萬圓、揮發油税一千四百萬圓等合計九千萬圓が間接税である。これに關稅增收四千六百萬圓を加へるならば、間接税は約一億三千六百萬圓、昭和十一年度實行豫算における間接税收入五億三百萬圓に比較し、實に二割七分の増加である。これに對しては、もちろん直接税も約三億六千三百萬圓を増徴するが、その代り一方では戸數割を全廢することにしてゐる。資本全體の立場からいへば、實質上その負擔が増加するところはさう多くはないといへる。之に反して所得税の免稅點が引下げられ（年收千二百圓より千圓）、新たにこの税の負擔者となるものが増加してゐる。

國民が國民經濟社會の一員として消費生活を営む以上、國民生活は物價の動向と不可離の關聯をもつてゐる。それゆゑ、國民生活安定策は物價政策にも含まれるのである。昭和十一年十月まで大體安定状態を示した物價は十一月頃から騰貴しはじめ、十二月にはさらにその騰貴のテンポを速めた。すなはち日銀卸賣物價指數は、十一月には二〇三・五となつたが、

十二月には一舉にして二一四・九、前月に比し五%六方奔騰したのである。その騰貴率の特に大きいのは鐵其他の金屬類であつて、物資の需給關係の常ならざることを物語つてゐた。もちろん小賣物價はこれと同時にまた同程度には騰貴しなかつたから、消費者は未だ物價騰貴の影響を直接に痛感するに至らなかつたが、それも卸賣物價の上昇に引きずられて近い將來に騰貴することは豫期されてゐた。

需給關係の變態は單に「物」だけに見られたのではなく、それは「人」においても認められた。すなはち、重工業部面において、熟練工否普通工さへその不足は痛感せられ、資材と同様人間の整備が重大となつてきた。輸出景氣が衰へかけた輕工業の労働者を直ちに重工業に轉化せしめることが困難であり、重工業自體においても熟練工の大經營への集中化が進みつゝあつた。この勞働力需給調節の問題は時局の進展とともに、いよいよその重要さを加へたのである。

第二節 社會問題に關係ある新立法

法律 第六十八議會は解散となつたため、立法上何等記すべきものはない。こゝには第六十九特別議會において成立した重な社會立法を列記する。各の内容については關係項目を参照されたし（括弧内は公布日および法律番號）。

一、職業紹介法中改正法律(一一・五・二七) 第二二號

一、農村負債整理組合法中改正法律(一一・五・二八) 第二二號

一、思想犯保護觀察法(一一・五・二九) 第二九號

一、退職積立金及退職手當法(一一・六・三) 第四二號

一、不穩文書臨時取締法(一一・六・一五) 第四五號

右の外政府提出の總動員祕密保護法案、衆議院には杉山元治郎氏提出の小作法案、塚本重藏氏提出の勞働組合法案、片山哲氏提出の母子扶助法案等があつたが、何れも審議未了。

條約批准 第十八回國際勞働總會において採擇された左記條約案中、日本は三のみを批准した(公布一一・一〇・三)。

一、非任意的失業者ニ對シ給附又ハ手當ヲ確保スル條約案

二、自動式板硝子工場ニ於ケル勞働時間ノ規律ニ關スル條約案

三、勞働者職業病補償ニ關スル條約案

四、夜間ニ於ケル婦人使用ニ關スル條約案

(三)のみを批准した理由はそれが國內法により既に完備してゐるといふにあつた。他の條約案は國情に鑑みてなほ實施に適せずと云ふので採擇さるゝに至らなかつた。

第三節 社會問題關係官廳事務分掌

昭和十一年末現在の本邦の社會問題關係の主管官廳の系統

第三部第一篇 一般勞働者に關する社會政策

および事務の分掌は次の如くである。

(一) 内務省社會局。これが社會問題一般の中樞機關であつて、その所管事務次の如し。

一、勞働ニ關スル一般事務 二、工場法施行ニ關スル事項 三、鑛業法中鑛夫ニ關スル事項 四、工業勞働者最低年齡法施行ニ關スル事項 五、退職積立金及退職手當法施行ニ關スル事項 六、勞働者災害扶助法施行ニ關スル事項 七、勞働者災害扶助責任保險ニ關スル事項 八、勞働爭議調停ニ關スル事項 九、社會保險ニ關スル事項 十、失業ノ救済及防止ニ關スル事項 十一、職業紹介法施行ニ關スル事項 十二、國際勞働事務ニ關スル統轄事項 十三、賑恤救済ニ關スル事項 十四、兒童保護ニ關スル事項 十五、軍事救護ニ關スル事項 十六、其他社會事業ニ關スル事項

右の事務を管掌するため社會局に庶務課および勞働部・保險部・社會部の三部がある。三部の所管事項は次の如し。

1、勞働部(前掲社會局所管事務中第一號乃至第八號、第十二號ノ事務)

イ、勞政課(一、團體勞働法制ニ關スル事項 二、勞働爭議調停ニ關スル事項 三、勞働運動ノ調査ニ關スル事項 四、他課主管ニ屬セザル勞働ニ關スル事項)

ロ、勞務課(一、國際勞働ニ關スル事項 二、勞働者ノ扶助ニ關スル事項 三、勞働者災害扶助責任保險ニ關スル事項)

ハ、監督課(一、工場法ノ施行ニ關スル事項但シ職工ノ扶助ニ

關スル事項ヲ除ク 二、工業労働者最低年齢法ノ施行ニ關スル事項 三、鑛夫ニ關スル事項但シ鑛夫ノ扶助ニ關スル事項ヲ除ク 四、退職積立金及退職手當法施行ニ關スル事項 五、其ノ他労働者保護ニ關スル事項

2、保險部（前掲第九號ノ事務。但シ失業保險ニ關スル事務ヲ除ク）

イ、規畫課（一、社會保險ノ調査ニ關スル事項但シ失業保險ニ關スル事項ヲ除ク 二、保險統計ニ關スル事項 三、健康保險ノ業務改善ニ關スル事項 四、健康保險審査會ニ關スル事項 五、他課ノ主管ニ屬セザル社會保險ニ關スル事項）

ロ、監理課（一、健康保險特別會計ニ關スル事項 二、保險官署業務監督ニ關スル事項）

ハ、組合課（一、健康保險組合ノ監督ニ關スル事項 二、健康保險組合ノ國庫負擔金ニ關スル事項）

ニ、醫療課（一、醫療ニ關スル事項 二、政府ノ管掌スル健康保險ノ醫療事務ノ監督ニ關スル事項 三、保險施設ニ關スル事項）

事項）

ホ、健康保險相談所

3、社會部（前掲第十號、第十一號、第十三號乃至第十六號ノ事務及失業保險ニ關スル事務）

イ、保護課（一、罹災救助、窮民救助其ノ他賑恤救済ニ關スル事項 二、軍事救護ニ關スル事項 三、少年教護ニ關スル事項 四、兒童保護ニ關スル事項 五、他ニ屬セザル社會事項

業ニ關スル事項 六、震災救護殘務ニ關スル事項）

ロ、福利課（一、住宅供給改善ニ關スル事項 二、公認ノ浴場質屋及簡易食堂宿泊所其ノ他福利増進ニ關スル事項 三、社會教化事業ニ關スル事項）

ハ、職業課（一、職業紹介其ノ他失業ノ救済及防止ニ關スル事項 二、失業保險ノ調査ニ關スル事項）

（二）國際労働機關帝國事務所は 海外ニ於テ國際労働機關ニ關スル事務ヲ處理」する。

（三）農林省における農山漁村の社會問題の管掌は次の如くである。

、農務局―農政（一、小作ニ關スル事項 二、自作農ノ創設及維持ニ關スル事項）。なほ小作官は「小作爭議調停ニ關スル事務ヲル」

2、經濟更生部（農山漁村ノ經濟更生計畫並ニ産業組合、農業倉庫、産業組合中央金庫、副業及農山漁村 濟ニ關スル雪害防除ノ調査指導ニ關スル事務）

（四）商工省における労働問題の管掌は次の如くである。

1、工務局

イ、工政課（一、工業行政上諸般ノ調査ニ關スル事項 二、地方工業化ニ關スル事項）

ロ、工業課（工業能率ニ關スル事項）

2、鑛山局

イ、鑛政課（一、鑛業行政上諸般ノ調査ニ關スル事項 二、鑛

業法及砂鑛法ノ施行ニ關スル事項)

ロ、鑛業課(一、鑛業及砂鑛業ノ監督及警察ニ關スル事項 二、鑛害豫防調査ニ關スル事項)

3、鑛山監督局(一、鑛業及砂鑛業ニ關スル事務 二、鑛業及砂鑛業ニ於ケル工業労働者最低年齢法施行ニ關スル事務 三、砂鑛業ニ於ケル労働者災害扶助法施行ニ關スル事務 四、鑛業法ノ適用ヲ受クル事業ニ於ケル退職積立金及退職手當法施行ニ關スル事務)。但し「鑛夫ニ關スル事務、鑛業及砂鑛業ニ於ケル工業労働者最低年齢法施行ニ關スル事務、砂鑛業ニ於ケル労働者災害扶助法施行ニ關スル事務並ニ鑛業法ノ適用ヲ受クル事業ニ於ケル退職積立金及退職手當法施行ニ關スル事務ニ付テハ内務大臣、其ノ他ノ事務ニ付テハ商工大臣ノ指揮監督ヲ承ケ」る。

(五) 逓信省における労働問題管掌は次の如くである。

1、管 船 局―海員課(一、船舶職員及水先人ノ試験及登録ニ關スル事項 二、海難調査ニ關スル事項 三、海員ノ養成、職業紹介保護、服務及取締ニ關スル事項 四、海員ノ最低年齢及健康證明書ニ關スル事項 五、船員ノ労働爭議調停ニ關スル事項 六、海員ニ關スル團體ノ監督ニ關スル事項 七、海員狀況ノ調査ニ關スル事項 八、海員國際労働會議ニ關スル事項)

2、逓信省(船舶海員ノ監督ニ關スル事務)

(六) 道府縣における労働問題、社會問題の管掌は次の如くである。

1、學 務 部(一、社會事業ニ關スル事項 二、職業紹介法施

第三部第一篇 一般労働者に關する社會政策

行ニ關スル事項)

2、經 濟 部(小作爭議調停ニ關スル事項)

3、警 察 部、但し東京府を除く(一、警察ニ關スル事項 二、工場法施行ニ關スル事項 三、鑛業及砂鑛業以外ノ事業ニ於ケル工業労働者最低年齢法施行ニ關スル事項 四、工場法ノ適用ヲ受クル工場ニ於ケル退職積立金及退職手當法施行ニ關スル事項及退職金審査會ニ關スル事項 五、砂鑛業以外ノ事業ニ於ケル労働者災害扶助法施行ニ關スル事項 六、砂鑛業以外ノ事業ニ於ケル労働者災害扶助責任保險ニ關スル事項 七、労働爭議調停ニ關スル事項 八、健康保險法施行ニ關スル事項)

(七) 警視廳はやゝ特別の制度を以て東京府における社會問題を管掌する。

1、特別高等警察部(一、特別高等警察及外事警察ニ關スル事項 二、労働爭議調停ニ關スル事項)

2、保 安 部(一、健康保險法施行ニ關スル事項 二、工場法ノ適用ヲ受クル工場ニ於ケル退職積立金及退職手當法施行ニ關スル事項及退職金審査會ニ關スル事項)

(八) 市町村における社會問題の管掌

以上の諸系統は、警察關係をのぞき、すべて市町村の事務として市町村において管掌される。

右の外文部省は社會教育行政(社會教育局)、思想對策(調査部)を擔當し、司法省、裁判所は思想關係の檢察保護、小作調停等を取扱ふ點で、社會問題を直接管掌してゐる。

第四節 社會政策費豫算

社會問題の管掌官廳が前節のやうに多岐にわたつてゐるから、中央および地方財政において社會政策費が何程に上るかを
知るのには不可能に近い。こゝでは中央財政の豫算の條項中
とくに社會政策に關係深いと思はれる諸項を摘出する。

昭和十一年度實行豫算歳出中社會政策費

内務省

社會部

社會局

國際勞働機關事務所

國立少年教護院

傷兵院

職業紹介事務局

軍事救護費

補助費

少年教護費補助

職業紹介費補助

救護費補助

兒童虐待防止費補助

健康保險國庫負擔金

臨時部

補助費

凶作救済借入金利子補給

公益質屋建設費補助

不良住宅地區改良費補助

千圓

四〇〇

二六

四六

二四

六

二、五九

一四

三〇

三、三五

五〇

三、六五

一四

五〇

一四

五〇

一五〇

大藏省

臨時部

勞働統計實施調査地方交付金

司法省

經常部

司法本省

司法保護事業獎勵費

臨時部

思想犯罪防遏特別施設費

文部省

經常部

文部本省

公民教育施設費

社會教育費

社會教育獎勵費

勞務者教育施設費

思想指導施設費

臨時部

思想指導臨時施設費

二五〇

三〇

二〇八

三

一、二四五

二、六四

二七、九〇七

四八

一、一〇〇

一三

八四

二四

九

五七

五〇

三七

四七

農林省	
經常部	
補助費	一、五三七
自作農創設維持費補助	
臨時部	
産業獎勵費	七九五
農林工業獎勵費	五、三四一
農村更生施設費	
商工省	
臨時部	
産業獎勵費	六
鐵山病災害豫防費補助	一六三
中小商業經濟更生施設費	二〇〇
商工組合中央金庫設立準備費	
逡信省	
臨時部	
補助及獎勵費	二六
海員救済補助	一〇七
船員職業紹介事業補助	一
海員社會事業補助	九〇
失業船員救済事業補助	
昭和十一年度地方財政豫算中、社會事業費（救助費、公設市場費、職業紹介所費、感化救済費、託兒所費、保育所費、部落改良費、無料宿泊所費、公設食堂費、住宅費、建築費等社會事業關係種目）として計上された金額は次の通りである	
昭和十一年度地方豫算中社會事業費	千圓
道府縣	六、七六五
市	二五、二八〇

第三部第一篇 一般勞働者に関する社會政策

町	一九、六九三
計	五、七五九
村	一、九二八、二六九
地方歳出總計	二・七
歳出總計に對する社會事業費の百分率	
備考 内務省地方局『昭和十一年度地方財政概要』	

第五節 社會行政の方針

地方長官會議 廣田内閣は六月十五日乃至二十日地方長官會議を開いて新内閣の方針を説明した。こゝにはその内から社會問題に關聯ある部分を摘記する。

内務大臣（馬場氏）訓示の一部要旨――

「各種疾病に對する豫防思想を啓發し醫療施設の擴充を期し、其の他防貧施設に關する各般の社會政策的施設を講ずるは、目今の國情に照らし、最も切要とする所にして、其の緊急を要するものに付ては既に豫算の成立を見たり。又勞資の親和協力を圖り産業の健全なる發展を期すべきは極めて緊切の事たるを信ず。仍て新に退職積立金及退職手當法を制定し、從來我國獨特の美風として發達せる退職手當の制度を合理化し、且之が普及を圖り尙職業紹介法を改正して職業紹介事業を擴充し以て勞働需給の調整を期したり。凡そ國民生活の安定向上竝に社會各層の偕和を圖るべき方策に付ては政府は農山漁村とを分たず事の緩急輕重に従ひ今後更に畫策經營する所あるべきを以て各位の此の方針に策應し一層此種施設の整備充實を圖るに助力せられんことを期待す」

この會議において陸、海兩軍務大臣は軍事扶助事業の統制

連絡並に有效的實施を希望した。なほ陸軍大臣（寺内大將）は職業紹介制度改正に言及し、除隊兵の就職斡旋に就いて職業紹介所が軍當局と緊密に連繫することを期待し、また海軍大臣は農山漁村救済に大なる關心を有することを表示した。

海軍大臣（永野大將）訓示の一節に言ふ――

「地方農山漁村の經濟的更生は海軍としても重大なる關心を拂ひ數年來地方中小工業に對する統制指導、軍需品の直接購買、窺乏地方より職工の優先的採用等を策し、地方産業の振興に寄與せんとしつゝある。その成果は未だ所望に達しないが逐年の經過は將來の發展を豫察せしむるものありと認め、今後一層之が助長に努力する考である。海軍の施策に協力するは勿論、未だ實施を見ざる地方に於ては他、實例を參酌し、その地方に最も適する方策を案劃し積極的に海軍に献策せられんことを望む。但し地方中小工業の指導に付いては將來軍需品の註文量激減する如き場合なきを保し得ざることをも考慮し、歐洲大戰後中小工業者の相次いで倒産したる苦き經驗をも考慮の上その業務轉換に關することを併せ研究し置かれんことを附言する。」

農林大臣（島田氏）は自作農の扶殖と共に小作關係の改善が農村社會の安定上はた又農業經營の改善上緊急の要務であり特に最近の如く小作爭議が未曾有の多數に上つた場合その必要を痛感すると述べ、商工大臣（小川氏）は工業の地方分散化と地方工業の改良振興とのため本省と地方廳との聯絡統制の必要を説き、中小商工業者問題については、商業組合、工業組

合の設立助成、商工組合中央金庫の開設、百貨店の統制制限等によつて更生振興を圖つてゐるが未だにその根本的解決を見るに至らないと言つた。その外拓務大臣（永田氏）から滿洲移民、南米移民に關する報告希望があつた。

指示事項（一、第五回勞働統計調査ニ關スル件「内閣關係」一、

農村衛生ノ改善ニ關スル件 一、結核豫防國民運動振興ニ關スル

件 一、醫療普及ニ關スル件 一、退職積立金及退職手當法ニ關

スル件 一、健康保險ノ業務改善ニ關スル件 一、救護法施行ニ

關スル件 一、協和事業ニ關スル件 一、職業紹介法ノ改正ニ關

スル件「内務省關係」

注意事項（一、小作爭議對策ニ關スル件 一、自作農創設維持

事業ニ關スル件 一、農村負債整理並農村金融改善ニ關スル件

一、農村工業獎勵ニ關スル件「以上農林省關係」

なほ總務部長會議は七月十六、七日に開かれたが、その指示事項中には衛生行政刷新に關する件、社會政策的施設の整備擴充に關する件が加へられてゐる。

鑛山監督局長會議 六月二十九日より一週間開催。そのう

ち七月四日を社會局主管事項の打合に當て、社會局長官より退職積立金及退職手當法の圓滿なる運用と鑛夫勞役扶助規則改正（年少者及び女子の深夜業禁止）の徹底とを計り、また保護坑夫入坑の漸減に努力するやう希望があつた。

指示事項（一、退職積立金及退職手當法ニ關スル件 一、鑛夫勞役扶助規則改正ニ關スル件 一、鑛業法ニ於ケル業務上ノ疾病ノ

取扱ニ關スル件)

指示事項(鑑夫保護ニ關スル件)

學務部長會議 六月三十日より四日間開催。内務省所管事項に關する打合は最終日の七月三日に行はれた。内務大臣より國體觀念宣明の徹底、選舉肅正運動の恒久化、社會政策施設の整備擴充、軍事扶助の有效なる實施、失業行政機構の改正、失業者更生訓練施設の助成に關して訓示があつた。

指示事項(一、醫療普及ニ關スル件 一、救護法施行ニ關スル件 一、軍事扶助事業ニ關スル件 一、私設社會事業ノ指導監督ニ關スル件 一、協和事業ニ關スル件 一、職業紹介法ノ改正ニ關スル件 一、失業者更生訓練ニ關スル件 一、出稼者保護指導ニ關スル件(最後の一項のみ東北地方關係))

經濟部長會議 七月六日より四日間開催。農林、商工、内務大臣の訓示は大體地方長官會議のそれと同じであり、社會問題に關する限り新に加へられた指示、注意事項はなかつた。たゞ東北地方關係の内務省指示事項として一、郷倉の指導監督に關する件 一、農村共同施設に關する件がある。

警察部長會議 一般警察事務に關する會議は六月二十五日より三日間開催。内務大臣訓示の一部要旨および指示事項次の如し。

内務大臣訓示要旨「二・二六事件後は平靜を保つてゐるが、なほ同事件に對する同情者が殘存してをり、また左翼運動再び擡頭し初め、農民運動も深刻化しつつある。これに對し特に特高外事の

警察機關を擴充し、或は不穩文書臨時取締法を設け、豫防警察に力を盡すこととした。國民の死亡率漸減しつつありとはいへなほ諸外國より高く、結核癩消化器傳染病患者數もまた文明國中最も高く、國民の體位年々低下の傾向にある。この時に當つて國民健康の保全増進を計るは緊急の要務であつて、殊に醫療の普及および救療の徹底を期するは最も切實な社會的要求といはねばならぬ。勞資の協定親和は産業發展の基調であつて、労働者の福祉を増進する所以である。退職積立金及退職手當法の制定は該制度の普及確立にあるのみならず、産業協力社會偕和の實を擧げるにある。」

指示事項(一、不穩文書ノ取締ニ關スル件 一、農村衛生狀態ノ改善ニ關スル件 一、結核豫防國民運動振興ニ關スル件 一、醫療普及ニ關スル件 一、産業ト労働ノ調整ニ關スル件 一、労働者災害扶助責任保險給付ニ關スル件 一、退職積立金及退職手當法ニ關スル件 一、中小工業ノ労働狀態改善ニ關スル件 一、健康保險ノ業務改善ニ關スル件 一、協和事業ニ關スル件 一、職業紹介法ノ改正ニ關スル件)

社會課長事務打合會 七月二十二、三日開催 社會局長官より、國民生活安定策としての社會施設の整備、とくに農村社會事業の振作、軍事扶助の充實、地方改善施設の擴充、職業紹介法の改正に關して訓示があつた。

指示事項(一、農村ニ於ケル社會事業ノ振興ニ關スル件 一、救護法施行ニ關スル件 一、軍事扶助事業ニ關スル件 一、兒童虐待防止ニ關スル件 一、方面委員制度ニ關スル件 一、公益質屋ニ關スル件 一、地方改善事業ニ關スル件 一、協和事業ニ關スル件 一、職業紹介法ノ改正ニ關スル件 一、失業者更生訓練ニ關スル件 一、醫療普及ニ關スル件 一、出稼保護輔導ニ關スル件)

件〔最後の一項のみ東北地方関係〕

聴取事項（最近ノ低金利ガ私設社會事業ニ及ボス影響並ニ之ニ關スル對策如何）

工場監督官並鑛務監督主任官事務打合會議 退職積立金及

退職手当法の公布に伴ひ、これに關する説明協議をなすべく特に七月二十七、八の兩日事務打合會議を内務省に開催。同法制定の理由及び内容の説明、退職積立金及退職手当法施行準備調査會に對し諮問せられた命令案要綱の説明があり、之に對し質疑應答が行はれ、さらに同法施行方針並に職工、鑛夫の貯蓄金管理の利率に關して協議された。最後の貯金利率については、昭和五年労働部の通牒（強制貯金六分、任意貯金五分）の趣旨により適當に處置すべきこととなつた。

労働爭議調停、工場監督、鑛務監督主任官事務打合會議

十一月二十五日から四日間内務省において開催。本年は特に労働爭議調停主任官と工場、鑛務監督主任官とが同時に召集されたことは注目に値する。これは社會局長官の訓示にある如く『労働爭議の未然防止及び解決は調停官吏と工場監督官吏の密接なる連絡協力に依りて克く其の實を擧ぐることを得るのみならず、特に近く實施を見るべき退職積立金及退職手当法の圓滑なる施行の爲には兩者が一層密接なる連携を保つ必要』が感ぜられたからであらう。

社會局長官訓示要旨「最近の労働運動は穩健となり、從來の階級闘争の方針を著しく緩和して産業協力、産業報國を唱へ、労働者

が國家産業人として自覺したことは喜ばしいが、この機運を助長するには事業主も責任を負はなければならぬ。實に現下の社會情勢より見て事業主も労働者も利己的態度を一擲し、産業の公益性を自覺し、協力一體となつて國家の進運に盡す必要があることを痛感する。關係官吏はこの際産業労働の適切妥當な調整に努力すべきである。なほ昭和十二年一月より退職積立金及退職手当法並に労働者災害扶助關係諸法規の改正が實施されるについては、關係者はその圓滿な施行に盡力しなければならぬ」

指示事項（一、綱紀肅正ニ關スル件 一、災害防止ニ關スル件 一、工場火災防止ニ關スル件 一、罐體検査ニ關スル件 一、工場公害防止ニ關スル件〔以上監督課關係〕 一、工場法、鑛業法及労働者災害扶助法各改正法律施行ニ關スル件 一、扶助法規施行令改正ニ關スル件 一、業務上ノ疾病ノ取扱ニ關スル件 一、労働者災害扶助責任保險ニ於ケル濫療濫給ノ防止ニ關スル件 一、労働者災害扶助責任保險ニ於ケル趣旨ノ徹底ニ關スル件〔以上勞務課關係〕 一、勞資問題ノ調整ニ關スル件 一、調停官吏ト工場監督官吏ノ協力ニ關スル件 一、勞資懇談會ニ關スル件〔以上勞政課關係〕

以上のほか退職積立金及退職手当法の施行並に退職手当支給に關聯ある労働爭議について打合があつた。

なほ十一月二十四日には公營事業に關する事務打合會議を開き、また二十八日には特に鑛務監督主任官のみの事務打合會議を開催した。その協議事項左の如し。

一、改正鑛夫扶助規則ノ施行準備ニ關スル件 一、保護鑛夫ノ坑内就業例外許可状況ニ關スル件 一、石油山ニ於ケル就業時間ニ關スル件 一、其ノ他一般監督状況ニ關スル件 一、退職積立金及退職手当法施行ニ伴フ先堀ニ關スル件

以上を通觀するに本年の社會行政は二・二六事件後における社會不安に對して統制の力を確立せんとする事に向けられたが、その政策の内容は専ら退職積立金制度の創設に限られ他方國民健康の惡化が大いに憂へられたにも拘らず、それに對しては何等見るべき施設が行はれなかつた。そして時局の力を背景として勞資の協調がますます高調されたのであつた

第六節 事業主側の態度

事業主側は勞働問題に對し少くとも二・二六事件勃發までは、從來と同一の態度を持してゐたやうであつた。それは退職手当法に對する反對運動の經過に徴しても明瞭であつて、同問題が世人の注目を惹けば惹くほど、かれらの反對態度は一層強化されたと云つてよい。これに反撃を加へたものはかの二・二六事件であつた。本事件の意圖や結果が何であつたにせよ、これを勃發せしめた有力な原因の一つが國民生活の不安定にあつたこと疑なく、その不安の累積がかの不法行爲として現れたでいふことは、むしろ常識であらう。事業主側もまたこの現實に直面して、いろ／＼の點から考へ、從來採り來つた強硬な態度について一應反省せざるを得なかつた。そして、事件後一ヶ月半を経て、やうやく全國産業團體聯合會（全産聯）は經濟諸團體のトップを切つて、時局に際し採るべき態度を表明した。すなはち、四月十一日全産聯並に日

本商工會議所聯合主催にかゝる第二十回國際勞働總會事業主代表一行送別午餐會の席上における郷誠之助會長の挨拶はこれであつて、それは全産聯の將來の動向に關する重要な表明となつた。以下その全文を掲げる。

此の際一言私は本聯合會の將來の動向に就いて所信の一端を申述べ各位の示教を仰ぎ度いと思ひます。從來吾が全國産業團體聯合會は

第一には我國の勞資關係は階級闘争の思想に影響されてはならな

いと云ふこと
第二には我國には我國獨特の産業精神に依り、情誼を基とする傳統的の勞資關係があつて益々之が助長を圖るべく、濫りに歐米の制度を模倣し、その思想に追隨することを許さないと云ふこと

第三には我國の中小工業は我國産業の中軸、國民の中堅を形成するものであつて是非共之が存續繁榮に協力する必要があること等の信念に出發して行動を致して居つたものであります。是等の諸點は我國の勞資關係を律すべき根本基調とも申すべきものであつて、將來と雖も永久に之を變更する必要を認めないと信ずる次第であります。從來吾が團體の實際に執りました行動は、徐ろに檢討致しますると、是等の信念を具體化するに就いて、往々世間の誤解を招いたことのありましたことは顧て遺憾とする所であります。

纏つて我國の現状を思ひまするに朝野各層各方面一致協力、舊套を脱し、清新なる意氣を以て社會の情態を改善し、皇運を扶翼すべき必要に迫られて居ることは申上ぐる迄もないことで、此の氣運に

策應し産業界に於ても、改善の要ある事項に付いて進んでその實現に邁進することは之亦産業人として當然の責務と存じます。是等の點に鑑み吾々同志は將來吾が團體が如何様に進むべきかと云ふことにつき考究を重ねつゝあるのでありますが、此の際吾が全國産業團體聯合會としましては

第一に吾々は産業に於ける従業員の精神的訓練の向上と相俟つて一層その生活安定を圖る爲め政府又は法律の力を借りるまでもなく團體の結束に依り相率ゐ、相扶けて待遇改善、福利増進等の諸施設の充實を期すること、例へば團體生命保險事業の如きはその一例であります、將來に於ては益々之が普及と内容の整備に努め度いと思つて居ります

第二には産業の健全なる發達と共に従業員の福利を増進し得る問題について吾々が自治的努力と團體の結束協力等を以てしても十分にその成果を期し難い場合には、妥當なる社會立法の實現に對し進んで協力をすること

第三には中小工業の問題に付しましては、實際事業を熟知するに便宜ある吾々産業關係者が積極的努力を致しますならば、政府又は金融業者のみの力で爲し得ない事をも實行し得る事項が多々あらうと思ひますので、未だ具體的の方策については申上げられませぬが、將來全國産業團體聯合會の事業の一として中小工業の改善振興に對し盡力すること、等

に向つて積極的努力を致し度いと考へて居ります
就きましては私共が政府その他調査指導機關の當局の方々に對し

お願い申上げ度いことは、先づ此の際社會政策について再檢討を行ひ、立法を要するものと實際の指導に俟つべきものとの限界、施設の緩急前後、社會各層に對する政策の均衡と申す様な點に留意した一貫した根本方策の下に何人も首肯する準備と方法に依り之が實現を期することについて御配慮あらんことを希望致します。殊に中小工業の問題はその企業形態、資力、勞資關係等より見まして、之を進んだ工場組織の下に經營せられる大工業と、全然別異の法制の下に且つ助成と監督と相併行して考慮する必要があると存じます。

次に是非共實行致し度いと切望しますことは社會勞働の問題を研究する場合に、常に之に關係ある官民各層各方面の人々が相互に接觸を密にし、隔意なき意見交換の機會を多くし相互に雅量のある理解を高め、以て協力の實を擧げることであります。最近の世相に鑑みましても獨斷に基く誤解、或は自らのみを正しとする偏見が如何に謬れる方向に事態を導くかと云ふことは、最近吾が社會が嘗めた苦い經驗であつて、官と云はず民と云はず國民一般に深く自省しなければならぬと思つてゐるのであります。私共も及ばずながら此の精神を根幹とし、我國産業の爲め出来る丈けの改善と發達とを圖り度いと存じます。各位に於ても何卒之を諒として御指導御援助あらんことを希ふ次第であります

卒然この陳述を耳にするならば、今後全產聯は福利施設の擴充に努力し、社會立法の實現に協力し、中小工業の改善振興に盡力する旨強調して從來の態度を是正した如く感ぜられる。それ故新聞はこれを全產聯、否事業主全體の轉向と稱し、

労働組合側においても、『全産聯が眞に郷會長の聲明の如く、從來の反動的態度を棄て、労働立法、社會政策の實施のために誠意を示さるゝことは慶賀すべき』(日本労働組合會議松岡議長の談話)であるとしたものもある。しかし仔細にその内容を検討するとき、本聲明は從來執り來つた全産聯の見解を繰返したに過ぎないことが分るであらう。けだし、社會立法への協力と稱しても、それは『我國産業の中軸、國民の中堅たる』中小工業の存続繁榮を脅さない限りにおいて行はるべきであり、福利増進と稱しても、それは『我國獨特の産業精神に依り情誼を基とする傳統的の勞資關係』の所産として行ふのである。従つてこれら社會政策の調査指導に當る當局者に對しては『何人も首肯する準備と方法に依り之が實現を期する』やう希望してゐる譯で、全産聯自體も『濫りに歐米の制度を模倣し、その思想に追隨することを許さない』建前をとつてきたといふのである。たゞその新味をいふならば、『以上の信念を具體化するに就いて、往々世間の誤解を招いた』のを、遺憾に思ひ今後は相互に雅量のある理解を高め、以て協力の實を擧げることが期待する點であらう。しかしこの聲明の眞意は、特別議會において退職手當法案が審議され、全産聯がこの案に猛烈に反對したとき明白となつた。この際輿論は之を以一同會の再轉向として非難したが、全産聯は從來轉向も再轉向もしないといふに酬いたのである。

なほ、右の如き事業主側の眞意の程はすでに前記送別會に先立ち、同日(四月十一日)午前中に開かれた全産聯常任委員會の第二十回國際労働總會議題に對する態度において、一層よくわかつてゐた。その議題は左記八項目であつたが、全産聯の態度は從來のそれと大差がなかつた。

1、労働者を募集する或る特殊制度の規律に關する件 2、有給休日に關する件 3、政府により實行せられ又は補助せらるゝ公共事業に於ける労働時間の短縮に關する件 4、土木建築業に於ける労働時間の短縮に關する件 5、鐵鋼業に於ける労働時間の短縮に關する件 6、炭坑業に於ける労働時間の短縮に關する件 7、纖維工業に於ける労働時間の短縮に關する件 8、建築工事に使用せらるゝ労働者の爲の足場及揚重機に關聯せる安全規則に關する件。

全産聯は右のうち(1)および(8)に就いては賛成し、(2)乃至(7)に對しては反對と決定した。そして反對の理由を次の如き點に求めた。

(2)——本邦産業界に於ては斯る制度は職員に對してはすでに廣く實施せられつゝあり。又労働者に對しては晝中休暇及び精勤慰勞等の形式を以て漸次普及の傾向に在るのみならず、之が國民保健及び産業能率上相當の効果を期待し得ることは多數業者の現に承認しつゝある所なるを以て斯る傾向を益々助長する趣旨には勿論賛成なるも、これが立法化に關しては國內産業事情並に他の労働立法との關係等に付き慎重考慮を要すると認められ、従つて國

際條約に依り羈束せらるゝことについては遽に賛意を表し難し。

(3)乃至(7)——諸外國の事例に徴するも到底その効果を所期し得ざること明かなるのみならず、殊に本邦に於ては是等産業の多くは目下發達の過程に在りて、寧ろ勞力供給の不足に悩みつゝある實情なるを以て是等諸件に對しては論議の必要を認めず。

依然として醇風美俗を尊重すべく、それを法制化してはならぬと云ふ論であり、また勞働條件については日本が特殊國たることに甘んずるといふのである。

前記聲明中に含まれた中小商工業振興に關しては、初め中小工業金融保證會社を設立する計畫であつたが、その計畫は保險業法の適用を受ける結果となるので都合が悪く、その代案として中小商工業助成會社設立の案を樹てた。同案は、その會社をして各種工業組合と提携して中小工業者の生産する重要輸出品の買取、販賣又は受託販賣を爲さしめ、同時に中小商工業者に對する金融及び金融保證を爲さしめんとするものであつて、その資本金は大體二千萬圓程度である。たゞし昭和十一年中には右の計畫が具體化し、實現される運びには至らなかつた。

第七節 協調團體の動靜

財團法人協調會は昭和十一年四月その組織を改め、主力を勞働問題の調査と産業福利増進運動とに注ぐこととなり、産業福利協會をそのうちに合併した。産業福利協會は大正十四

年十一月、社會局の別働隊として設立されたものであつて、工場災害の豫防、勞働衛生の改善、産業能率の増進、其他産業福利に關する智識の普及を圖り、その健全な發達に貢獻することを目的とする。また、同會は道府縣において同様の目的を遂行しようとする諸團體の中央機關であつた。

協調會創立當時においては勞働行政機關も整備せず、勞働運動も鬭争的であつたため、「事業主と勞務者との協同調和を圖る」ことを以て目的とした同會は、實際に勞働紛議の仲裁和解に盡力せんとしたあるひは福利増進に關して施設を講ぜんとした。然るに最近特に滿洲事變以後においては事情は一變した。即ち政府は勞資協力、産業報國の方針の徹底化に努め、鬭争主義的組合を抑へることに成功し、従つて勞働爭議の調停も官吏によつて行はれるものが多くなつた。一方勞働組合の方針もこれに順應して、産業協力を唱へるやうになつたから、第三者が爭議に介入する必要は著しく薄らいて來た。さらにまた勞務者に對する福利増進の施設についても、それは本來の性質から見て個々の經營内において講すべきものが多く、さうでない一般的福利施設といへば政府の手によつて行はれるのが適當である。要するに、時勢は變つたので、協調會も亦從來の事業方針を改めることが適當となつた。その意味で改組を行つたのであるが、工場災害激増の傾向が著しい折柄、協調會がこの新方針にもとづきその事業を更新する

ことは産業界の期待に副ふものであらう。昭和十一年における同會の活動として擧ぐべきものは、從來の如く社會政策時報の發行の外に、『九州に於ける産業と勞働』に關する調査（社會政策時報第一九三號）をなしたことが、第九回全國安全週間及び第五回安全大會を主催したこと等であらう。

第二章 勞働保護法

我國現行の勞働保護法規の重なるものは、（一）工業勞働者最低年齡法（大正十二年制定）（大正十五年施行）（昭和三十二年制定）（昭和三十五年施行）（二）工場法（明治四十四年制定、大正五年施行）（昭和三年施行）（三）鑛業法（明治三十八年）（大正十二年改正、大正十五年施行）（四）勞働者災害扶助法（昭和六年制定）（昭和七年施行）（大正七年）（大正十四年施行）（五）傭人扶助令（大正七年）（大正十四年施行）（六）勞働者募集取締令（大正十三年）（大正十四年施行）（七）船員法（明治三十二年制定）（明治三十三年施行）等である。（一）は幼年（満十四歳以下）勞働を禁止し、（二）、（三）は工場鑛山の災害扶助と少年勞働者、女工勞働者、坑内勞働者の就業制限とを定め、（四）は屋外勞働者の災害扶助を規定し、（五）は官業屋外勞働者の災害扶助について適用される。扶助は勞働者が業務上負傷し、疾病に罹り又は死亡したとき支給され、その種類は施療（又は療養費）、休業扶助料、障害扶助料、遺族扶助料、葬祭料、打切扶助料の六である。しかし、健康保險法

の給付による代行が認められてからは、扶助の件数が著しく減少した。（七）は從來までは船員保護法といふよりも、むしろ船員雇人の取締法ともいふべきものであつた。

第一節 法規の改正

昭和十一年における勞働保護法の改正といふべきものは、鑛業における保護鑛夫の深夜業禁止と勞働者災害扶助法規の改正との二つに過ぎない。その要領左の如し。

鑛業における幼年者及び女子の深夜業禁止 鑛夫勞役扶助規則（大正五年農商務省令第二一號）は鑛業において十六歳未満の者及び女子を深夜業（午後十時乃至午前五時）に就かしめることを原則的に禁じてゐる（第七條）。たゞしこの原則には例外がある。すなはち鑛業が二組以上の交替制度を行ふときは鑛山監督局長の許可を得て午後十一時まで就業せしめることができ、その勞働が坑外の選炭作業である場合にはさらに就業時間を午後十二時まで延長することをうる。また三組以上の交替制度によつて坑外の選炭作業を爲すときは、同様鑛山監督局長の許可を受けて一定期間深夜業を行はしめることが出来ることになつてゐる。このやうな例外規程を設けた結果として鑛業における深夜業の禁止は實際上著しくその效力が制約せられた。現に昭和十年末においてこの例外作業に従ふ幼年者及び女子は約四千人を算へ、かつ彼等の健康は

憂慮すべき状態にあつたのである。そしてこの状態を改善するには右の例外規程を改正しなければならなかつた。改正省令は昭和十二年七月六日公布されたが、それは一方において交替制度の如何に拘らず鑛山監督局長の許可により、

(一) 石炭鑛業においては十六歳未満の者及び女子を、

(二) 其他の鑛業においては十六歳以上の女子を

午後十一時まで就業せしめうることにし、他方においては如何なる場合と雖も午後十一時から午前六時に至る間はこれら保護鑛夫を就業せしめることは出来ないものとした。この後者の規定により深夜業の禁止は一應實現さるゝまでになつたが、これは公布と同時に施行されるのではなく、鑛業者の準備を考慮して、二年後の昭和十三年九月一日から實施されることになつてゐる(昭和十一年内務省令第二二號)。

災害扶助關係法規の改正 昭和十年において労働者災害扶助法、工場法、鑛業法の一部が改正せられたが(労働者鑛夫の扶助請求權と損害賠償請求權との關係、扶助請求權の時効、扶助請求權の讓渡差押禁止を規定す、『年鑑』昭和十一年版五八二頁参照)、これは昭和十一年十二月二十一日公布の勅令により昭和十二年一月一日から施行されることゝなつた。

現在労働者の扶助の細則に關しては、職工については工場法施行令中に、鑛夫については鑛夫勞役扶助規則中に、土木

建築その他の屋外労働者については労働者災害扶助法施行令にそれぞれ規定してある。しかし、その支給方法には統一を缺くものがあり、またこれ等の扶助料は極めて低額で扶助の目的を達し難い。そこで前記改正三法律の施行期日を定めた勅令のなかに扶助規定の改正をも加へ、これによつて扶助料の増額とその統一とを圖つた。要點次の如し。

一 障害扶助料、遺族扶助料の増額を圖つたこと。この増額の程度は從來に比し約一割。

二 障害扶助料、遺族扶助料及打切扶助料に付金額の最少限度を設けたこと。從來はこの規定がなかつた。

三 休業扶助料を二種に分ち、労働者を入院せしめた場合の休業扶助料とその他の場合の休業扶助料として改正を行つたこと。

四 工場主及職工の出捐する共済組合並に鑛業權者及鑛夫の出捐する共済組合に關する規定を設けたこと。

五 障害扶助料の支給規定の整備統一を圖つたこと。この點は次の五項に要約せられる。

(1)、從來工場、鑛山にあつては障害の等級を抽象的に四號に分けたものを、改めて具體的に一四等級に區分した。労働者災害扶助法の例に統一したものである。

(2)、勞務に服し得ざりしときは扶助額を最少限度百八十日分としたこと。

(3)、既に身體障害を有するものが負傷又は疾病に依り同一部位に付障害の程度を増したときは相當の増額をする。

(4)、本人の承諾あるときは、雇傭期間中障害扶助料の支給を延期し得ること。

(5)、障害程度第八級以上に該當する者には歸郷旅費を給する事
六、工場、鑛山に於て各扶助料の額を定むるに付賃金の「何日分以上」又は「百分の何十以上」とあつたものを「以上」を割り賃金 何日分」又は「百分の何十」とした。

なほ、右工場法施行令、鑛夫勞役扶助規則等の改正と同時に、同主旨にもとづき官業における工場及事業場における勞働者の扶助についての規定も改正した。この規定の改正の要點もまた休業扶助料を改め、且つ扶助料全般に亘つてその最低保證金額を定めたことにあるが、たゞ、障害扶助料に關しては依然として舊法による抽象的な四分法に従つてゐる。

附 義務教育延長と保護勞働者の勞働條件 廣田内閣の七大國策のうち「教育の制新改善」なる一項が掲げられたこと前記の通りであるが、その中核をなすものはもちろん義務教育年限の延長であつた。文部省發表にかゝる同案の要綱によれば、從來尋常小學校の教科の終了を以て終ることとしてゐた義務教育を高等小學校終了まで延長し、これを昭和十三年度より實施せんとするものである。これはまた學齡兒童保護者の義務の延長をも意味する。たゞし、この高等小學校への就學は青年學校普通科へのそれをもつて代へることができるが、青年學校の教授訓練は土地の情況に應じ適當な時刻及季節に行ふ(青年學校規程第一〇條)としてゐるから、學制の改革によつて工場法、鑛夫勞役扶助規則はもちろん工業勞働者最低年齡法に

ある十四歳未満の者の就業禁止規定も別に改正する必要を見ないわけである。しかし工業に従事しながら義務教育を受ける兒童にとつては、工場において法定制限時間の勞働をなした上、さらに學校で一ケ年二一〇時間以上の授業を受けなければならないとすれば、兒童にとり非常な負擔となることは明かである。よつて、就學と就業とを通算して、その時間を現行の就業制限の範圍に止めようとする案が立てられた。

學齡兒童ノ就業時間ニ關スル法律案要綱

一、工場鑛山ニ關シテ就學時間ト就業時間トヲ通算シタル時間ヲ現ニ法令ニ依リ制限セラルル就業時間ト同一ノ時間(原則トシテ一時間)ニ制限スルコト

、右以外ニ工業勞働者最低年齡法ノ適用ヲ受クル事業(同一ノ家庭ニ屬スル者ノミヲ使用スル事業ヲ除ク)ニシテ現ニ就業時間ノ制限ナキ事業ニ關シテハ原則トシテ之ニ準ズルコトトシ、特別ノ事情アル場合ハ例外ヲ認ムルコト

三、本法施行ノ期日ハ義務教育法施行ノ期日ト同一トスルコト
右の義務教育延長案はいろいろの理由によつて實現されるに至らなかつたから、右の學齡兒童就業時間の制限案も亦實際には論議されなかつた。しかし、將來義務教育延長案が復活する場合には必ずやこの就業制限案も再び問題とされるに相違なく、工場工業のみにとゞまらず我國の家内工業や農業における特殊事情とからみあつて、この問題の重要性はますます大きいものとなるであらう。

附 船員法の改正 船員法は明治三十二年以來改正を見ず、また

海員に關する法規は船員法のほか商法（第五編海商第二章船員第三節海員）、船員最低年齢法等に分れて統一を欠いた。その上海運界の發展にも拘らず一般労働立法に比して海員の保護が不十分な状態にある。よつて昭和六年逡信省に臨時海事法令調査會を設置、船主船員兩種團體の代表者、海法關係の學者、その他關係各方面の人々を委員とし、船員法改正の件について審議した。その改正要綱には國際労働總會の條約案、すなはち、船舶の滅失又は沈没の場合に於ける失業の補償に關する條約案（第二回總會）、海員の雇入契約に關する條約案（第七回總會）、海員の送還に關する條約案（同上）、船員の最低年齢に關する條約案（第二十二回總會）の趣旨を取入れるとともに、海員労働爭議を防止するために船長および管海官廳の權限を強化する規定を挿入することとした。同法改正法律案は昭和十二年議會に提出された。

第二節 工場法施行狀況（昭和十年）

『昭和十一年工場監督年報』より工場法施行の概況をぬき書きすれば次の如くである。

適用工場及職工 昭和十年十月一日現在の工場法適用工場数は九七、〇九一、内民營九六、五八二であつて、前年同日に比し總數において九、八九六工場（民營九、八七三）の増加となつてゐる。さらにその從業職工は二、五〇四、五八八人（民營二、三五一、九六七人）内男子一、三七七、九二七人（民營一、二五〇、六八〇人）である。前年に比し總數二八〇、二二五人

（民營二七二、五九四人）内男子一八九、九三二人（民營一八一、八五七人）増加した。

適用民營工場中、染織工場が工場數においても（三五、八七九）職工數においても（一、〇六二、二三五人）第一位を占め、それ〴〵民營工場の三七%二、四五%一に當つてゐる。これに次いで、工場數においては雜工場（二二、六一〇—二三%四）、機械及器具工場（二、三六五—二二%一）が多く、職工數においては機械及器具工場（五五〇、一二三人—二三%四）、化學工場（三三二、一八八—一三%七）が大きい。増加率を見れば、工場數、職工數とも機械及器具工場において最も高く、軍需景氣を如實に反映してゐる。染織工場これに續き、第三位は工場數については雜工場、職工數については化學工場であるが、とくに注目すべき點は、化學工場の一工場當りの職工の増加が機械及器具工場のそれよりもはるかに多いことである（詳細は第一部統計表参照）。

工場監督職員及工場臨檢 昭和十年末現在、社會局における工場監督官は一〇名、工場監督官補は八名、地方廳における工場監督官は三八名、工場監督官補は三二三名、その外道府縣に當該事務關係の警察官吏がある。昭和十年中工場監督官吏によつて臨檢された工場數三五、一二九（昭和九年三三、二七三）、警察官吏によるもの七七、四五三（昭和九年六三、二二）、未だに十分な臨檢監督を行ひ得ない状態である。

扶助 民營工場における扶助件数二三、〇二二件、金額一、三五九、八七〇圓であつて、件数、金額の最も多い業種は機械及器具工場であるが、本年とくにいちごるしい現象は化学工場の扶助件数並に金額が激増したことである 扶助に関する紛議は前年に引続き依然として増加しつつある。これは事業主が業務上の事故を業務外のものと認定し、あるひは健康保険の給付のみで補給を爲さうとしない場合が多いからであらう。

民營工場の歸郷旅費を受けた職工数は一二、七八八八人(内保護職工一一、六八五人)、その金額は二八、五三七圓(内保護職工二六、二八九圓、昭和九年(一〇、八〇七人、二八、八二四圓)に比し職工数は増加したが、金額はほとんど増加しない職工数の増加は主として染織工場における保護職工の歸郷の増加によるものであつて、他の工場においてはかへつてそれが減じてゐる。従つて金額の減少は染織女工一人當りの歸郷

旅費支給額が減ぜられたことを示してゐる。官營工場における扶助給付は件数三、〇五五、金額一三八、五〇三圓である(そのほかに年金制給付が新規件数一〇、繼續件数二〇三、金額總計五〇、九三三圓)。前年(三、〇三四件、一一八、九六八圓、年金制扶助を除く)に比し、件数は變らないが、金額が増加したのは、海軍省關係工場の負傷者に對する給付額が増加したからである。

就業制限に関する許可 認可、届出状況 昭和十年に入つて就業制限の例外はいよく増加した。保護職工(十六歳未満の者及女子)を最も多く雇傭する染織工場、雑工場にこの例外の多いのは當然であるが、これに次ぐものは機械及器具工場である。しかし、前年と比較すれば機械及器具工場の増加率が著しく、前二者のそれを遙に凌いでゐる。これは、昭和十年輸出産業が停頓しはじめたに反し、軍需工業が依然として上向線を辿りつゝあつた半面である。

就業制限例外件数 (法は工場法の略、數字は條、項を表す)

工場	昭和十年					昭和九年		
	内(織物)	機械及器具工場	化学工場	飲食物工場	雑工場	合計	合計	合計
染織工場	九六二	八四〇	二四	二	一	九六九	一、二八	八三
午後十一時(法四)迄就業延長(但書)	九六二	八四〇	二四	二	一	九六九	一、二八	八三
一齊休憩(法七II)の不設(但書)	一六〇	九三	三	三	一	一六六	一六	一五

三 夏季における(法七) 就業時間延長(Ⅰ)	一、六九〇	一、〇一四	三	二	九	一	五	一、七六六	一、六五五
四 不可避の事由による(Ⅱ) 就業制限廃止(Ⅲ)	一	一	一	一	一	一	一	三六	二二
五 原料等變賣の虞あり(法Ⅱ) 場合の制限廃止(但書)	一	一	一	一	一	一	三	六	一
六 就業時間臨時(法Ⅱ) 二時間延長(Ⅲ)	三、七三	一九、四三七	七五	一、六九七	七四〇	一七二	二、〇八四	二六、三三四	二二、三三三
八 就業時間臨時(法Ⅱ) 一時間延長(Ⅳ)	三、一七	二、六一	三五	一	一	一	三、一七	二、六四	二、三三

右の制限外就業を地方別に見れば一、二は静岡(一は七九四件、二は八〇件)に、三は石川(四二五件)、長野(三〇八件)埼玉(二四〇件)、山梨(二〇四件)、群馬(一三六件)に、六は東京(六九七九件)、京都(五四六九件)、兵庫(三、六五九件)、愛知(二五九六件)に、七は愛知(一、二七三件)、栃木(一、二〇五件)に多かつた。

賃銀支拂遲滞、法定休憩休日不給、無斷深夜業等である。違反者のうちにはブロックを組織し、臨検官吏が来た場合には互に通報しあひ、以て違反の摘出を一局部に止めようとした事例さへあつた。

違反件数

法規違反 民営工場の昭和十年中違反處分件数(戒告二七、九四四件 處罰九四一件)は前年に比し増加したが、適用工場一、〇〇〇に對する戒告件数は二八九 處罰件数は九・七に當り 前年に比し前者は五の減少、後者は一・九の増加である。處分件数を業種別に見れば染織工場、機械及器具工場(たゞし處罰件数は減少)において増加し 化學工場では不變、その他の工場では減少した。

さらに内容別に見れば形式違反が最も多い。實質的違反のうち重なるものは就業時間の法定限度超過、就業時間無斷延長

	昭和十年		昭和九年		昭和八年	
	戒告	處罰	戒告	處罰	戒告	處罰
染織工場	一〇、六〇	六五	九、三四	四三七	九、四五	四三
機械及器具工場	九、四八	八九	八、〇三	一〇六	七、二六	四八
化學工場	二、四五	二〇	二、三六	一九	二、三六	二五
飲食物工場	八三	三三	九三	六	九五〇	二二
雜工場	四、四二	一五	四、七七	二四	四、二九	一〇五
特別工場	六〇	一	一六	一	一四六	二
合 計	二七、四四	四二	二五、五三	六八	二四、三三	六三

附 昭和十一年中における工場關係法規違反處罰件數 昭

和十一年中において違反處罰せられた者一、一八一人、件數一、三四〇件（内併科一五九件）、その處罰金額三二、七二三圓に達した。昨年の數字九四一人、一、〇五五件、二五、八九〇圓に比し驚くべき増加といはなければならない。業種別に見た違反件數は依然として染織工場に多く、内容から見た實質的違反は、保護職工を法定時間を超えて就業せしめたもの七一四件（違反總數の五三%）、保護職工に深夜業をなさしめたもの八四件（六%）等である。

違反の頻發した府縣は愛知（件數二四三件、處罰金額七、六五〇圓）、栃木（一二三件、三、〇九〇圓）、石川（一〇五件、三〇二〇圓）、静岡（一〇一件、二、九三〇圓）、京都（八四件、二、二三〇圓）、岐阜（七五件、一、五一五圓）等である。大阪府は件數が少いが（一六件）金額の多い（一、二九〇圓）點が目される。

第三節 鑛山監督狀況（昭和十年）

昭和十年鑛山監督狀況の概要次の如し（社會局「勞働時報」第一四卷第一號による）。

鑛山及鑛夫 昭和十年六月末日現在の稼行鑛山數は採掘試掘を合して、九七七、前年同日に比し二五六の増加である。同じく従業鑛夫數は二五七、四一五人（内男子二三二、〇二六人）、前年同日に比し總數二一、〇六八人（内男子一九、七七五

人）の増加である（詳細は第一部統計表参照）。

鑛山監督職員及鑛山臨檢 昭和十年六月末日には、鑛山の監督職員として鑛山監督局に事務系統二三名（内六名奏任官）、技術系統四名（全部技師）が置かれてあつた。昭和十年中における臨檢鑛山數四二三（全鑛山數の二一%）、その鑛夫一四一、〇〇四人（全鑛夫數の五五%）である。

扶助 傷害扶助件數一二、八二七、金額一、九五四、五四五圓。前年（一二、〇〇一件、一、五九六、五四七圓）に比較して人員、金額ともに増加し、之に反して歸郷旅費支給件數（三、二〇〇件）および金額（三二、六六七圓）は前年（三、九〇四件、四二、九四五圓）より減じ、鑛業界の好況を反映してゐる。

就業制限に関する許可、届出 保護鑛夫深夜業に對する許可鑛山數は、昭和十年十二月末日現在において鑛夫勞役扶助規則第七條第二項（鑛夫を二組に分ち交替に就業せしめ時間を午後十一時まで延長する場合）によるもの一七鑛山、同第三項（鑛夫を二組に分ち交替に坑外における選炭作業に従事せしめ時間を午後十二時まで延長する場合）によるもの一二鑛山、同第四項（鑛夫三組以上に分ち交替に坑外における選炭作業に従事せしめ深夜業をなす場合）によるもの三三鑛山に達してゐる。

鑛夫勞役扶助規則第十一條ノ二の特例として、主として薄層又は殘炭を採掘する石炭山の坑内は使用された保護鑛夫は

昭和十年六月末日五、三七九人（内年少男子七一人）に達し、前年同日現在（五、六〇六人）に比べてほとんど減少しない状態である。実際には許可を受けずに保護鑛夫を使用した事例あるひは許可數を超過して使役した事例の相當あつたことは違反狀況から見ても明かである。

臨時必要のため規定の就業條件に依らない場合における採掘權者の届出（前掲規則第二條）および鑛業權者に對する許可（規則第十一條）は次の通りである。

鑛山監督局別		届出		許可	
札幌（就業延人員）		一八、八七七		二、九〇九	
仙臺（件數）		二七		五〇	
東京（鑛山數）		三、七〇九			
（延人員）					
大阪（鑛山數）		一、〇五六		二、三二二	
（延人員）				二、三二二	
福岡（鑛山數）		〇〇		一、九七	
（件數）				一、九七	

扶助又は賃金に關する陳情處理 陳情受理件數は扶助に關するもの五四六件、賃金に關するもの九四件、うち未解決のまゝ翌年に繰越されたもの前者一二件、後者二九件である。未拂賃金の陳情が多くかつ未解決のものが多し理由は、鑛業景氣に乗じて薄資鑛山が簇出したことにある。

法規違反 法規違反件數は一、六四四件（何れも戒告）、實に前年の件數の約三倍に達した。絶對數としては福岡鑛山監督局管内のもの最も多く九五六件（總數の五八％）、次いで仙臺（三四九件—一五％）、東京（一九一件—一二％）であるが、増加率の點では東京管内最も高く四倍半、仙臺三倍、福岡二倍半がこれに次ぐ。鑛山別から見れば石炭山九八八件、金屬山五二一件、其他の非金屬山七三件、石油山六二件となる（詳細は統計表参照せよ）。

昭和十年において特に注目すべき點は、右のやうに違反件數が増加したばかりでなく、内容から見て惡質違反が激増したことであつて、その主なものは賃金の不拂、賃金の代物支拂、労働時間規約の無視、保護鑛夫の坑内労働または深夜業労働等である。

第四節 労働者災害扶助法施行

狀況（昭和十年）

適用事業及労働者 昭和十年十月一日現在の労働者災害扶助法適用民營事業數は一三、三三一、使用労働者は五七六、九六人である。前年同日に比し事業數は交通運輸事業および船舶解體事業を除いて増加し、労働者數は船舶解體事業を除いて著増した。

労働者災害扶助法適用事業数及労働者数（昭和十年）

事業数	労働者数		事業数	九年との比較増減(△)
	総数	男	女	
土木砂鑛採取業	二、四八八	二六、一五〇	二、六七三	一、七六一
土 建築工事	五、七〇一	三三、四二一	二四、八五六	三、四六五
交通及運輸事業	三、三九五	一〇九、五八八	一七、五九一	六、四五六
貨物積卸事業	一、七七六	七六、三三〇	五、二四二	四、九六三
船舶解體事業	一	二五	一	△七〇四
合 計	一三、三三一	五七六、九六六	五〇、三三六	四、四六一

備考 社会局労働部『昭和十年労働者災害扶助年報』。本節の統計は凡てこれによる。

扶助 扶助件数三二、八〇四件、前年に比し一、六三六件の減少を見た。事故の最も多かった業種は貨物積卸の事業であつて、一九、八〇四件（總数の六〇%三）^{（一）}これについて土木建築工事一〇、六四二件（三二%三）、土石砂鑛採取業一、二七二件（三%九）、交通運輸事業九三〇件（二%八）、船舶解體事業一五六件（〇%五）である。さらに總件数を扶助の程度から見れば次の通りである。

労働者災害扶助法扶助件数			
合 計	治療した者	治療せざりし者	合 計
	障害を残さけりし者	死亡者	
	療養費のみを受けたる者	療養費、休業扶助料を受けたる者	
	一三、二四四	一八、五六五	八〇七
		四六四	二〇
		八〇四	一、八〇四

扶助金額は總額一、一八四、五三七圓、前年に比して三七、八七五圓の増加となつた。業務別に扶助金額（總額に對する割合）ならびに一人當り平均扶助額を見ると、土木建築工事五一、二九〇圓（四三%一六）、四八圓、貨物積卸事業四八四、六四九圓（四〇%九一）、二四圓四八錢、交通運輸事業一一四、二七圓（九%六五）、一二二圓八七錢、土石砂鑛採取事業七一、三八六圓（六%〇三）、五六圓一二錢、船舶解體事業二、九四〇圓（〇%二五）、一八圓八五錢である（扶助料の種類については篇末統計表參照せよ。さらにこれを地域別に見れば、件數において千件を超えるものは東京（六、一〇九件）、福岡（五、九八八件）、大阪（五、六一〇件）、兵庫（五、一一四件）、神奈川（二、五〇一件）、宮崎（一、一四三件）であり、金額において十萬圓を超えるものは大阪（二〇九、二二七圓）、東京（二〇四、二四〇圓）、福岡（一九一、二二九圓）、兵庫（一〇三、七〇二圓）、神奈川（一〇〇、七五一圓）である。

右のうち業務上の罹病者數は二〇〇人、前年に比し一一七名の増加であり、この扶助金額は七、三七八圓、前年に比し三、一九八圓の増加である。異物に因る眼疾患最も多く（一三八名）、このほか重量物體の取扱に因る腱鞘炎と其他災害に因る疾病とを合したものが疾病扶助金額の過半を占めてゐる。

労働者災害扶助法適用労働者の業務上の疾病

罹病者數

扶助金額

土石砂鑛採取業	四九	五三
土木建築工事	五	三、一四九
交通運輸事業	一五	二、七九
貨物積卸事業	四	九二七

合計

二〇〇

七、三六

歸郷旅費支給件數は一六、その金額は一三一圓であつて、九年（一五件、一二四四圓）に比し大差がない。

臨檢及法規違反 昭和十年中における道府縣關係官および警察官吏が臨檢した事業數は一五、一二四に達し、違反件數は四、七八九件に上つてゐる。違反は、實數としては救急用具及材料の備付不備のもの（八四八件）、扶助に關する事項の要旨の揭示を怠つたもの（七一三件）、扶、助報告を怠つたもの（六〇一件）等が多いが、本法の適用事業であるにも拘らず扶助を行はないもの一五九件、労働者災害扶助責任保險適用工事であるにも拘らず保險契約を怠つたもの三一四件等の如く惡質の違反が見られる。違反は交通運輸事業に最も多く一、七〇四件（内、處罰一〇件）、次いで貨物積卸事業一、五五〇件（内、處罰一二九件）、土木建築工業一、〇九九件（内、處罰七一件）の順である。

労働者災害扶助法違反件數

昭和十年	昭和九年	昭和八年
戒告又は始末書の徴收 四、六七	四、九八	三、〇八

處 罰 一三 一六 二三
合 計 四、七九 五、二六 三、〇二

附 勞働者災害扶助責任保險 現行勞働者災害扶助責任保險法施行令によれば本保險は専ら土木建築事業（但し公共團體の土木建築事業および運輸、水道、電氣若は瓦斯の事業に附帶する土木建築事業を除く）のみに強制的に施行せられることとなつてをり、未だ他の事業には及ばされてゐない。なほ昭和十年度から地下鐵道建設工事に關する料率（請負金一萬圓當り二二三圓、賃金一圓當り三二錢）が新たに定められ、

勞働者災害扶助責任保險支拂保險金（單位圓）

	昭和十年度				合計
	地下鐵道建設工事	工作物の破壊工事	建築工事	橋梁工事	
隧道工事	一九四	七二	一一、七三三	一四、七四三	二四、三三三
休業扶助料	一三、〇六〇	一、九六二	二六、八六三	二四、四一〇	六三、九四三
療養費	—	—	—	—	—
障害扶助料	—	九七〇	六〇、八六〇	八、〇四四	七二、八三四
遺族扶助料	—	一、〇八〇	七二、四六〇	二二、九六〇	九六、五〇〇
打切扶助料	—	—	五、九四〇	—	五、九四〇
合計	一四	四、七三六	五三、八四六	六〇、一七七	一一八、七〇三
合 計	一三、〇七四	一、九六二	二六、八六三	二四、四一〇	六三、九四三
昭和九年度合計	二八、九一五	五七、七六六	一一〇、三三三	一一、四六六	一九八、四八〇
昭和八年度合計	一五、六六八	二六、六六八	七四、七七一	一五、〇四四	一二七、一五〇

勞働者災害扶助責任保險特別會計の昭和十年度剩餘金は八二七七圓一五錢一厘、前年度の二五三、二二一圓八八錢一厘に比して著しく減少したのは主として保險金支拂の増加に基

労働者災害扶助責任保険特別會計貸借対照表(昭和十年度末現在)

借方		貸方	
預金	一、九四三、〇五六・三〇〇	支拂備金	五三七、六八七・一六〇
備品	一、三四三・〇〇〇	未経過保険料	六〇八、九一五・五八〇
		備品繰越勘定	一、三四三・〇〇〇
		積立金	八〇五、四五三・五六〇
		法定積立金	五三七、二七四・一三八
		保険料割戻資金	二七八、一七九・四三三
合計	一、九四三、三九三・三〇〇	合計	一、九四三、三九三・三〇〇

同損益計算表(昭和十年度末現在)

歳入		歳出	
労働者災害扶助責任保険収入	一、九六二、二七二・三三	労働者災害扶助責任保険費	一、八五四、一八〇、二二〇
内保険料収入	一、九〇〇、九〇三・七六〇	内事務費	一二六、三三〇・三〇〇
運用収入	五八、七七九・七九一	事業費	一、七三七、八六九・九一〇
雑収入	一、四八八・五七〇	内譯保険金	一、五七四、二六〇・五五〇
前年度繰越資金繰入	一、〇三八、五二八・九八〇	保険料精算返還金	二五、一一〇・五九〇
内支拂備金	五八八、九八二・六四〇	保険割料戻金	一二八、四九八・七七〇
未経過保険料	四九、五三六・三四〇	歳出計	一、八五四、一八〇、二二〇
歳入計	二、九九九、六九〇・一〇一	翌年度へ繰越支拂備金	五三七、六八七・一六〇
		同未経過保険料	六〇八、九一五・五八〇
		備品銷却	六三〇・〇〇〇
合計	二、九九九、六九〇・一〇一	本年度剩餘	八、二七七・一五一
		合計	二、九九九、六九〇・一〇一

第五節 官業屋外労働者災害補償成績(昭和十年度)

工場法、鑛業法適用以外の官業労働者に對しては、供給労働者扶助令、共済組合規定および傭人扶助令によつて扶助が支給される。本項においてはこの三者による給付を一括して掲記する。

労働者 官業における事業場数は各省單位の採り方を異にしてゐるから、本令適用事業場の總數を擧げることができない。昭和十年度末の適用事業労働者數は三四五、八九一人、前年度同期に比し、五、九四二人の減少である。

労働者災害扶助法準用官業労働者數

	總數	内男	前年との比較總數(△減)
内務省	四四、八七六	四二、四四三	△二、七九
大藏省	一〇〇	九八	△二
陸軍省	一三、六七七	一二、七七七	五、八三三
海軍省	五、七八五	五、三七四	△二三五
農林省	一四、一三二	一二、三三三	△一九、二三五
逓信省	一〇、〇五八	一〇、〇五八	△三、九二
鐵道省	一二、二六四	一二、二六四	一三、四六七
合計	三四、八九二	三〇、八、五二〇	△五、四九三

備考 社會局労働部『昭和十年度労働者災害扶助年報』による。
扶助 扶助件數は合計一一、七四六件(内鐵道省關係六、三

五四件、内務省關係三、三九四件）、その金額七〇〇、七二〇圓（内鐵道省四二四、四九〇圓、内務省一五八、三四三圓）であつて、前年（一一、〇七四件、七一七、六三五圓）に比し、前者は増加、後者は減少した。そのほか年金制扶助が四五八件（内新規扶助一四三件）、七八、三五八圓ある。

官業屋外労働者災害扶助件数及金額（昭和十年度）

件数合計		金額合計	
治療したる者	障害を残さざりし者	療養費のみを受けたる者	三、六五六
	療養費、業権扶助料を受けたる者		六、三三七
治療せざりし者	障害を残したる者		三二
	死亡者		三九
合計	扶助を打切られたる者		五
	翌年へ繰越の者		一、二八
合計		二、七六六	
昭和十年度合計		七〇〇、七二〇	
内	療養費	三三六、五〇六	
	休業扶助料	二二〇、四九一	
	障害扶助料	四六、六三七	
	遺族扶助料	七二、二九三	
	葬祭料	二二、七〇一	
	打切扶助料	二、一〇三	
昭和九年度合計		七二七、六三五	

第三部第一篇 一般労働者に関する社会政策

第六節 工業労働者最低年齢法施行

状況（昭和十年）工場法――

鑛業法適用事業を除く

工場法適用工場および鑛山における工業労働者最低年齢法違反は篇末の關係法規違反統計の示す通りである。それ以外の事業はその数が多く、とくに狹義の工業では全部小規模經營のものが多くのであるから、最低年齢法に關する監督取締の必要が最も多いにも拘らず、十分それが行はれてゐない状態である。非常時の變態的景氣が起つて以來、弱少資本の經營が簇出し、さらに景氣の浸透とともに、労働者は大經營にますます吸収されて小經營が労働者の雇傭難に陥つた結果、昭和十年には最低年齢法の違反は驚くべきほど増加した。すなはち同法第二條（十四未滿の者の使用禁止）違反七一九件、第三條（十六歲未滿の者に關する名簿の備附）違反三、〇二〇件であつて、昭和九年に比し前者は一八九％九、後者は四八％七の増加である。とくに實質的違反である第二條違反の激増は注目に値する。

工業労働者最低年齢法違反累年件数

	第二條違反	第三條違反	計
昭和十年	七九	三、〇二〇	三、七一九
昭和九年	二四八	二、〇三二	二、二八〇

三九五

昭和八年

四九

二、三〇

二、五九

備考 『昭和十年工場監督年報』による。

違反件数の業種別に見れば、第一條第二項に該当する狭義の工業に最も多く、また地方別に見れば第二條違反については北海道(戒告二四〇、告發二二、東京(戒告一一一、告發二二)、福島(戒告五六) 徳島(戒告五四)、福岡(戒告三七、大阪

(戒告三〇、告發四)が多く、第三條違反については東京(戒告一、六九三)、徳島(戒告三二五)、北海道(戒告二八七、告發六)、廣島(戒告一〇九、告發二二)、京都(戒告一一八)が多かつた。しかし、違反が地域的に著しく偏つてゐることはその地方に違反事實が多いといふことよりも、同法の取締が全国的に徹底されてゐない證左と見るべきであらう。

業種別工業労働者最低年齢法違反件数

	第二條違反				第三條違反				計
	戒告	告發	内處罰		戒告	告發	内處罰		
第一條第一號(鑛物採取)の事業 〔鑛業法適用事業を除く〕	一七	五	四	四	一	一	五二	六	四
第一條第二號(乃至第五號以外)の工業	五七	三〇	三	二、五四	八五	四三	三、〇九	二五	六
〔工場法適用工場を除く〕									
第一條第三號(土木建築)の事業	九〇	一	一	二六	九	一	三七	九	一
第一條第四號(運輸)の事業	二	一	一	五	二	一	七	二	一
第一條第五號(貨物積卸)の事業	九	一	一	一三	一	一	二	一	一
合 計	六四	三五	二五	二、九三	九七	四七	三、六四	一三	六

備考 前表と同じ。

違反事業主には本法の存在を知らない者もあるが、多くは營利のために低廉な幼年労働者を傭使する者である。これに對し、被傭者は例外なく極貧の家庭の者であつて、家計の補助をなすべく劣悪な條件に甘んじて就職した場合が大部分で

ある。従つて事業主が違反適發を受けて幼年者を解雇した場合には、これらの子女は飢餓に陥ることとなるので、その善後策として當局は事業主の下僕とするかあるひは他に轉職せしめるやう斡旋してゐる。

第七節 労働者募集取締状況（昭和十年）

労働者募集取締令の規定によつて許可を受けた募集従事者は昭和十年末一四、六八八人であるが、十年中の同令違反件数は一、一三二件、内戒告五二二件、處罰六一一件となつてゐる。昭和九年の數字はそれ／＼一二、八四六八、八一〇件、内戒告三五〇件、處罰四六〇件。違反中應募者の出發届又はその變更を怠つたもの最も多（三六八件、内處罰一八一件）、昨年に比し激増してゐる。これは労働移動が頻繁となつたことを示すものであらう。それに次いで、許可を受けずして募集に従事した違反（二〇二件、内處罰一六七件）、募集着手届其他これに關係ある届出の違反（一四〇件、内處罰一〇五件）等が多いこと例年の通りである。そのほか應募の強要（二一件）、應募者の自由拘束（二件）の如き惡質の違反が未だに跡を絶たない状態である。

労働者募集取締令違反件数

昭和十年合計	戒告		處罰		計
	件数	割合	件数	割合	
製絲業	五三	4.7%	六二	5.5%	一一五
紡績業	二四	2.1%	二二	2.0%	四六
織物業	一九	1.7%	二五	2.2%	四四
其他の染織工場	七三	6.5%	六六	5.9%	一三九
内	一	0.1%	二	0.2%	三

昭和九年合計	昭和八年合計		昭和九年合計	昭和八年合計
	件数	割合	件数	割合
織物工場以外の工場	五	0.04%	一〇	0.08%
土木建築事業	一	0.01%	三	0.02%
鑛業及砂鑛業	三	0.02%	一三	0.10%
其他の事業	二	0.02%	二	0.02%
昭和九年合計	三〇	0.24%	四〇	0.31%
昭和八年合計	二六	0.20%	三三	0.26%

第三章 労働保険施設

一般労働者並に庶民階級に對する保険制度としては現在、簡易保険、小兒保険、郵便年金、健康保険がある。簡易保険小兒保険、郵便年金は官營の保険事業であつて、社會政策と云つても、全く個人主義的自助制度を國家が經營するものでその社會的性質は非常に稀薄であるから、ここではこれにふれない。社會保険として特に説明を要すべきは第一に健康保険制度であり、第二に退職手當制度である。

健康保険制度は實施十年にして漸くその實績が明瞭となつて來てゐる點において重要である。昭和十年度からその適用の範圍が擴張されたが、國民の健康状態、その疾病に對する抵抗力の弱いこと等から考へる健康保険の適用範圍が非常に狭いといふ點が問題となる。即ち土木建築労働者、商店員薄給サラリーマン等にも健康保険を擴大すべきではないかと

いふ問題である。ことにそれらに比して健康保険が必要だとせらるゝのは農民であらう。それは數において國民の半數にも及ぶが、その經濟力が非常に貧弱だからである。そこで當局は昭和十年末『國民健康保險制度案』要綱を公にし、これによつて農村の醫療制度を完備しようとした。それについては別に農村社會政策の項を見よ。

船員健康保險の法案は會で第五十九議會に提出されて衆議院で審議末了となつたまゝ、本年も問題とされなかつた。たゞし第二十一回海事労働總會においては、海員疾病保險が議題に上げられたこと別項記述の通りである。同様に職員健康保險も多少の話題に上つたが、何等具體化されるに至らなかつた。

本年において特に説明せねばならぬ出來事は退職積立金及退職手當法の成立であつて、本法は昭和十二年一月より實施されることになつた。本制度が労働保險の一種か、さうでない特別の社會政策かといふ問題については疑問があるが、その成立の由來について考へれば、これは失業保險に代るものとして生れたのであり、尙、將來はさういふ保險制度に發展しさうにも考へられるので、便宜上こゝではこれを一種の労働保險としておかう。

第一節 健康保險

現行健康保險によれば工場法適用工場、鑛業法適用事業、その他常時使用労働者五人以上の事業に使用される者は強制的に被保險者となり、その他の事業においては使用者は事業主の任意によつて包括的に被保險者となる（たゞしここにいふ事業とは農業、漁業、商業、海運業を含まない）。この兩種の被保險者が一定の資格を具へた場合には受給資格喪失後も所定の手續によつて引續き百八十日間任意繼續被保險者たりうる。なほ臨時雇および報酬年額千二百圓を超える職員は強制被保險者とならない。また官吏、官吏待遇者および特定の官業共済組合員は健康保險の適用を受けない。

被保險者が一定數以上の場合には健康保險組合が保險者となる。その他の場合には政府が保險者となつて、地方廳健康保險課がその事務を掌る。兩者の監督機關として社會局保險部がある。

健康保險の事故は業務上であると否とを問はず被保險者の疾病、負傷、分娩および死亡である。従つて保險給付も傷病に關する給付（療養給付および療養のため勞務不能となつた場合の傷病手當金）、分娩に關する給付（分娩費および出産手當金）および死亡に關する給付（埋葬料または埋葬費）に分けることができる。療養の給付は原則として實際の治療看護であるが、特殊の場合にはその代りに療養費を支給しうる。

健康保險の費用は被保險者、事業主および國家が之を分擔する。被保險者（任意繼續被保險者を除く）は報酬の百分の三以下の保險料を負擔し、事業主は普通それと同額の保險料を負擔する。たゞし事業の危險が多い場合もしくは被保險者の報酬が少額の場合および健康保險組合管掌の場合には事業主の負擔保險料を増加することがで

き、また被保険者の報酬の三分の一以上超えて保険料を徴収する必要がある場合にはその超過部分は事業主の負擔となる。任意繼續被保険者は兩者を合した保険料金額を負擔する。國家は政府管掌の健康保險に對しては豫算の定める金額を負擔し、健康保險組合管掌の健康保險に對しては被保険者一人につき一年平均二圓を超えない範圍内において給付費用の十分の一を負擔する。

健康保險課長事務打合會 昭和十一年十一月五、六の兩日

内務省に開催。指示事項および注意事項次の如し。

一職員ノ職務ニ關スル件、一保險給付ノ適正ナル取扱ニ關スル件
一現金給付ノ迅速ナル取扱ニ關スル件、一滞納處分ノ執行ニ關スル件、一健康保險組合ノ指導ニ關スル件、一健康保健組合ノ監督ニ關スル件、一昭和十一年度日本醫師會トノ診療契約ニ關スル件、一診療方針改正ニ關スル件、一健康保險相談所ニ關スル件、一労働者災害扶助責任保險ニ關スル件 以上指示事項。

一健康保險法施行規則第六十六條ノ三ノ保險醫ノ監査ニ關スル件
一柔道、整復術營業者ノ手當ヲ受ケタル場合ノ療養費支給ノ件、一被保險者資格喪失後療養ノ給付ヲ受クル者ノ取扱方ノ件、一事務監査ノ勵行ニ關スル件、一事務監督ノ勵行ニ關スル件、一事務費ノ經理ニ關スル件、一既往年度ニ屬スル未納保險料整理ニ關スル件、一健康保險組合私保險者ノ歸郷療養又ハ法第五十五條該當保險給付ニ關スル件、一健康保險組合ノ設立アル事業所屬ノ工場、又ハ事業場ガ新設買收ノ爲増加シタル場合ノ措置ニ關スル件、一被保險者ノ受診心得ノ周知徹底方ニ關スル件、一政府ト日本醫師會トノ間ニ於ケル契約書第九條第二項ニ基ク診療實施ニ關スル件、一保健醫ノ處分

第三部第一篇 一般労働者に關する社會政策

ニ關スル件、一健康者表彰ニ關スル件——以上注意事項。

保險料滞納のため、生活の資たる印刷機を差押へられた小印刷業主が、昭和十一年九月九日、大阪府健康保險課泉尾出張所に闖入、職員四名に傷害を與へた事件があつたが、これが發端となつて健康保險の運用に關し種々の問題が投ぜられた。

健康保險事務講習會 十一月十一日より二十一日迄東京協

調會館に第二回講習會を開催。聴講者一一八名。

診療契約條件の改善 從來、健康保險の療養給付については兎角の批評があり、昭和十一年一月、六府縣の保險醫一四六名について調査したところ、不當の者六〇餘名に上つた。

また、關西の四電力會社、八電鐵會社の健康保險組合は報酬の査定について種々の不便があつたので、日本醫師會との從來の團體契約を止め、昭和十一年度から独自の醫療施設をなすかあるひは單獨契約を結ぶ事となつた。以上の事實に鑑み當局は昭和十一年度日本醫師會と診療契約を締結するに當り左記の改善要項を提示し同會がこれを承諾した。

- 一、保險醫ヲシテ診療方針ニ基ク診療ヲ爲サシメ不正不當ノ行爲ナカラシムル様指導監督ヲ徹底セシムルコト。
- 二、日本醫師會ヨリ道府縣ニ對シ分配スル診療報酬ノ額ハ道府縣ノ受診率等ヲ考慮シ各地方ノ實情ニ即シタルモノトスルコト。
- 三、保險醫ニ對スル診療報酬ノ支拂ニ關シテハ診療報酬請求書ノ査定ノ公正ヲ圖ルト共ニ點數計算規定ヲ改正シテ診療ノ實際ニ適合

セシムルコト

四、現在ノ醫療機關ハ地方ニ依リテハ未ダ其ノ量及質ニ於テ缺クル所ナシトセザルヲ以テ之ガ整備充實ヲ圖ルコト

この趣旨により、先づ診療報酬分配方法並に點數計算規定（人頭割の外業態別傷病率及び地方別傷病率を加味）が改正され、ついで十月には『健康保險診療方針（齒科ヲ除ク）』が改正されて診療方針内容は具體化しより實際的となつた。翌十一月には『健康保險齒科診療方針』の改訂があつた。

健康保險組合聯合會の創立 健康保險組合數は昭和十一年三七〇餘を算へるに至つたにも拘らず、その全國的聯繫機關がなかつたので、不便が多かつた。そこで組合の全國的結成が計畫せられ、昭和十一年七月二十七日に準備委員會を、九月五日および十一月二十日に發起人會を開催、さらに十二月四日に創立總會を開き、健康保險組合聯合會が設立された。本會の目的は『健康保險事業ニ關スル知識ノ普及ヲ圖リ其ノ健全ナル發達ヲ期スル』に在る。その事業は健康保險の調査研究、組合相互並に監督官廳との聯絡、組合事務員の養成等である。會長は河原田稼吉氏、副會長は社會局保險部長及住友新居濱健康保險組合。昭和十一年末會員數八九九、内正會員（健康保險組合）三七五、準會員（健康保險組合の從たる事務所）三二四、贊助會員（組合を設立せる大事業主、健康保險課等）二〇〇。

實施成績 以下は社會局保險部『昭和十年度健康保險事年報』による昭和十年度（自昭和十年四月一ヶ年間）の成績である。

一、健康保險組合

昭和九年度末三四九組合に對し、十年度末においては三七〇（内新設二一、分割成立二一、合併消滅二一）、十一年度末においては三七九に増加してゐる。これを業態別に見れば、染織工業所屬組合の數が最も多く總組合數の約三割を占め、また石炭鑛業が昭和十年度に、機械及器具工業が昭和十一年度にその組合を増設してゐるのは注目に値する。

二、被保險者

昭和十年度から健康保險法適用範圍が擴張され、十一年度には前年來の事業が新設擴張されたので、被保險者の數はますます増加の傾向にある。九年度に比し十一年度は政府管掌の分五六％（事業數は二倍）、組合管掌の分三四％の増加を示してゐる。

健康保險被保險者數

	昭和十一年度末	昭和十年度末	昭和九年度末
政府管掌	二、三六、六八二	二、〇九、六五七	一、五〇三、五九八
強制被保險者	：	二、〇九、六五七	一、四九七、〇七五
任意包括被保險者	：	三、七四	六、三三〇
任意繼續被保險者	：	一八六	一三五

(右工場事業
場及事業数)

(一三、六〇三)

(一一、七一九)

(六一、二四一)

組合管掌

二、一〇四、七五三

九四七、二七七

八三三、一四四

(强制被保険者
任意包括被保険者

...

九三三、九五三

八〇九、二四七

任意包括被保険者

...

一三、三三四

一三、八九七

總數

三、四五二、四三四

三、〇四三、九三四

二、三六六、七三三

備考 右の内職員昭和九年度政府管掌分 三七、八九二人 組合

管掌分 三九、一六九人、昭和十年度政府管掌分 五七、一八八

人、組合管掌分 四六、二六四人。

三、給付件数並にその費用額

保険給付の總件数は十年度九、六一二、七五二件、その費用
總額四一、六三三、五四六圓であつて、被保険者一人當三・二
三五件、一四圓一錢七厘となつてゐる。

健康保險給付

政府管掌の分

	昭和十年度		昭和九年度	
	件数	費用額	件数	費用額
傷病に關する給付	五、七四三、三八四	二二、一九二、二九八	四、三三四、八三三	一六、四五四、〇四五
死亡に關する給付	一四、二三〇	五四、八六一	一〇、三九五	三七七、〇三八
分娩に關する給付	一一、五五五	一一〇八、六〇七	八七、一五四	八六六、三六〇
計	五、八六九、〇六九	二四、八八四、七六六	四、三三三、三八二	一七、六九七、四四三
被保險者一人年當	二・九〇二	二・三六六	三・〇三八	二・〇六九

第三部第一篇 一般勞働者に關する社會政策

組合管掌の分

	昭和十年度		昭和九年度	
	件数	費用額	件数	費用額
傷病に關する給付	三、七三二、三七二	一六、二四八、七九〇	三、二五五、二六六	一三、〇一五、三八三
死亡に關する給付	六、六〇四	三〇七、六六〇	五、〇五九	二二五、五七四
分娩に關する給付	一五、七三二	二六三、三三〇	一四、六六〇	二二九、五九二
計	二、七四三、六三二	一六、八二八、七六〇	三、二四四、八八七	一三、四八八、五四九
被保險者一人年當	三・九五二	一七・七五四	三・八三二	一六・三六七

總數

	昭和十年度		昭和九年度	
	件数	費用額	件数	費用額
傷病に關する給付	九、四六三、五九二	三九、四四〇、〇八八	七、三〇〇、〇一一	二九、四六九、四三八
死亡に關する給付	二〇、八五四	八三、五三一	一五、四五四	六二〇、六二二
分娩に關する給付	一三、三三七	一、三三〇、九三七	一〇一、八二四	一、二〇五、九五二
計	九、六九七、七五四	四一、六三三、五四六	七、四七七、二九三	一八、五五九、九三二
被保險者一人年當平均	三・二三五	一四・〇一七	三・三五五	一三・八六九

傷病に關する給付並に死亡に關する給付を業務上のものと
業務外に分けて見ると十年度において、業務上の事故による
給付件数が總數の一〇%七四となり、九年度の一〇%九五と

傷病死亡に關する給付の原因

	昭和十年度	昭和九年度
業務上	一、〇一八、九一五	八〇七、七三四
業務外	八、四四五、五二〇	六、五六、七三二
總數	九、四八四、四三五	七、三七五、四五七

殆ど變らないが、これは工場事故増加の折柄注目値する現象である。

なほ療養の給付は期間三日以下（總件數の二九%三）、七日以下（二三%九）のもの最も多く、傷病手當金の支給は七日以下（支給總件數の二三%八）、十五日以下（二二%六）のものが多し。病氣の種類別では消化器（齒を含む）の疾患が第一位にある。傷病者の経過を見れば次の通りである。

轉歸別療養給付件數

	昭和十年度	昭和九年度
治癒したるもの	七、九五、四四	六、一八、五三
死亡したるもの	一五、三七	一三、六七
治癒せざるも制限期間を超えたるにより給付中止のもの	三、五八	三三、二六
其他の事由に由り給付中止のもの	二九三、三七	一九三、九七
未だ治癒せざるもの	三八、一五	三三、一九
總數	八、六八、九二	六、六六、五四

四、費用の負擔

政府管掌の保険料率は石炭の試掘、採掘およびこれに附屬する事業においては被保険者の報酬日額一圓につき八錢（被保険者負擔三錢、事業主負擔五錢）、その他の事業においては報酬日額一圓につき四錢（兩者等額分擔）であつて、収入保険料總額は二九、一一九、〇四一圓に上つた。

健康保険組合が管掌する保険においては保険料率と負擔割合とは組合によつて左のやうに異なつてゐる。その収入保険料總額は一七、四六九、二六六圓である。

保險料率及負擔割合別健康保險組合數

保險料率

事業主負擔割合	三錢以下	四錢以下	五錢以下	六錢以下	七錢以下	八錢以下	八錢を超えるもの	計
二分の一	一	一	二	一	一	一	一	二〇九
二分の一を越えるもの	七	四	四	二	三	三	五	一六二
總數	五	二〇	五	三	三	三	五	三〇〇

備考 保險料率は被保険者報酬日額一圓に對する金額である。事業主負擔が二分の一を超える組合を業態別に見れば染織工場三六、機械器具工場二七、化學工場一一、飲食物工場八、雜工場一、金屬山一七、石炭山五三、その他の非金屬山、金屬精鍊工場二、その他の事業五である。

國庫負擔金は政府管掌の分一、六九六、六七〇圓 健康保險組合管掌の分一、六八三、〇二三圓、被保険者一人當り前者は八七錢、後者は一圓八五錢の割合となる。この一人當りの國庫補助は累年減少の傾向にあり、とくに政府管掌の分においていちぢるしい。

五、醫療組織

政府管掌の診療については、特定の官公立病院にこれ

を委嘱する特殊の場合を除くほか、他は全部政府が日本醫師會および日本齒科醫師會と團體契約を結んでゐる。官公立病院に對する報酬の支拂は一定額の診療費にその回數を乗じて支拂ふ定額式勤務報酬の方法により、その他の場合の支拂は被保險者一人當りの一定額に被保險者數を乗じて支拂ふ人頭式請負の方法による。すなはち、政府は日本醫師會に對しては、年額七圓五四錢四厘六毛（炭礦被保險者の場合二圓）の月割額に月始現在の被保險者數を乗じた金額から官公立病院および藥劑師に對する當該月の支拂額を差引いたものを支拂ひ、また日本齒科醫師會に對しては、年額八四錢の月割額に月始現在の被保險者數を乗じた金額から藥劑師に對する當該月の支拂額を差引いたものを支拂ふことになつてゐる。

調劑については政府は日本藥劑師會と定額式勤務報酬の方法により契約した。

政府管掌健康保險の醫療機關（昭和十年度末）

保險醫師	三、二二人
保險齒科醫師	二、七六八
保險藥劑師	七、〇九八
保險產婆	三、四五五
官公立病院	五三病院

健康保險組合管掌の分 次表の通りである。

醫療組織別健康保險組合數（昭和十年度末）

第三部第一篇 一般勞働者に關する社會政策

	一般醫療	齒科醫療
主として囑託醫によるもの	五九	五三
主として事業主經營の診療機關によるもの	二〇四	一八
主として組合經營の診療機關によるもの	二九	二
醫師會又は齒科醫師會と契約したるもの	三七	二七
備考 最後の項では、組合が二つ以上の醫療機關と契約ある場合、組合數を二つ以上に計算してある。		

六、保健施設

政府が實施した施設としては例年の如く講演會、活動寫眞映寫、運動競技會、體育講習會、健康診斷、健康者表彰等が行はれたほか、十年度には健康相談所が一〇ヶ所増設された。相談所において著しい利用率を示してゐるものは太陽燈照射であつた。

組合管掌の保健施設も政府のそれとほぼ同様であるが、十年度、十一年度において結核保養所が各一ヶ所増設された。

七、收支概況

一、政府管掌の分

收 入	支 出
健康保險收入	俸 給
内保險料	事務費
一般會計より繰入	保險給付費
	保健施設費
	諸支出金
	恩給負擔金

計	三、二七三、二五七	計	二七、七四五、四八九
		積立金繰入	三、五三六、七六八
二、健康保険組合管掌の分			
収入		支出	
保険料	一七、四九、二六六	保険給付費	一七、一四九、〇九〇
其他	五、六七、〇六六	保健施設費	六五三、一〇一
		事務費	九八九、〇二二
計	三三、一四一、三三三	其他	五三八、八四三
		計	一九、三三〇、〇四六
		積立金繰入	一、五三〇、七六八
		繰越金	二、二八〇、五八

前年度に比し、政府管掌の分において積立金繰入は八一四、四〇八圓の増加、組合管掌の分において積立金繰入は三二六、八四四圓の増加、次年度繰越金は一一四、八七六圓の減少である。

第二節 退職積立金及退職手当法の成立

退職積立金及退職手当法の制定は吾國社會立法における劃期的な事象であり、とくに最近、社會立法に見るべき成果のなかつただけにその意義は著しく大きいといはなければならぬ。こゝでは、本法の由來を前年度にまで遡つて略述することとする。

本法の要綱が公表されたのは昭和十年六月四日の失業對策小委員會においてであつた。これよりさき昭和七年八月十一日に開催された失業對策委員會第三回總會は「失業労働者救済の爲にする事業の種目、施行方法、量、財源等を如何にすべきや其の不充分なる場合救済の爲め執るべき方法如何」に關して特別委員會を設け、その審議を委託したのであるが、この審議事項中、日傭労働者以外の労働者救済施設とくに解雇手当制度や失業保險制度の金銭的救済方法の問題につき吾國の國情に適する制度を研究するため、さらにその分科會が設けられるに至つた。前記の小委員會がこれである。

小委員會の問題は非常に特殊であつた。といふのは非常時と謂はれてから軍需工業の勃興と輸出工業の進展とによつて失業者は漸次吸収されつゝあつたけれども、繁榮の基礎は正當のものではないので、この情勢は安定性を缺き、その反動もまた深刻なものと豫想される。かういふ事態においては失業者の消化に力點をおくよりもむしろ將來來るべき大量的退職解雇に對し備へる所がなくてはならぬ。その對策としては先づ失業保險制度が考へられるが、これはいろいろの實狀に照らして實現され難い。そこで從來慣行として行はれた退職手当又は解雇手当を制度化するのがいゝ。なぜかといふに、解雇手当の普及充實については既に大正八年の救済事業調査會が失業問題對策の一つとしてそれを挙げ、昭和二年の人口食

料問題調査會も「解雇手当支給の慣行並に失業豫備積立金の設定を奨励し、之が普及を努むると共に適當なる監督及び助成の方法を講ずる事」を答申事項のなかに入れてゐる。また國際勞働會議等においては政府代表、事業主代表の口から公然と日本には失業保險に代るものとして退職手当なる制度があり、失業保險の必要を認めないと述べられて來たからである。しかしこの慣行は雇主の恩恵であつて、雇主の意志により抹殺される懼れがあるばかりでなく、その手当の積立等も確實でないものが多い。それでは反動が來て、手当支給の必要が最も大きい場合に、その支給が不可能となることを保し難く、之を防止するためには平時より手當金の積立を行ふ必要がある。

右小委員會の社會局側幹事は以上のやうな見解によつて與へられた問題の對策を提示した。この案にもとづき、小委員會は三回に亘つて審議を重ねた結果、さらに詳細な規定を加へ六月十八日『退職積立金法案要綱』を可決、これを七月一日の特別委員會に提出した。社會局原案と異なる點は適用範圍が原案では原則として工場鑛山に限られてゐたものを、小委員會案ではそのほか指定の事業をもこれに入れたことである。

退職積立金法案要綱

第一 適用範圍

一、本法ハ常時十人以上ノ從業者ヲ使用スル工場、鑛山及勅令ヲ以

第三部第一篇 一般勞働者に關する社會政策

テ指定スル事業ニ之ヲ適用スルコト

本法ニ代ルベキ適當ナル退職手当制度ヲ有スル事業ハ行政官廳ノ認可ヲ受ケ本法ノ全部又ハ一部ノ適用ヲ免ルルコトヲ得ルコト
職員ニ對シ適當ナル退職手当制度ヲ有スル事業ハ行政官廳ノ認可ヲ受ケ職員ニ付本法ノ全部又ハ一部ノ適用ヲ免ルルコトヲ得ルコト

前二項ノ認可申請ニハ事業主ハ命令ノ定ムル所ニ依リ從業者ノ意見ヲ徴シ之ヲ添附スルコト

行政官廳必要アル時ハ第二項又ハ第三項ノ認可ヲ取消シ得ルコト
二、本法ノ適用ヲ受クル從業者ハ勞働者及年收千二百圓未満ノ職員トスルコト、但シ一年未満ノ期間ヲ定メテ備ハルル者ヲ除クコト
(引續キ使用セラルルニ至リタルトキハ其ノ後ハ本法ノ適用ヲ受クルコト)

三、主務大臣ハ業務ノ種類、規模又ハ地域ヲ指定シ期間ヲ限り本法ノ全部又ハ一部ノ適用ヲ猶豫スルコトヲ得ルコト

第二 退職積立金

一、事業主ハ從業者ノ賃金(給料ヲ含ミ實物給與ヲ含マザルコト以下之ニ做フ)ノ百分ノ二ニ相當スル金額ヲ支拂日毎ニ積立ツベキコト

二、事業主ハ從業者ノ賃金ヨリ支拂日毎ニ其ノ百分ノ二ニ相當スル金額ヲ控除シ積立ツベキコト

三、事業主ハ災害其ノ他已ムヲ得ザル事由アルトキハ行政官廳ノ認可ヲ受ケ前二號ノ積立ヲ爲サズ又ハ之ヲ減額シテ積立ツルコトヲ

得ルコト

四、退職積立金ハ從業者ノ名義ニ於テ郵便貯金又ハ貯蓄銀行預金トシ通帳ハ事業主又ハ其ノ代行機關ニ於テ之ヲ保管スルコト（或ハ通帳ヲ本人ニ保管セシメ拂戻ニハ事業主ノ承認ヲ必要トスルモ可ナルコト）

五、事業主ハ行政官廳ノ認可ヲ受ケ前號ト異ル方法ニ依リ退職積立金ヲ管理スルコトヲ得ルコト

前項ノ認可申請ニハ事業主ハ命令ノ定ムル所ニ依リ從業者ノ意見ヲ徴シ之ヲ添附スルコト

事業主第一項ノ認可ヲ受ケタル場合ニ於テハ退職積立金ノ管理ニ付命令ノ定ムル所ニ依リ從業者ヲ参加セシムルコト

行政官廳必要アルトキハ第一項ノ認可ヲ取消シ得ルコト

六、退職積立金ハ差押又ハ讓渡スルコトヲ得ズ課税ノ客體ト爲スコトヲ得ザルコト

七、退職積立金ハ從業者ノ退職又ハ死亡ノ場合ニ之ヲ交付スベキコト（貯金ノ場合ハ貯金帳ノ儘交付スベキコト）

八、前號以外ノ場合ト雖モ從業者ニ於テ疾病、災害其ノ他已ムヲ得ザル事由アルトキハ從業者ハ其ノ據出額ノ限度ニ於テ拂戻ヲ受クルコトヲ得ルコト

九、從業者ガ事業主ニ對スル背信行爲其ノ他不都合ナル行爲ヲ爲シタルニ依リ解雇セラレタル場合ニ於テハ事業主ハ退職積立金中事業主ノ釀出ニカカル分ヲ交付セザルコトヲ得ルコト

事業主ハ前項ニ依リ交付セザル退職積立金ヲ解雇手當準備金ニ繰

入ルベキコト

第三 特別退職積立金

一、事業主法人ナルトキハ毎決算期ニ於テ利益金ヨリ資本金額ノ年百分ノ五ニ相當スル金額ヲ控除シ、事業主個人ナルトキハ一年ノ利益金ヨリ二千圓ヲ控除シ殘餘ノ利益金ノ十分ノ一ノ限度ニ於テ支拂賃金ノ百分ノ三ニ相當スル金額ヲ積立ツベキコト（資本金、利益金及賃金ノ意義ハ命令ヲ以テ之ヲ定ムルコト）

二、特別退職積立金ハ事業主他ノ資金ト分離シ郵便貯金トシ又ハ確實ナル銀行又ハ信託會社ニ預金スルコト

三、第二第五號及第六號ハ特別退職積立金ニ之ヲ準用スルコト

四、特別退職積立金ハ從業者毎ニ元利ヲ明ニシオクベキコト

五、特別退職積立金ハ從業者ノ退職又ハ死亡ノ場合ニ之ヲ交付スベキコト、但シ從業者疾病、老年其ノ他已ムヲ得ザル事由ニ依ルニ非ズシテ（自己ノ都合ニ依リ）退職スル場合ニハ之ヲ交付セザルコトヲ得ルコト

六、事業主ハ前號但書ニ依リ交付セザル特別退職積立金ヲ解雇手當準備金ニ繰入ルベキコト

第四 解雇手當準備金

一、事業主ハ第三第一號ノ利益金ノ十分ノ一ガ特別退職積立金ヲ控除シテ尙殘餘アルトキハ其ノ殘餘ノ限度ニ於テ支拂賃金ノ百分ノ一二相當スル金額ヲ積立ツベキコト

二、第三第二號、第二第五號及第六號ハ解雇手當準備金ニ之ヲ準用スルコト

三、事業主事業ノ都合ニヨリ從業者ニ對シ雇傭契約ヲ解除スル場合ハ解雇手當準備金ノ存スル限度ニ於テ賃金三十五日分ノ解雇手當ヲ支給スベキコト

但シ勤続一箇年ニ滿タザル者ヲ除クコト

四、同時ニ二人以上解雇スル場合ニ解雇手當準備金ガ前號ノ解雇手當ニ足ラザルトキハ其ノ受クベキ解雇手當ニ按分シテ之ヲ支給スベキコト

五、解雇手當準備金ガ解雇手當ノ支給ヲ確保スルニ足ルト認メラルトキハ事業主ハ行政官廳ノ認可ヲ受ケ其ノ一部ヲ從業者ノ福利ノタメニ使用スルコトヲ得ルコト

第五 退職積立金審査會

一、地方退職積立金審査會ヲ各府縣廳ニ置キ中央退職積立金審査會ヲ社會局ニ置クコト

二、退職積立金審査會ハ關係官吏ノ外事業主ノ利益ヲ代表スル者及從業者ノ利益ヲ代表スル者ヲ以テ組織スルコト

三、退職積立金、特別退職積立金又ハ解雇手當ノ拂戻、交付又ハ支給ニ關シ事業主ノ措置ニ不服アル者ハ地方退職積立金審査會ノ審査ヲ請求シ、其ノ決定ニ不服アル者ハ中央退職積立金審査會ノ審査ヲ請求シ、其ノ決定ニ不服アル者ハ通常裁判所ニ訴ヲ提起スルコトヲ得ルコト

さきに六月初旬退職手當法案の審議が開始されたときは事業主側はむしろ賛成の態度をとつてゐたが、右の如く具體的内容が判明するに及んで、彼らは俄然反對の氣勢を示した。

第三部第一篇 一般勞働者に關する社會政策

即ち、六月二十日全國產業團體聯合會（全產聯）は常任委員會を開き、該案に對するその意向を徴したところ、賛成者は少數であつたので、全產聯はさらに廣く各地の事業主團體より意見を求めてその反對態度を強化することとなつた。

全產聯の諮問に應じて、まづ關東產業團體聯合會は、六月二十八日の常務委員會において、『退職手當制度の合理化およびその普及發達を圖らむとする趣旨には異論なきも、失業對策委員會案による要綱には幾多の不備缺陷ある故直に賛意を表し難い』旨の決議を行ひ、次いで關西產業團體聯合會、西部產業團體聯合會、北部產業團體聯合會も關東產聯と同趣旨の反對決議を行つた。そして、七月一日の失業對策委員會特別委員會においては全產聯の藤原銀次郎氏は右諸團體の意見を代表するかの如く、眞向から要綱案に反對し、ついで、事業主側は全面的に同法案の握つぶしに乗り出して來た。その阻止、反對の理由を最も集約的に表現したものは全產聯の名において提出された左の稟申書であつて、以後執拗に繰返された退手法反對論の根據はすべて之に依つてゐる。

稟 申 書

今回失業對策委員會に附議せられたる退職積立金法案要綱に對する當會の意見別紙通りに有之何卒右趣旨の貫徹する様御懇配相蒙り度此段仰御清鑑候也

追て各地方產業團體聯合會の意見御參考迄に別冊の通り添附候

日本勞働年鑑

四〇八

に付併せて仰高覽度

昭和十年七月十二日

全國產業團體聯合會

會長 男爵 郷 誠之助

失業對策委員會會長

後藤文夫閣下

內務次官

赤木朝治閣下

各通

社會局長官

半井 清閣下

退職積立金法案要綱に對する意見

退職手當の制度は主要工場鑛山等に於て夙に發達せる本邦獨特の慣行にして之が合理化と普及發達とを圖るの適切なることは本會の豫て提唱せる所なり併しながら退職手當は被傭者の勤勞に對する慰勞及び感謝の表徴として事業主が情誼に基きて爲す贈與たる性質を有し法規を以て濫に強制すべき筋合のものに非ず又事業主の資力、勤勞の種類其の他の事情に依り手當の額に自ら差異あるは當然の事態と謂ふべく各種の企業を通じ同一の標準を以て律する能はざるものあり

然るに今回失業對策委員會に附議せられたる退職積立金法案に於て本手當の支拂を當然事業主の負ふべき法規上の義務と爲し且事業の種類規模等に關係なく一律の積立を強要せむとするは全く條理に反し本邦産業に特異の勞資關係を破壊するものにして到底吾人の承服する能はざる所なり

加之本案は社會政策を偏重するの餘り中小工業に過重の負擔を課して其の存立を危からしめ現下最も喫緊とする中小工業振興の根

本政策に背馳する已ならず猶幾多の重要事項に付甚しく不備缺陷ありて強ひて之を實施せむか事業内に種々困難なる問題を惹起し殊に事業經營に勞務者關與の偏を作り徒に勞資の事端を繁からしむるに至るべし

敍上の理由あるを以て吾人は全然本案に對し賛意を表すること能はざるを遺憾とす本件に關しては須く手當制度の本質、從來の慣行、産業の負擔力等に付更に慎重調査を重ね根本的に研究を新にせられむこと切望に堪へず

右の見解のなかには、事業主側が所謂日本獨特の美風（恩義による主従關係）をあくまでも維持せんとしてゐること、また日本の經濟組織中において脆弱な中小工業が可成の部分をお占めてゐること、換言すれば日本國民經濟の二つの特色が明かに示されてゐる。以上のほか、東京鐵工機械同業組合その他の事業主團體もほゞ同趣旨の論法を用ひて攻撃に加つたが、これに對し勞働者側も立つて之に反駁するとともにさらに原案より進んだ要求をも提出した。その間或ひは勞資の立會討論が行はれ、或ひは懇談會が開かれる等退手法案を廻つて華かな論戰が展開された。他方社會局は本法案の通過實現をあくまでも貫徹せんとし、そのために事業主側の反對意見をも斟酌加味して、原案をば後退緩和せしめ、これを再び失業對策委員會小委員會に諮つた。小委員會は十二月十六日審議終了、同月二十日特別委員會は官業共濟組合との關聯、免

税關係等について留保をなしたほか大多數を以てこれを可決した。同じく二十四日の總會もまた大多數を以て原案を可決通過せしめた。舊案では勞務者の積立金と事業主とのそれが共に退職積立金となつてゐたが、修正案では前者を退職積立金、後者を舊案に於ける特別退職積立金と一括して退職手当積立金と名付けた外、次の如き改訂を加へた。

第一 適用範圍

1 適用規模	舊案 從業者（勞働者及年收千二百圓未満ノ職員）十人以上	修正案 勞働者三十人以上（但シ本規模以下ノモノモ行政官廳ノ許可ニヨリテ一部適用）
2 雇傭期間ニヨル 例外	雇傭期間一年未満ノ者除外	雇傭期間六ヶ月（季節的業務ハ一ケ年）未満ノ者除外
3 業務内容ニヨル 例外	一定期間、適用ヲ全部又ハ一部猶豫	適用ヲ全部又ハ一部除外

第二 退職積立金（修正案）

事業主ニヨル積立金ノ管理	1、認可申請書ニ對シ從業者ノ意見添付 2、從業者管理ニ參與	削除、但シ認可後各勞働者ノ同意ヲ得テ管理 削除
--------------	----------------------------------	----------------------------

第三 退職手当積立金

1 百分ノ二ノ退職手当積立金（a） 2 「舊案」特別退職積立金（b）	賃金支拂日毎ニ積立 左ノ各號ノ一ニ該當スル金額ノ十分ノ一ヲ限度トシテ、當該期間中ノ支拂賃金ノ百分ノ三ノ金額ヲ積立	年一回以上定期ニ積立 同上
---------------------------------------	---	------------------

第三部第一篇 一般勞働者に關する社會政策

4 管理方法

3 計算方法

1 法人ノ場合 ヲ資本金額ノ年五分ヲ超エル利益部分	2 個人ノ場合 一年ノ利益金ヨリ二千圓ヲ控除シタル殘餘ノ金額 支拂賃金ニ比例	1 利益配當率ガ年五分ヲ超エルトキ利益配當金中五分ニ相當スル金額ヲ控除シタル部分 2 年純益金額ノ六割ガ五千圓ヲ超過スルトキソノ超過金額ニ比例シテ支拂賃金ニハ行政官廳ノ許可ニヨリハ必ズシモ比例セズ a 勞働者ノ積立金ト區別シテ、b ト合シ事業主管理 削除
(一) a ハ原則トシテ從業者ノ積立金ト合シテ貯金 (二) 事業主管理スルトキハ「第二」ノ場合ト同様 (三) a 郵便貯金又ハ貯蓄銀行預金ニヨリ、b 郵便貯金、銀行預金、信託預金ニヨル (四) 「運用ニ關スル項目ナシ」 自己ノ都合ニ依ル退職者ニ對シテ a ハ全額支給シ、b ハ支給セザルコトヲ得	郵便貯金、銀行預金、信託預金又ハ國債、地方債、特種會社債ノ購入 確實ナル方法ニヨル a b ノ運用許可 命令ノ定ムル場合ニ於テハ全部又ハ一部ヲ支給スルコトヲ要セズ	

第四 解雇手当準備金

1 準備方法 1 「舊案」特別退職積立金ヲナシ猶剩餘利益アルトキ支拂賃金ノ百分ノ一以内積立	第三5項ニ該當スル事情ニヨリ不要トナリタル額ヲ繰入
--	---------------------------

2 豫額、超過額
ノ處分

2 第三5項ヲ繰入	準備金ノ限度ニ付キ行
解雇手當ノ支給ヲ確保スルニ足ルト認メラルトキハ行政官廳ノ認	政廳官ノ認可ヲ受ケタルトキハソノ超過分ヲ
可ニヨリソノ一部ヲ從業者ノ福利ノためニ使用スルコトヲ得	次期ノ退職手當積立金ニ充當スルコトヲ得

すなはち、適用規模に著しい縮少を見、労働者による積立金と事業主による積立金とは劃然と區別されて後者の労働者に對する歸屬は不安定となり、利益計算は緩和され、また積立金の流用規定が設けられる等多くの點において事業主側に有利になつた。たゞ、臨時工についてのみ一ヶ年のものが六ヶ月と修正されたに過ぎない。併し以上のやうな修正案が出来ても、それが議會を無事に通過して果して法律となるや否やについてはなほ幾多の疑問があつた。先づ、それを阻む者に全産聯がある。失業對策委員會において終始該案に反對したのは全産聯の代表者であつた。昭和十一年に入つてからも同團體は反對運動を繼續し、退職積立金法案の議會通過をあくまで阻止せんとして議會再開前の一月二十一日には常任委員會においてその對策を練つてゐた。また官廳側においても、同案が民間事業に實施される際には官業もまた均衡上同制度を設けねばならず、その結果財政上の負擔が増大することとなるため、とくに大藏省がこれに難色を示した。

第六十八議會は豫期の如く解散されたが、それにつゞく總

選舉の結果は無産政黨の異常な進出となつた。さらに二・二六事件が勃發して社會の各層に深刻な影響を與へた。かくて廣田新内閣は、國民生活の安定をその政綱の一つに加へ、全産聯は、前記の通り『轉向』の態度をとらざるを得なかつた。情勢のかゝる轉換により、單なる店晒し案に止まるであらうかとも悲觀されてゐた本案にも漸く實現化の望が見えた。即ち、四月十四日の社會局參與會議は本案を特別議會に提出するに決し、當局は名稱を退職積立金及退職手當法案として五月八日その確定法案を公表、十一日議會に提出するに至つた（法案については後掲の本法條文参照）。

しかし、右發表に先立ち全産聯は『團體生命保險を利用する事業主及勞務者に對する一部除外の途を講ぜられたい』むね商工省を通じて述べてゐたが、確定法案においてはこの要求が認められなかつたので、これを知つた全産聯および支團體は連日緊急會議を開き、態度を反對阻止に逆轉し、十四日の聲明を發表した。そのいふところは『全産聯は労働者五十人未滿の中小工業に對する適用除外と積立金算定方法の改正を條件として、立法化に賛成したにも拘らず、確定案はこれを容れないのみならず、さらに從來發表された立法趣旨に背馳し、その精神を變更する新規條項さへ加へてゐる』と。全産聯の要求する修正要項は次の三點である。

一、中小工業に對し大工業と同一の負擔を課するは現政府の中小工

業救済助成の方策と矛盾し事業壓迫の結果失業者を増加せしむべきをもつて第一條の適用範圍を『常時五十人以上ノ労働者ヲ使用スル事業ニ制限』すること

二、退職手當積立金算出の基礎を利益の多寡に求むる第十七條の規定並に失業對策委員會及び社會局參與會議の決議に相違して積立率に融通性を與ふるため突如新に加へられたる第十六條及び第三十條中「少クトモ」の字句は勞資紛争の因となるを以てこれを削除し退職手當積立金は全部確定率を以て支給し得るやう適當の修正を爲すこと

三、第四十三條の規定は事業内部の自治的規程に對し永久にその改廢を無効ならしむる如き解釋を生ずる虞あるを以て字句の修正をなすこと

之に對し社會局は法案趣旨の諒解の徹底に努めると共に、他方要綱と法案との相違に對する非難については、毫もその根本趣旨に反するものではなく、却つて要綱の趣旨を詳細明確にせんとするのであると述べ、全產聯の攻勢を反駁した。さて衆議院においては無産、國民同盟の兩派および中立の一部を除くほか、他の各派は本案に對してむしろ消極的であつた。すなはち本會議、特別委員會（不穩文書等取締法案委員會に併託）を通じて民政、政友代表者の質問、討論は全產聯の聲明を繰返し、あるものは法案の重大性を強調し、それによつて同案の通過を阻止しようとするものさへあつた。が、また一方、民政黨内部には全產聯の見解に追隨することにあき

たらない同法擁護派もあり、彼らは反對派と對立して、この問題を契機に黨内の不統一を暴露したが、この内紛は幹部の手によつて漸く糊塗された。かうして案の審議は紛議に紛議を重ねた擧句、やうやく民政政友の共同修正案が成立し、特別委員會は大多數を以てその修正案を可決した。修正した要點は、適用範圍が常時三十人以上を雇傭する事業とあるものを常時五十人以上を使用する工場鑛山に改めた點、退職手當普通積立金の率を百分の二に固定し、退職手當特別積立金の積立の前提條件を勅令に譲つた點、退職手當特別積立金の流用者または費消者の罰則を輕減した點であつて、いふまでもなく全產聯の希望に副うたものである。そしてそのために次の附帶決議を附した。衆議院本會議第二讀會においては本修正案に對し、社大、國民同盟の修正案がそれぞれ提出されたが、それらは否決され、特別委員會修正案は二六二對三八で可決、第三讀會においても大多數をもつて通過した。そしてそれは即日貴族院に送附された。

附 帶 決 議

- 一、政府ハ本法施行ノ實績ニ徴シ更ニ其ノ適用ノ範圍ヲ擴ムル爲小企業ニ對シテハ國費ヲ以テ之ヲ助成スル等適當ノ方法ヲ以テ本法ノ完備ヲ期スベシ
- 二、本法ニ依ル積立金ノ運用ニ就テハ特別ノ金庫ヲ設クル等中小工業者及關係労働者ニ對シ金融其ノ他ノ利便ヲ計リ以テ其ノ福祉ヲ

増進スベシ

三、前二項及本法ニ附帶スル勅令並省令等ニ規定スル重要事項ニ關シ特ニ調査機關ヲ設ケ之ヲ附議スベシ

貴族院における本法案の審議は三日に亘つたが、ここにおいても質問討論の根據は『淳風美俗の立法化反對』と『中小工業壓迫の危険』とであつた。しかし前記の如く、衆議院において全産聯の希望通りに修正されたのであるから、たゞ少し異つた希望決議を附したのみで衆議院修正案をそのまゝ可決した。

希望決議

一、本法ニ基ク勅令及省令ノ重要事項ニ付テハ制定前豫メ關係者團體ノ意見ヲ徵シ調査ノ慎重ヲ期スヘシ

一、政府ハ本法施行ノ爲勞資間ニ紛争ノ起ラサル様最善ノ注意ヲ拂ハレ度シ

一、労働者立法ニ付テハ官業先ツ範ヲ民業ニ垂ルルノ方針ヲ恪守スヘシ

かくて幾多の産みの苦しみを嘗めた本法は、六月二日法律第四十二號として公布された。しかし、問題は將來發布さるべき勅令、省令の内容に残されてをり、かつ貴衆兩院の決議もその點に注意を促してゐた。この趣旨に應ずるため、七月三日内務省は省内に退職積立金及退職手當法施行準備調査會を設け、ついで委員並に幹事を委嘱した。委員の構成は内務大

臣、法制局參事官一名、内務兩次官、内務參與官、社會局長官、社會局労働部長、大藏省主計局長、同主稅局長、商工省工務局長、同鑛山局長、貴族院議員七名、衆議院議員七名、事業主三名、労働者三名より成る。貴族院議員以下二十名の委員は次の諸氏である。

公鷹司信輔、伯林博太郎、田所美治、子野村益三、男松平外與磨、澁澤金藏（以上貴族院）、春名成章、玉置吉之丞、犬養健、中山福藏、一宮房治郎、塚本重藏、伊禮肇（以上衆議院）、膳桂之助、小畑源之助、三國庄二郎（以上事業主）、松岡駒吉、上條愛一、高山久藏（以上労働者）

ついで當局は『退職積立金及退職手當法第六條、第十七條第二十四條第一項但書及第二十六條第一項但書の規定に關する命令案要綱』をまづ社會局參與會議の審査に懸け、この決定案を準備調査會の諮問に附した。調査會は七月および九月に數次の總會ならびに特別委員會を開催、事業主側は從業労働者百人未滿の事業に對し第十七條の積立を免除すること、特に不都合なる行爲による解雇者に對し第二十四條の手當を全額支給せざるかあるひはこれを減額支給すること、女子労働者の結婚による退職を自己の都合による退職と認むること、背信行爲を嚴格に解すること等を主張し、労働者側は賃金および標準賃金の範圍を擴大すること、第十七條規定の積立は利益率によりかつその金額を増加すること、背信行爲者に對

しても特別手当を減額支給すべきこと等を要求した。なほ八月には日本労働組合會議および全産聯は當局の諮問に應じ、それぞれ前記と同様の趣旨の回答を上申した。調査會においても勞資互に激烈な討論を行ひ、遂に特別委員會の如きは中立委員のみによつて審議することさへあつたが、遂に九月十六日の總會は勞資の妥協による答申案を確定した。答申案の修正條項の主なもの、第十七條規定の法人積立金額を幾分増加したこと、第二十四條但書の場合のうちへ特に不都合な行爲ありたる者に關する規定を加へたことである。

しかし同會議中一般の注意をひいたものは女子の結婚に對する事業主側の見解であつた。すなはち結婚が事實か否かを知らる事は困難な場合が多いばかりでなく、女子労働者の結婚退職は自己の都合によるもの（内務省原案によれば已むを得ざる退職に當る）と認むべきであるから、退職手当を支給せざるかあるひは減給して差支ないといふのである。これは温情主義をふりかざす事業主側の主張と矛盾すること明かであるが、社會大衆婦人同盟、Y・W・C・A、矯風會、婦選獲得同盟、千種會の婦人團體はこれに反對して起ち、先づ當局者より立法の趣旨を聞いた後、事業主團體、労働者團體、前記準備調査會に陳情し女子労働者の權利の爲めに運動した。この運動や一般の輿論の影響により、準備會は原案通り女子労働者の結婚退職を已むを得ざるものと認めるに至つた。しかし

女子労働者の勤務年限が平均三年弱であり、その結婚は内縁關係のものが多いことを考へるならば、この規定によつて利益を受くる者が豫想より少いではあるまいか。

右の準備調査會の答申に基き關係當局は勅令省令等の條文を作成、十一月三十日その公布を見た。同時にまた本法施行の期日は昭和十二年一月一日と定められ、二ケ年に亘り紛糾に紛糾を重ねた退職積立金及退職手当法の問題も一段落を告げることとなつたのである。

最後に參考のため、衆議院の修正が本法の適用範圍にいかなる影響を與へたかを一瞥しよう。

常時使用労働者三〇人以上の工場及鑛山

從業労働者(%)		工場・鑛山 全國總數	
三〇人以上	五〇人以上		
工場數	二、二七八(二四・五)	六、〇〇〇(八・二)	八〇、三二二(二〇〇)
労働者數	一、五三三、五五二(七〇・八)	一、四三三、四四六(三二・二)	二、一六三、四三三(二〇〇)
事業數	六六〇(三・三)	四三八(二五・四)	一、七三二(二〇〇)
鑛山數	三三、九六九(四・八)	三、五〇四(九・〇)	二、六、四七二(二〇〇)
労働者數	三三、九六九(四・八)	三、五〇四(九・〇)	二、六、四七二(二〇〇)

備考 工場の分は『工場統計表』による昭和九年十月末、鑛山の分は社會局發表による昭和九年六月末現在。括弧内は百分率。

原案によれば從業労働者五人以上の全國工場中一四・五%に本制度が適用され、全國工場労働者の七〇%がその範圍に含まれるはずであつたが、修正案によつて適用工場數は八%一に労働者數は六二%一に減少せしめられた。鑛山において

も同様に適用事業数が三八%三から二五%四に、労働者数が九四%八から九一%〇に減することとなつた。しかし、本法施行前退職手当制度を實施してゐた工場鑛山は別項に述べる如く大規模經營に多いのであるから、本制度の普及徹底はむしろ小經營におけるほど必要であつた。かういふ意味において本法の適用範圍が從業労働者三十人より五十人に縮少されたことは、本法案提出の理由に背くこと甚だしいと言はなければならぬ。しかも最近數年間著しい發展を見た軍需工業や輸出雜品工業は特にこの小規模經營に依るところ多いのである。もし一度びこれが反動に見舞はれるならば、その多數の從業労働者は本法の利益に與ることなしに職場を離れなければならぬ羽目に陥るであらう。衆議院は國費をもつて小企業にも本法の適用を擴むるやう附帶決議をなしてゐるけれども、それが最も必要とする時期に實現されるか否かは甚だ疑問であらう。

小經營の從業労働者が本法に均霑し得ないこととなる結果本法が昭和十二年より實施されるにも拘らず、早くも十一年六月頃には中工業の労働者が移動し初め、特に之が重工業方面に多く現れた。工場主側もいきほひ本法に類似の退職手当制度を設けて熟練工の足止策を講ぜざるを得ない事となり、先づ東京鐵工機械同業組合關係の工場において退職手当規程を設くるに至つた。これに反し労働者側の勢力の弱い部門、

特に熟練職工を必要としない低度の産業部門においては以上と反對の現象が生じてゐる。従業員を五十人以下に減じて本法の適用を免れようとする機械業者があつたばかりでなく、さらに本法免除を請願した事業主さへあつた。例へば大阪の煉瓦會社、長野、群馬の製絲工場がそれである。また石炭業者は斤先堀鑛夫に對する適用除外を、輸出雜品業者は同業者の一部に對する適用除外を要求した。要するに本法施行の結果としては、餘力ある大資本經營において負擔の増大は顯著でなく、むしろ優秀な人的要素を獲得し得ることによつて、資本集積の速度が進められるであらう。

なほ原案によれば、工場法、鑛業法の適用を受けない事業にも本法が施行される可能性があつたが、その規定條項が削除された結果、交通、運輸、土木建築労働者等は本法の適用を期待し得ないこととなつた。

最後に全産聯が昭和九年の計數から推計した退職手当積立金および支給總額を掲げておく。

退職手当積立金豫定年額

		工場		鑛山		計	
		圓		圓		圓	
積立金總額	男	一一、八三一、七六一・五〇〇	二、七四五、〇五八・六五六	一四、五七九、八二〇・一五六	計		
	女	六、〇七九、六八四・八六〇	一五四、〇六六・六〇八	六、二三三、七五一・四六八			
金額		計		計		計	
		一七、九一一、四四六・三六〇	二、九〇二、一二五・二六四	二〇、八三三、五七一・六二四			

退文	男	三、二六八、一〇三・九四九	一、一九四、五三三・八四四	四、四六三、六三六・七九三
職給	女	三、九〇一、四九五・六〇八	一、五〇、一〇〇・七二二	四、〇〇六、五九六・三三〇
手總	計	七、一六九、五九八・五五七	一、二九四、六三四・五五五	八、四六九、二三三・一二三

備考 『全國産業團體聯合會會報』第一號、但し全國適用事業全部が支拂賃金の百分の三・三(標準賃金十二日分)を積立て勤続一年につき標準賃金十二日分を支給するものとする。

退職積立金及退職手当法

第一章 總 則

第一條 本法ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル事業ニシテ常時五十人以上ノ労働者ヲ使用スルモノニ之ヲ適用ス

一 工場法ノ適用ヲ受クル工場

二 鑛業法ノ適用ヲ受クル事業

主務大臣ハ事業ノ種類又ハ規模ヲ限り本法ノ適用ヲ除外スルコトヲ得

〔註〕 原案においては第一項次の如し。

本法ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル事業ニシテ常時三十人以上ノ労働者ヲ使用スルモノニ之ヲ適用ス

一 工場法ノ適用ヲ受クル工場

二 鑛業法ノ適用ヲ受クル事業

三 其ノ他勅令ヲ以テ指定スル事業

第二條 本法ノ適用ヲ受クル事業ガ規模ノ縮小其ノ他ノ事由ニ因リ本法ノ適用ヲ受ケザルニ至リタル場合ニ於テ事業主其ノ旨ヲ行政官廳ニ届出ヅル迄ハ前條ノ規定ニ拘ラズ仍本法ヲ適用ス

第三條 第一條第一項各號ノ事業ニシテ本法ノ適用ヲ受ケザルモノ

第三部 第一篇 一般労働者に關する社會政策

ノ事業主退職積立金、退職手当積立金又ハ退職手当及之ガ支給ニ充ツル爲ニ準備積立金ニ關スル規程ヲ定メ行政官廳ノ許可ヲ受ケタルトキハ其事業ニ第十一條、第十六條及第十七條中積立ノ率ニ關スル規定並ニ第三十條第三項ノ規定ヲ除クノ外本法ヲ適用ス前項ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケタル規程ヲ廢止又ハ變更セントスルトキハ行政官廳ノ許可ヲ受クベシ

第四條 營業ノ譲渡其ノ他ノ事由ニ因リ事業ノ承繼アリタル場合ニ於テ労働者ガ引續キ承繼人ニ使用セラルルトキハ其ノ労働者ト從前ノ事業主トノ間ニ本法ニ依リテ生ジタル法律關係ハ承繼人ニ移轉ス

前項ノ場合ニ於テ積立金ノ承繼ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第五條 本法ノ適用ヲ受クル事業ニ使用セラルル労働者ノ中左ニ掲グル者ニハ本法ヲ適用セズ但シ第一號若ハ第二號ニ該當スル者六個月ヲ超エテ引續キ使用セラルルニ至リタルトキ又ハ第三號ニ該當スル者一年ヲ超エテ引續キ使用セラルルニ至リタルトキハ其ノ時ヨリ其ノ者ニ本法ヲ適用ス

一 六月以内 期間ヲ定メテ使用セラルル者

二 日日雇入レラルル者

三 季節的事業ニ使用セラルル者

前項第三號ノ季節的事業ノ範圍ハ主務大臣之ヲ定ム

〔註〕 指定事業次の如し(昭和一一・一二・二八内務省告示)。

左ノ各號ニ掲グル作業ヲ爲ス事業ニシテ毎年一定ノ時期ニ引續キ二月以上作業ヲ休止スルモノ

一、繭ノ乾燥、二、清酒、葡萄酒又ハ味淋ノ製造、三、粗製糖ノ製造、四、粗製澱粉ノ製造、五、魚介、果實又ハ蔬菜ノ類ノ罐詰又ハ燻詰、六、水産品ノ製造

第六條 賃金及標準賃金ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

〔註〕 賃金については施行令第一條、標準賃金については施行令

第三條に規定がある。いづれも健康保険のそれを準用。

第七條 行政官廳ハ事業主ニ對シ本法ニ依ル積立金ノ積立若ハ運用退職積立金ノ支拂又ハ退職手當ノ支給其ノ他本法ノ施行ニ關スル事項ニ付必要ナル検査ヲ爲シ又ハ事業主ヲシテ報告ヲ爲サシムルコトヲ得

第八條 本法ニ依リ事業主ノ積立ツベキ退職手當積立金及準備積立金ノ額ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ法人タル事業主ニ在リテハ事業年度、個人タル事業主ニ在リテハ曆年ニ於ケル労働者ノ其ノ期間中ノ賃金ノ百分ノ七ニ相當スル額以下トス

第九條 本法ノ適用ヲ受クル事業ガ事業ノ廢止其ノ他ノ事由ニ因リ本法ノ適用ヲ受ケザルニ至リタル場合ニ於テ退職積立金支拂又ハ退職手當支給ノ完了ニ至ル迄ハ之ニ必要ナル限度ニ於テ仍本法ヲ適用ス

第十條 本法ハ政府ノ事業ニ之ヲ適用セズ

道府縣及市町村其ノ他之ニ準ズベキモノノ事業ニ關シテハ本法ノ適用ニ付勅令ヲ以テ別段ノ規定ヲ設クルコトヲ得

第二章 退職積立金

第十一條 事業主ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ労働者ノ賃金ノ中ヨリ其ノ百分ノ二ニ相當スル金額ヲ各労働者ニ代リ其ノ名義ヲ以テ退職

積立金トシテ積立ツベシ

災害其ノ他已ムヲ得ザル事由アルトキハ事業主ハ行政官廳ノ許可ヲ受ケ前項ノ規定ニ拘ラズ積立ヲ爲サズ又ハ減額シテ積立ツルコトヲ得

〔註〕 施行令第十條及第十一條に積立方法が規定してある。第十條第一項によれば

退職積立金ノ積立ハ事業主行政官廳ノ許可ヲ受ケ労働者ノ他ノ財産ト分別シテ郵便貯金、銀行ヘノ預金、金錢信託、登録國債其ノ他確實ナル方法ニ依リ之ヲ爲スベシ

第十二條 労働者退職（解雇及死亡ヲ含ム以下之ニ同ジ）其ノ他ノ事由ニ因リ本法ノ適用ヲ受ケザルニ至リタル場合ニ非ザレバ前條ノ退職積立金ノ支拂ヲ受クルコトヲ得ズ

第十三條 事業主豫メ確實ナル方法及利子ノ定率ヲ定メ行政官廳ノ許可ヲ受ケタル上労働者ノ同意ヲ得タルトキハ其ノ労働者ノ退職積立金ヲ運用スルコトヲ得

行政官廳ハ前項ノ許可ヲ爲ス場合ニ於テ必要ト認ムル額ノ國債ヲ供託スベキコトヲ命ズルコトヲ得

行政官廳必要アリト認ムルトキハ第一項ノ許可ヲ取消シ又ハ前項ノ國債ノ増額ヲ命ズルコトヲ得

労働者ハ事業主ノ運用シタル退職積立金ニ關シ前二項ノ規定ニ依リ供託シタル國債ニ付他ノ債權者ニ先チテ辨濟ヲ受クルノ權利ヲ有ス

前項ノ權利ノ實行ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第十四條 前條第一項ノ規定ニ依リ退職積立金ヲ運用シタル場合ニ

於テ労働者退職其他ノ事由ニ因リ本法ノ適用ヲ受ケザルニ至リタルトキハ事業主ハ運用シタル金額ニ前條第一項ノ利子ヲ附シタルモノヲ退職積立金トシテ其ノ労働者ニ支拂フベシ

第十五條 退職積立金ノ支拂ヲ受クルノ權利ハ之ヲ讓渡シ又ハ差押フルコトヲ得ズ

第三章 退職手當

第十六條 事業主ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ毎年一回以上一定ノ期間末ニ於ケル労働者ノ其ノ期間中ノ賃金ノ百分ノ二ニ相當スル金額ヲ退職手當積立金トシテ遅滞ナク積立ツベシ

災害其ノ他已ムヲ得ザル事由アルトキハ事業主ハ行政官廳ノ許可ヲ受ケ前項ノ規定ニ拘ラズ積立ヲ爲サズ又ハ減額シテ積立ツルコトヲ得

〔註〕 原案第一項においては「百分ノ二」の前に「少クトモ」といふ文句があつたが、金額について事業主と労働者間に爭議を惹起する懼ありとしてこれを削除した。

第十七條 事業主ハ前條ノ退職手當積立金ノ外勅令ノ定ムル所ニ依リ毎年一回以上一定ノ期間末ニ於ケル労働者ノ其ノ期間中ノ賃金ノ百分ノ三以内ニ於テ行政官廳ノ認可ヲ受ケタル金額ヲ退職手當積立金トシテ遅滞ナク積立ツベシ但シ行政官廳ノ許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

〔註〕 原案左の如し。

事業主ハ前條ノ退職手當積立金ノ外勅令ノ定ムル所ニ依リ左ノ各號ノ一ニ該當スル金額ノ十分ノ一ヲ限度トシテ法人タル事業主ニ在リテハ事業年度末、個人タル事業主ニ在リテハ曆年末ニ

第三部第一篇 一般労働者に関する社會政策

於ケル労働者ノ其ノ期間中ノ賃金ノ百分ノ三ニ達スル迄ノ金額ヲ退職手當積立金トシテ遅滞ナク積立ツベシ但シ行政官廳ノ許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

一 事業主法人ナル場合ニ於テ事業年度ニ於ケル利益配當金ガ拂込株金額又ハ出資金額ニ對シ年百分ノ五ノ割合ヲ以テ算出シタル金額ヲ超過スルトキハ其ノ超過金額

二 事業主個人ナル場合ニ於テ事業ノ一年ノ純益金額ノ百分ノ六十ガ五千圓ヲ超過スルトキハ其ノ超過金額

本條が前掲の條文に修正されたのは第十六條修正の理由によるばかりでなく、法案條文中に利益分配の思想が含まれ、妥當でないといふ理由によるものである。しかし、積立の基準は原案に従ふ外にないのであるから、施行令でもこの原則をとり、たとひ爭議發生の餘地を狭くするため、配當率又は純益高の多少に従ひ積立率に差等を設けることとした。施行令第十七條の一部左の如し。

退職積立金及退職手當法第十七條ノ規定ニ依リ積立ツベキ退職手當積立金ノ額ハ左ノ各號ヲ標準トスルモノトス

一、法人タル事業主ニ在リテハ事業年度ニ於ケル利益配當金額ヲ拂込株金額又ハ出資金額ニ依リ除シタル割合ガ年百分ノ五ヲ超エ年百分ノ七・五以内ナルトキハ賃金ノ百分ノ一、年百分ノ七・五ヲ超エ年百分ノ十以内ナルトキハ賃金ノ百分ノ二、年百分ノ十ヲ超ユルトキハ賃金ノ百分ノ三ニ相當スル金額但シ利益配當金額ガ拂込株金額又ハ出資金額ノ年百分ノ五ノ割合ヲ超ユル金額ノ十分ノ一ヲ限度トスルコトヲ得

二、個人タル事業主ニ在リテハ暦年ニ於ケル事業ノ純益金額が一萬圓ヲ超エ二萬圓以内ナルトキハ賃金ノ百分ノ一、二萬圓ヲ超エ三萬圓以内ナルトキハ賃金ノ百分ノ二、三萬圓ヲ超ユルトキハ賃金ノ百分ノ三ニ相當スル金額但シ純益金額ノ百分ノ六十ガ六千圓ヲ超ユル金額ノ十分一ヲ限度トスルコトヲ得

第十八條 前二條ノ退職手當積立金ハ計算期毎ニ其ノ期間中ノ賃金ニ比例シテ労働者別ニ計算ヲ明ニスベシ但シ前條ノ退職手當積立金ニ限リ事業主豫メ行政官廳ノ許可ヲ受ケタルトキハ勤務年限、勤務狀態其ノ他ニ依リ異ル率ヲ以テ労働者別ニ計算スルコトヲ得

第十九條 事業主ハ退職手當積立金ヨリ生ジタル利子（第二種所得税又ハ資本利子税ヲ課セラレタルトキハ之ヲ差引キタル金額）及第二十一條第一項ノ規定ニ依リ退職手當積立金ヲ運用シタル場合ニ於テハ同條同項ノ利子ヲ退職手當積立金トシテ遲滞ナク積立ツベシ

前項ノ場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ一定ノ計算期ニ於テ労働者別ニ計算ヲ明ニスベシ

第二十條 退職手當積立金ノ積立ハ命令ノ定ムル所ニ依リ他ノ財産ト分別シテ左ノ方法ニ依リ之ヲ爲スベシ

- 一 郵便貯金
- 二 銀行ヘノ預金
- 三 金銭信託
- 四 登録國債

第二十一條 事業主豫メ確實ナル方法及利子ノ定率ヲ定メ行政官廳ノ許可ヲ受ケタルトキハ退職手當積立金ヲ運用スルコトヲ得

第十三條第二項乃至第五項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第二十二條 本法ニ依リ退職手當積立金トシテ積立ツル金額ハ所得税法、營業收益税法及臨時利得税法ノ適用ニ付テハ之ヲ總損金又ハ必要ノ經費ト看做ス

道府縣及市町村其ノ他之ニ準ズベキモノハ本法ニ依リ退職手當積立金トシテ積立ツル金額ヲ標準トシテ課税スルコトヲ得ズ

第二十三條 退職手當積立金ノ拂戻又ハ償還ヲ受クルノ權利ハ之ヲ讓渡シ又ハ差押フルコトヲ得ズ但シ本法ニ依リ退職手當ヲ受クベキ者第二十四條第一項第一號ノ金額又ハ第二十六條第一項ノ特別手當ノ金額ニ付差押フルコトヲ妨ゲズ

第二十四條 労働者退職其ノ他ノ事由ニ因リ本法ノ適用ヲ受ケザルニ至リタルトキハ事業主ハ左ノ各號ノ金額ヲ退職手當トシテ支給スベシ但シ命令ノ定ムル所ニ依リ特別ノ事由アル場合ニ於テハ其ノ全部又ハ一部ヲ支給セザルコトヲ得

一 第十八條、第十九條第二項及第二十八條第二項ノ規定ニ依リ其ノ労働者ノ計算ニ屬スル金額

二 第十六條第一項ノ規定ニ依リ積立ノ最後ノ期間後ノ賃金ノ百分ノ二ニ相當スル金額

前項第一號ノ金額ハ退職手當積立金ノ中ヨリ之ヲ支給シ退職手當積立金ヲ以テ之ヲ支給スルコト能ハザルトキハ事業主ノ他ノ財産ヨリ之ヲ支給スベシ

第一項第二號ノ金額ハ退職手當積立金ノ中ヨリ之ヲ支給スルコトヲ得ズ

労働者死亡シタル場合ニ於テハ退職手當ハ命令ノ定ムル所ニ依リ

遺族又ハ労働者ノ死亡當時其ノ收入ニ依リ生計ヲ維持シタル者ニ之ヲ支給スベシ

〔註〕 第一項但書の「特別ノ事由アル場合」とは左の如き場合であつて、退職手當の支給についてそれぞれ差等がある。

(一)、背信行爲(一)、重要ナル経歴ヲ詐リ其ノ他詐術ヲ用ヒテ雇傭セラレタルコト。二、營業ノ秘密ヲ漏洩シ又ハ漏洩セントシタルコト明ナルコト。三、故意ニ事業ノ設備又ハ器具ヲ破壊シタルコト。四、正當ノ理由ナクシテ無斷缺勤引續キ十四日以上ニ及ビタルコト。五、其ノ他前各號ニ準ズル程度ノ背信行爲アリタルコト)による解雇——全額不給(施行規則第二七條)

(二)、特ニ不都合なる行爲(一、事業ノ風紀ヲ甚シク紊シタルコト。二、素行著シク不良ナルコト。三、戒告數回ニ及ブモ仍出勤常ナラザルコト。四、戒告數回ニ及ブモ仍怠慢ニシテ勞務ニ不熱心又ハ勞務ニ就カザルコト。五、其ノ他前各號ニ準ズル程度ノ特ニ不都合ナル行爲アリタルコト)による解雇(規則第二八條)

(イ) 勤續三年未滿の者——全額不給

(ロ) 勤續三年以上十年未滿の者——半額を超えざる減給

(三)、自己の都合による退職(規則第二九條)

(イ) 勤續三年未滿の者——全額不給

(ロ) 勤續三年以上の者——半額を超えざる減給

但し左の中の一に労働者が該當するときはこの規定は適用されない。

- 一、負傷、疾病又ハ老衰ノ爲業務ニ堪ヘザルトキ
- 二、就業規則又ハ之ニ準ズベキモノニ依リ定ムル停年ニ達シ

第三部第一篇 一般労働者に関する社會政策

タルトキ

三、陸海軍ニ徴集又ハ召集セラレタルトキ

四、女子労働者が結婚スルトキ

五、其ノ他已ムヲ得ザル事由アルトキ

なほ第四號の結婚は一般に「退職後六ヶ月以内ニ結婚スル場合ニ限」るのであつて、事業主「必要アリト認ムルトキハ結婚ノ事實ノ證明ヲ求メ」ることが出来る(退職積立金及退職手當法ニ關スル事務取扱方針)。

第二十五條 前條第一項但書ノ規定ニ依リテ支給スルコトヲ要セザル金額ヲ生ジタルトキハ事業主ハ第二十六條第一項ノ特別手當ニ充ツル爲ノ積立金(特別手當積立金)トシテ之ヲ保留スベシ

第二十六條 事業主事業ノ都合ニ依リ労働者ヲ解雇シタルトキハ退職手當トシテ第二十四條第一項ノ金額ノ外特別手當積立金ノ存スル限度ニ於テ左ノ各號ノ一ニ達スル迄ノ金額(特別手當)ヲ加算シテ支給スベシ但シ命令ノ定ムル所ニ依リ特別ノ事由アル場合ニ於テハ加算スルコトヲ要セズ

一 勤續一年以上三年未滿ノ者ニ付テハ標準賃金二十日分ニ相當スル金額

二 勤續三年以上ノ者ニ付テハ標準賃金三十五日分ニ相當スル金額

特別手當ヲ受クベキ者二人以上アル場合ニ於テ特別手當積立金ガ前項各號ノ金額ヲ支給スルニ足ラザルトキハ其ノ支給ヲ受クベキ者ノ前項各號ノ金額ニ按分シ特別手當ノ金額ト爲スベシ第二十四條第二項ノ規定ハ特別手當ノ支給ニ付之ヲ準用ス

〔註〕 第一項但書の「特別ノ事由アル場合」とは禁錮以上の處刑背信行爲または特に不都合なる行爲に因る解雇を指す。

第二十七條 事業主行政官廳ノ許可ヲ受ケ特別手當積立金ノ限度ヲ定メタルトキハ其ノ限度ヲ超ユル金額ハ第十六條及第十七條ノ規定ニ依リ積立ツベキ金額ニ之ヲ充當スベシ

行政官廳必要アリト認ムルトキハ前項ノ許可ヲ取消シ又ハ變更スルコトヲ得

第二十八條 事業主ハ第十九條第二項ノ計算期ニ於テ退職手當積立金ノ缺損ヲ填補シ餘剩ヲ積立ツベシ

前項ノ規定ニ依リ餘剩ヲ積立ツル場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ労働者別ニ計算ヲ明ニスベシ

第二十九條 本法ニ依ル退職手當ヲ受クルノ權利ハ之ヲ讓渡シ又ハ差押フルコトヲ得ズ

第三十條 事業主退職手當及之ガ支給ニ充ツル爲ノ準備積立金ニ關スル規程ヲ定メ行政官廳ノ許可ヲ受ケタルトキハ第十六條及第十七條ニ規定スル退職手當積立金ノ積立ヲ爲サザルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケタル規程ノ廢止又ハ變更ハ行政官廳ノ許可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ效力ヲ生ゼズ

事業主ハ第一項ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケタル場合ニ於テ労働者退職其ノ他ノ事由ニ因リ本法ノ適用ヲ受ケザルニ至リタルトキハ少クトモ勤続一年ニ付標準賃金十二日分ニ相當スル退職手當（事業ノ都合ニ依ル解雇ノ場合ニ於テハ勤続一年以上三年未満ノ者ニ付テハ標準賃金二十日分、勤続三年以上ノ者ニ付テハ標準賃金三十五日分ニ相當スル金額ヲ加算シタルモノ）ヲ支給スベシ

此ノ場合ニ於テハ第二十四條第一項但書及第二十六條第一項但書ノ規定ヲ準用ス

第二十條乃至第二十三條及第二十八條第一項ノ規定ハ第一項ノ準備積立金ニ、第二十四條第四項、第二十九條及第三十一條ノ規定ハ第一項ノ退職手當ニ之ヲ準用ス

行政官廳必要アリト認ムルトキハ第一項ノ許可ヲ取消シ又ハ準備積立金ノ増額ヲ命ズルコトヲ得

第四章 退職金審査會

第三十一條 退職積立金ノ支拂又ハ退職手當ノ支給ニ關スル事項ニ付民事訴訟ヲ提起スルニハ退職金審査會ノ審査ヲ經ルコトヲ要ス
前項ノ審査ノ請求ハ時効ノ中斷ニ關シテハ裁判上ノ請求ト看做ス
第三十二條 退職金審査會ノ組織及審査ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第五章 罰 則

第三十三條 事業主第二十一條第一項（第三十條第四項又ハ第四十二條ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ許可ヲ受ケズシテ退職手當積立金又ハ準備積立金ヲ處分シタルトキハ一年以下ノ禁錮又ハ三千圓以下ノ罰金ニ處ス

事業主法人ナル場合ニ於テ前項ノ許可ヲ受ケザルニ拘ラズ其ノ理事、取締役其ノ他法人ノ業務ヲ執行スル役員退職手當積立金又ハ準備積立金ヲ處分シタルトキ其ノ者ニ付亦前項ニ同ジ

〔註〕 原案においては第一項左の如し。

事業主第二十一條第一項（第三十條第四項又ハ第四十二條ニ於

テ準用スル場合ヲ含ムノ許可ヲ受ケズシテ退職手當積立金又ハ準備積立金ヲ處分シタルトキハ三年以下ノ懲役又ハ三千圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十四條 事業主左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

一 第三條第一項、第十一條第一項、第十四條、第十六條第一項第十七條、第十八條、第十九條、第二十條（第三十條第四項又ハ第四十二條ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）、第二十四條第一項第四項（第三十條第四項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）、第二十五條、第二十六條第一項、第二十七條第一項、第二十八條（第三十條第四項又ハ第四十二條ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）又ハ第四十一條第二項ノ規定ニ違反シタルトキ

二 第十三條第二項第三項（第二十一條第二項、第三十條第四項又ハ第四十二條ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）、第十七條又ハ第三十條第五項ノ規定ニ依ル命令ニ從ハザルトキ

三 第三條第一項、第三十條第一項又ハ第四十二條ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケタル準備積立金ノ積立ヲ爲サザルトキ

四 第三十條第三項ノ規定ニ依リ支給スベキ退職手當トシテ勤續一年ニ付標準賃金十二日分以内ニ相當スル金額（事業ノ都合ニ依ル解雇ノ場合ニ於テハ勤續一年以上三年未滿ノ者ニ付テハ標準賃金廿日分以内、勤續三年以上ノ者ニ付テハ標準賃金三十五日分以内ニ相當スル金額ヲ加算シタルモノ）ヲ支給セザルトキ

第三十五條 第七條ノ規定ニ依ル検査ヲ拒ミ、妨グ若ハ忌避シ又ハ報告ヲ爲サズ若ハ虚偽ノ報告ヲ爲シタル者ハ三百圓以下ノ罰金ニ

第三部第一篇 一般労働者に關する社會政策

處ス

第三十六條 事業主ハ其ノ代理人、戸主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者ニシテ其ノ業務ニ關シ本法若ハ本法ニ基キテ發スル命令又ハ之ニ基キテ爲ス處分ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出デザルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ルコトヲ得ズ

第三十七條 本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ依リ事業主ニ適用スベキ罰則ハ其ノ者ガ法人ナルトキハ理事、取締役其ノ他法人ノ業務ヲ執行スル役員ニ、未成年者又ハ禁治產者ナルトキハ其ノ法定代理人ニ之ヲ適用ス但シ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

附 則

第三十八條 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第三十九條 第十六條又ハ第十七條ノ規定ニ依ル本法適用後ノ最初ノ積立金ニ付テハ勅令ヲ以テ別段ノ規定ヲ設クルコトヲ得

〔註〕 施行令附則第三項「退職積立金及退職手當法適用後初テ同法第十六條及第十七條ノ規定ニ依リ積立ツベキ退職手當積立金ノ額ハ 法適用後ノ勤務ニ對スル賃金ニ依リ之ヲ計算スルコトヲ得。」

第四十條 労働者第十六條ノ規定ニ依ル本法適用後ノ積立ノ最初ノ期間中ニ退職其ノ他ノ事由ニ因リ本法ノ適用ヲ受ケザルニ至リタル場合ニ於テハ第二十四條第一項第一號ノ金額ハ本法適用後ノ賃金ノ百分ノ二ニ相當スル金額トス

第四十一條 事業主及労働者ノ出捐ニ係ル組合ガ本法施行ノ際現ニ退職手當ニ關スル規程ヲ有スル場合ニ於テ事業主行政官廳ノ許可

用に関する事項

ヲ受ケタルトキハ第十一條ニ規定スル退職積立金並ニ第十六條及第十七條ニ規定スル退職手當積立金ノ積立ヲ爲サザルコトヲ得前項ノ組合ガ労働者退職其ノ他ノ事由ニ因リ本法ノ適用ヲ受ケザルニ至リタル場合ニ支給スベキ金額ヲ支給セザルトキハ事業主ハ組合ノ支給セザル金額ニ相當スル金額ヲ労働者ニ支給スベシ

行政官廳必要アリト認ムルトキハ第一項ノ許可ヲ取消スコトヲ得

第四十二條 事業主本法施行ノ際現ニ使用スル労働者ノ本法施行前ノ勤務ニ對スル退職手當及之ガ支給ニ充ツル爲ノ準備積立金ニ關スル規程ヲ定メ行政官廳ノ許可ヲ受ケタルトキハ第二十條乃至第二十三條及第二十八條第一項ノ規定ハ準備積立金ニ、第二十九條及第三十一條ノ規定ハ退職手當ニ之ヲ準用ス

第四十三條 本法ノ適用ヲ受クル事業ニ於ケル本法適用前ノ退職手當規程ハ本法ノ適用ニ依リ廢止又ハ變更セラルルコトナシ但シ本法適用後ノ勤務ニ對シ本法ニ依ル退職手當ヲ支給スル場合ニ於テハ從前規程ニ依リ支給スベキ退職手當ハ其ノ差額ヲ支給スルヲ以テ足ル

第四十四條 第四十五條 略〔滞納差押免除、郵便貯金制限額不適

民業労働者團體（労働組合を含ます）

目的別内譯

員數別内譯

組合 總數	共済を主とするもの			修養を主とするもの			親睦を主とするもの			其他		
	昭和七年末	昭和八年末	昭和九年末	昭和七年末	昭和八年末	昭和九年末	昭和七年末	昭和八年末	昭和九年末	昭和七年末	昭和八年末	昭和九年末
一五〇人	三、三三〇	三、五八八	四、一七九	一、七九八	一、九八六	二、一八六	一、二九八	一、三六六	一、六〇〇	一、〇〇〇	一、〇一六	七六一
五〇人	二、七九八	三、三三〇	三、八二二	一、二九八	一、三六六	一、六〇〇	一、〇〇〇	一、〇一六	七六一	一、〇〇〇	一、〇一六	七六一
一〇〇人	一、二九八	一、三六六	一、六〇〇	一、〇〇〇	一、〇一六	七六一	一、〇〇〇	一、〇一六	七六一	一、〇〇〇	一、〇一六	七六一
三〇〇人	一、〇〇〇	一、〇一六	七六一	一、〇〇〇	一、〇一六	七六一	一、〇〇〇	一、〇一六	七六一	一、〇〇〇	一、〇一六	七六一
五〇〇人	一、〇〇〇	一、〇一六	七六一	一、〇〇〇	一、〇一六	七六一	一、〇〇〇	一、〇一六	七六一	一、〇〇〇	一、〇一六	七六一
五〇〇人以上	一、〇〇〇	一、〇一六	七六一	一、〇〇〇	一、〇一六	七六一	一、〇〇〇	一、〇一六	七六一	一、〇〇〇	一、〇一六	七六一

第四章 福利施設

昭和十年概況 退職手當法の問題を契機として昭和十年以來事業主團體は勞資間における我國獨特の淳風美俗の宣傳にこれ力めた。だが、昭和十年には軍需工業は依然として活潑であり、また輸出景氣の勢も左程衰へてゐなかつたにも拘らず、福利施設の向上充實は遅々として進まなかつた。そして福利施設の改善が行はれた場合にも、それは主として大規模工場に限られ、小規模工場にはこれが少い有様であつた。社會局調査による労働組合以外の労働者團體數が示してゐるやうに、組合員數五〇人以上の組合は増加したに反し、五〇人未滿の組合はかへつて減少し、また團體の目的も修養、親睦を主とするものが増加してゐる。

昭和十年末 四、三五 一、六〇四 四、五五 一、三三四 八、二二 三、〇九 一、五七 一、〇八 二、一〇 一、六 二、五五
備考 『第五十五回日本帝國統計年鑑』二六一頁。

右のうち共済組合についていへば、『大正十五年健康保險法の實施以來職工は同保險法に依る保險給付を受くるに至りたる結果職工の共済組合は創設當初の目的の大半を失ひ漸次解散縮少するもの簇出し或は存続せらるゝと雖も爾後組合會費の徴收を廢止し現存資金のみにて職工の慰安、教化、其の他各種福利施設に支出せんとするの傾向あるを以て各府縣に於ては其の實情を調査し惡風に流れざる様不斷の監督を加へつゝある』(『昭和十年工場監督年報』六〇一頁)。
福利施設と見るべきものには退職手当制度、工場食支給、

教育施設、體育施設、經濟施設、慰安施設等があるが、慰勞賞與や物價騰貴手当もそのなかに數へることができよう。
1 退職手当制度
昭和十年七月、社會局勞働部は退職手当に關して調査を行つた。以下はその調査の結果である。
一、工場

退職手当制度ある民業工場

使用職工數	一〇人以上 三〇人以上 五〇人以上 一〇〇人以上 一〇〇人以上		一〇人以上 五〇人以上 一〇〇人以上 一〇〇人以上		一〇人以上 一〇〇人以上 一〇〇人以上 一〇〇人以上		一〇人以上 一〇〇人以上 一〇〇人以上 一〇〇人以上		一〇人以上 一〇〇人以上 一〇〇人以上 一〇〇人以上		計(工場總數)
	甲	乙	甲	乙	甲	乙	甲	乙	甲	乙	
染織工場	七	三	三	一	六	一	三	二	二	一	一、三六四(一四、七九)
機械及器具工場	九	四	一	一	一	一	二	一	二	一	一、三六四(一四、七九)
化學工場	五	一	二	一	二	一	二	一	二	一	一、三六四(一四、七九)
飲食物工場	五	一	二	一	二	一	二	一	二	一	一、三六四(一四、七九)
雜工場	六	四	五	一	一	一	二	一	二	一	一、三六四(一四、七九)
特別工場	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一、三六四(一四、七九)
合 計	四、一五九	三、九	五、〇一	四、二	四、二	三、四	九、九	四、四	三、二	二、二	五、一八六(四一、三七)

備考 社會局勞働部『退職積立金及退職手当法案要綱及資料』、『昭和十年工場監督年報』による。
甲は退職手当の規定あるもの、乙は退職手当の規定なきも慣例あるもの、括弧内は工場法第一條第一項第一號該當工場全國總數。

規定の有無に拘らず退職手当を支給する民業工場は、常時使用職工十人以上の民業工場の一四％に當るが、それは主として大規模工場に限られてゐる。すなはち職工一〇人以上五〇人未満の工場の場合はその割合が八％に過ぎないのに対し五〇人以上一〇〇人未満の工場では二五％、一〇〇人以上の工場では四四％となつてゐるのである。さらに退職手当規定を有する工場数が使用職工一〇人以上の全國工場数の七％を

占めてゐるに對し、同じく職工数の比例が二九％に達することから見ても、大規模工場の職工がヨリ多くこの福利施設に均霑してゐるものと推察しうる。このことは、退職手当規定を有する工場の職工数を工場規模別に見れば一層明瞭となる。業種別では特別工場最も多く（八九％六）、次いで機械及器具工場（四二％）、化學工場（三三％三）の順であつて、飲食物工場（一％八）、染織工場（二％二）でははるかに少い。

退職手当規定を有する工場の職工數

使用職工數	一〇人以上 上三〇人		三〇人以上 上五〇人		五〇人以上 上一〇〇人		一〇〇人以上 以上工場		計	
	未滿工場	工場職工數	未滿工場	工場職工數	未滿工場	工場職工數	未滿工場	工場職工數	未滿工場	工場職工數
染織工場	一、四七三	(二六、一四三)	一、七三三	(二六、一四三)	四、九六〇	(二〇、四六八)	二〇三、七二八	(六四、七六三)	二二一、八八三	(九七、五九三)
機械及器具工場	一、七六七	(一六、六三七)	四、三五九	(一六、六三七)	九、三八三	(四、五五四)	一八八、二七七	(二九、九五三)	二二三、六九六	(五〇、一三三)
化學工場	九七四	(七、九五三)	一、六五四	(七、九五三)	七、九四九	(三、五四一)	九三、一四六	(一九、七七七)	一〇三、七三三	(三九、四七〇)
飲食物工場	一、〇〇〇	(五、〇七八)	一、五五五	(五、〇七八)	二、八四七	(一五、四五五)	一三、〇四四	(二九、五五八)	一七、四五六	(九、〇九一)
雜工場	一、二三四	(二五、四七四)	一、九六六	(二五、四七四)	五、一五三	(二九、九三三)	三三、六八二	(四七、八二六)	三三、〇三五	(二〇、三三三)
特別工場	一、八七七	(六、五六六)	一、八七七	(六、五六六)	二、一六六	(一、六六〇)	四三、五三〇	(四六、八九一)	四九、三七〇	(五、一二七)
計	八、一六五	(六五、八四〇)	二二、一四三	(六五、八四〇)	三三、四八八	(三三、八三二)	五七二、三九七	(二、二六四、九五六)	六二六、二六三	(二、一五〇、六二七)

備考 出所は前表と同様。括弧内は工場法第一條第一項第一號該當工場の職工全國總數

退職手当規定を有する工場の退職手当は勤續年數、退職事由によつてその支給額を異にすることもあるんであつて、平均支給額は左の通りである。勤續年數四年まではいづれの業

種の工場においても支給額にほとんど變りがないが、それ以上は概して特別工場の支給額が多額であり、次いで飲食物工場、化學工場、機械及器具工場の分が比較的多い。

退職手当規定を有する工場における勤続年数別退職手当平均支給額(日数)——平均

勤続年数	未滿一年	一年以上一年未滿	一年以上二年未滿	一年以上三年未滿	一年以上四年未滿	一年以上五年未滿	一年以上六年未滿	一年以上七年未滿	一年以上八年未滿	一年以上九年未滿	一年以上一〇年未滿	一年以上一五年未滿	一年以上二〇年未滿	一年以上二五年未滿	三年以上
事業上の都合に依る解雇	二二	二六	二八	三〇	三二	三六	三八	四〇	四二	四四	四六	四八	五〇	五二	五四
業務外の病氣に依る退職	二七	二九	三一	三三	三五	三八	四〇	四二	四四	四六	四八	五〇	五二	五四	五六
被傭者の都合に依る退職	三三	三五	三七	三九	四一	四四	四六	四八	五〇	五二	五四	五六	五八	六〇	六二

備考 前掲『要綱及資料』。

二、鑛山

ことは工場の場合と變りがない。

退職手当制度ある鑛山

退職手当制度ある鑛山の總數および鑛夫數は次の通りであるが、昭和九年六月末において常時使用鑛夫十人以上に及ぶ採掘鑛山總數および鑛夫數と比較すれば、退職手当規定ある鑛山數は二四%、同鑛夫數は六〇%に當り、規定なきも慣例あるものは鑛山數、鑛夫數ともに一三%となつてゐる。工場の場合よりはるかに比率の高いのは、鑛山事業が元來大規模のもの多く、また業務上による傷害退職が多いからであらう。主として大規模事業において退職手当規定が定められてゐる。

規定あるもの		規定なきも慣例あるもの		計		
鑛山數	鑛夫數	鑛山數	鑛夫數	鑛山數	鑛夫數	
石炭山	五三	九〇、三六	三三	三三、一五八	八五	一二三、四八四
石油山	二四	三、一五九	一六	四六三	四〇	三、六一
金屬山其他	八四	四〇、二八〇	四〇	六、九二四	一二四	四七、一九四
合計	一六〇	一三三、七六五	八九	二九、五三五	二四九	一六三、三〇〇

退職手当規定を有する採掘鑛山數及鑛夫數

鑛種		鑛夫數		鑛山數		鑛夫數		鑛山數		鑛夫數		鑛山數		鑛夫數		計	
石油山	炭山	六	一	二三	一	二	一	三	一	三三	九	一三	五	二七三	二四	三、一五九	
		一〇人以上 三〇人未滿		三〇人以上 五〇人未滿		五〇人以上 一〇〇人未滿		一〇〇人以上									

金屬山其他	一〇	二〇三	六	三三	一五	一、〇六〇	五	三、七九六	八四	四〇、二八〇
合 計	二六	三六	八	三〇二	一九	一、三六一	一七	一三、七六六	一六〇	一三三、七六五
備考	前掲『要綱及資料』による。次表も同じ。									

退職手当制度が鑛山において比較的普及してゐるにも拘らず、その手当金額は工場のそれよりも劣つてゐることは注目
に値する。鑛種別に見れば手当額は石油山において概して高
く石炭山において少い。

退職手当規定を有する採掘鑛山における勤続年數別退職手当平均支給額(日數)——平均

事業上の都合に依る解雇 業務外の病氣に依る退職 被傭者の都合に依る退職	勤続年數別退職手当平均支給額(日數)									
	一年未滿	一年以上	二年以上	三年以上	四年以上	五年以上	六年以上	七年以上	八年以上	九年以上
被傭者の都合に依る退職	一〇	二一	二六	三五	三五	四六	五八	七三	一〇一	一二
業務外の病氣に依る退職	一四	二四	二〇	三〇	四三	五七	七三	九八	一二七	一五
事業上の都合に依る解雇	一五	二八	二六	三五	四九	五九	八一	一〇〇	一二〇	一四

2 慰 勞 賞 與

警視廳は、昭和十年十二月末職工三〇人以上を使用した管
下の工場一、七五八に對し、昭和九、十年における中元年末賞
與の支給状況を申告せしめた。報告をなした工場は一、三五
八、申告洩れの工場は大體本制度を實施しないものと考へら
れる。調査は年收千二百圓未滿の工場職員、常傭工および臨
時工について行はれた(警視廳『工場労働者慰勞賞與支給状
況調』、「昭和十年工場監督年報」六九二頁以下所收による)

工場職員、常傭工、臨時工一人當り賞與
平均額

職 員	金額 (人員)		常傭工	金額 (人員)		臨時工	金額 (人員)	
	昭和九年	昭和十年		昭和九年	昭和十年		昭和九年	昭和十年
金額	七・四三(二、三〇〇)	九・六三(三、四三二)	金額	一六・九三(一〇、三三五)	一六・八一(二、三〇、九二)	金額	五・三三(六、三三三)	五・八七(一〇、五五五)
人員	二、三〇〇	三、四三二	人員	一〇、三三五	二、三〇、九二	人員	六、三三三	一〇、五五五
金額	八・三三(二、七五五)	九・二七(二、四、五三)	金額	一七・五〇(二、六、五八三)	一七・〇三(二、六、八二三)	金額	五・三六(九、四四二)	五・二八(二、三、五三)
人員	二、七五五	二、四、五三	人員	二、六、五八三	二、六、八二三	人員	九、四四二	二、三、五三

職員に對しては月給一ヶ月乃至二ヶ月に相當する賞與を支
給してゐるが、常傭工に對しては日給十五日分未滿(日給十五
日分未滿を支給する工場數は總數の七〇%)、臨時工に對して
は七日分未滿(七日分未滿支給工場數七八%)を支給するに過
ぎない。常傭工、臨時工の中元、年末の給與は之れを給せざ

體定期保險（退職後も約三ヶ年半保險を繼續する資格を被保險者に與へ且つ廢疾の場合には保險料を免除するもの）に特に力を注ぐ意向である。

4 其他の福利施設

經濟施設、慰安施設、乳幼兒保護施設に關しては昭和十年中顯著な事實もなくその成績も振はないやうである。しかし労働者の健康や榮養は直接作業能率に影響するため、事業主は保健施設、賄施設に注目し初めた。例へば運動會、體育講習會の開催、工場地域内の運動施設備の狀況は例年通りであるが最近就業前におけるラヂオ體操を行ふ事例が増加した。『工場食の改善は工場労働者の罹病率を減じ、缺勤率を低下し……而も賄費に著しき負擔を見ることがなしに行はれることが實證せらるゝに従ひ近時着々……實施せられ』、また各縣において新に榮養技術員を設置し榮養に關する講演會講習會を開催してゐる（工場食の支給は主として寄宿舎設備のある大工場に限られるが、小規模の同種工場の集團した地方には共同炊事を實施してゐる場合がある。以上工場監督年報による。

附 官業共済組合 昭和九年度末における官業現業員組合員數は五八三、一八七人で、前年度に比し、組合員が増加したにも拘らず收入金が減じたのは政府給與金の減額と低金利による利子收入減の結果である。詳細は統計表を参照せよ。

官廳現業員共済組合概況

年度末組合員數	收入金總額	給與金總額	給與人員數
昭和八年度	五三、八〇〇	四七、三三、六五	一九、七五四、〇七九
昭和九年度	五三、一八七	四六、五三、一七三	二〇、九七四、二一九

備考 『第五十五回日本帝國統計年鑑』二六〇頁。

印刷局、警察、土木事業従事員、專賣局、造幣局、陸軍、海軍、林野現業員、逓信部内職員、國有鐵道の組合の總計である。

財團法人日本土木建築労働者災害扶助會の設立 土木建築労働者は鑛夫について災害率、とくに重傷率が高い。そして重傷により土木建築事業の勞務に耐へなくなつた場合には、技術を必要とする他種の業務に轉換することが他の労働者よりなかなか困難である。

労働者災害數及災害率（昭和十年）

適用労働者數	死者數	重傷者數	輕傷者數	總數
一 労働者災害扶助法適用事業	五、九六	九八〇	三、五九三	二四、五三〇
二 土木建築工事	三三、四二	七八一	二六、八〇四	一六、五八三
三 鑛	二四、九三	一、二一〇	二二、〇五九	四八、六八七
四 民營工場	二、七四、一三三	五三三	一六、八二〇	五三、四八〇

〔災害率〕〔災害率〕〔災害率〕〔災害率〕

〔一・七〇〕〔四・七五〕〔四二・五二〕〔九八・九六〕

〔二・一六〕〔七三・九六〕〔四五・七六〕〔三二・八七〕

〔四・五四〕〔九三・三八〕〔一九七・一七〕〔二九五・〇九〕

〔〇・二三〕〔七・四〇〕〔三三・〇五〕〔三〇・六八〕

備考 一は『労働者災害扶助年報』、二は『本邦鑛業の趨勢』、三は『工場監督年報』の各昭和十年版による。適用労働者数の一および三は昭和十年十月一日現在、二は同六月末日現在。災害率は適用労働者に對する被害者の千分率。重傷者とは二週間以上、輕傷者とは三日以上十三日以内の休業療養を要した者を指す。

土木建築従業労働者の災害補償法としては昭和七年一月一日から労働者災害扶助法（他の屋外労働者の扶助をも包含）が施行された。そして一般に事業主のこの種の負擔を保險せしめる労働者災害扶助責任保險法も同時に施行されたが、とくに土木建築業主に對しては強制的にこの保險を契約せしめることとした。同保險法によれば事業主は工事開始前に豫算保險料を拂込み、工事終了後の清算によりその過不足に應じて保險料の返還を受けあるひは追加拂込を行ふのである。

しかし、扶助法による災害補償が十分でないので、日本土木建築請負業聯合會は右保險料の剩餘返還金を一括し、これ

第九回安全週間參加事業場災害率

		調査延人員	輕傷者數 〔災害率〕
工 場	安全週間中	九、〇三三、三三二	三、八七三
	安全週間前	九、〇二九、五七六	〔四・二八八〕
	安全週間中	一、一〇〇、五〇八	五、五七四
鑛 山	昭和十一年六月中	四、六四四、〇四六	〔六・一七三〕
			二、六九
			〔三・四四〕
			二、〇三八
			〔四・四三〕

を資金として労働者扶助團體を設立することゝなつた。すなはち、各事業主から昭和六、七、八年の保險料返還金のうち六萬七千餘圓の寄附を受け、昭和十一年六月十二日、財團法人日本土木建築労働者災害扶助會を設立した。事業の内容は義肢の給與、後療、職業的再教育、療養機關の設置、危険若くは疾病の豫防等である。

第九回全國安全週間 第九回安全週間は、昭和十一年七月一日から一週間、協調會、日本鑛山協會および日本土木建築請負業聯合會の主催のもとに全國に亘つて舉行された。この間危害豫防施設、防火施設、保護施設、衛生施設の新増設または改善が行はれたことは例年の通りである。職場における安全週間中の災害率が安全週間外の災害率に比して低いことは、労働者の不注意が災害を齎すといふよりも、労働條件の不適正、安全施設の不完備が災害を惹起するといふことを物語つてゐる。

		輕傷者數 〔災害率〕	重傷者數 〔災害率〕	死亡者數 〔災害率〕	總 數 〔災害率〕
工 場	安全週間中	八六三	二〇九	七	四、九五一
	安全週間前	〔四・二八八〕	〔〇・二三一〕	〔〇・〇〇八〕	〔五・四八一〕
	安全週間中	一、一〇〇、五〇八	三九	四	七、〇二五
鑛 山	昭和十一年六月中	〔六・一七三〕	〔〇・二五四〕	〔〇・〇〇四〕	〔七・七八〇〕
		二、六九	一九一	七	七、九八
		〔三・四四〕	〔二・七四〕	〔〇・〇六〕	〔七・二五〕
		二、〇三八	一、四七〇	五五	六、七三九
		〔四・四三〕	〔三・一九〕	〔〇・三〕	〔一四・五八〕

労働者災害 安全週間中
扶助法適用 安全週間前
事業場

四三〇八

【四・九二】

【三・八九】

【三・七八】

【四〇・八九】

【一一・四〇】

四三〇八

【五・七一】

【三・四五】

【四・四五】

【四〇・四八】

【三・三九】

備考 協調會『第九回全國安全週間報告』、日本鑛山協會『第九回全國安全週間報告』による。工場、労働者災害扶助法適用事業場はいづれも使用労働者五〇人以上、鑛山は安全週間に参加したもの全部。災害率は就業労働者一萬人に對する被害者の比率。

陸軍職工規則改正

昭和十一年九月、陸軍は陸軍工廠従業員の労働組合加盟を禁止し、同時に従業員の待遇については組合の有無に拘らず考慮を拂ふ旨言明した。その後陸軍當局が計畫中の福利施設として傳へられたものは、家族主義的勞務委員會の設置、年金資格勤続年數の短縮（二五年から二〇年）、體育施設の充實、技術者教育の實施等であり、また工場内には班、組、掛等の段階を設け、それぞれに班長、組長、掛長を置いて優秀職工をこれに任じ、一種の階層制を採用することであつた。その第一歩として十二月十日、陸軍職工規則を改めたが、改正は同規則中の職工なる文字を工員に改め、有給休日中に靖國神社例大祭日（日給全額）を加へた點にとゞまり、前述の福利施設の擴充にまでは及ばなかつた。

普通船員退職手當制度の確立

工場鑛山従業員のための退職積立金及退職手當法案の提案を契機として、新日本海員組合が普通船員退職手當制度の確認等の要求を船主協會に提出し、さらにこれより後日本海員組合も退職手當制度の確立を海事協同會に提案した（第二部當該項目参照）。

その結果十二月二十六日次の規定が制定せられ、昭和十二年一月一日から實施されることゝなつた。

普通船員退職手當規定

第一條 普通船員ニシテ同一船主ニ雇傭セラレ三ヶ年以上勤続シ退職シタル場合ハ本規定ニ依リ別表ノ退職手當ヲ支給ス

第二條 勤続期間ハ同一船主ニ雇傭セラレ乗船勤務シタル期間並ニ有給下船中及待命下船中ノ期間ヲ通算ス同一船主ニ於テ船員ノ人事ヲ管掌スル場合ハ船主ヲ異ニスルモ同一船主ニ雇傭セラレタルモノト看做シ勤続期間ヲ通算ス

第三條 左ノ各號ノ場合ニ於テハ船員ガ再び同一船主ニ雇傭セラルモ其ノ以前ノ履歴ハ勤続期間ニ之ヲ通算セザルモノトス

一、船員自己ノ都合ニヨリ他ニ雇傭セラレタルトキ

二、船員下船シ自己ノ都合ニ依リ一ヶ年以内ニ再び乗船セザルト

キ但シ陸海軍ニ徵集又ハ召集セラレタル場合ヲ除ク

船主ニ於テ事情止ムヲ得ザルモノト認メタルトキハ前項第二號ノ期間ハ之ヲ延長スルコトアルベシ

第四條 本規定ノ適用ニ付テハ船員ニ停年ヲ設ケ之ヲ左ノ三級ニ分ツ

一、水夫長、火夫長、賄長 五十歳

二、大工、倉庫番、副汽罐番、舵手、油差、一等料理人 四十歳

三、其ノ他ノ船員 四十歳

第五條 左ノ各號ノ場合ニ於テハ退職手當ノ全額ヲ支給ス

一、船員停年ヲ超エ退職シタルトキ

二、船員勤続十ヶ年ヲ超エ退職シタルトキ

三、船員疾病傷病ノ爲職ニ堪ヘザルニ因リ退職シタルトキ

四、船員陸海軍ニ徴集又ハ召集セラレ退職シタルトキ

五、船員家庭上ノ都合ニ依リ船主ノ同意ヲ得テ退職シタルトキ

六、船主事業上ノ都合ニ依リ船員ヲ解雇シタルトキ

七、船員勤続中死亡シタルトキ

第六條 船員死亡ノ場合ニ於ケル退職手當ハ當該船員ノ配偶者ニ之ヲ支給ス

内縁ノ妻ハ之ヲ配偶者ト認ムルコトアルベシ

前項ノ場合ニ於テ配偶者ナキトキハ當該船員ノ死亡當時之ト同一ノ家ニ在籍シタル遺族ニ對シ左ノ順位ニ依リ退職手當ヲ支給ス

一、直系卑屬

二、直系尊屬

三、戸主

四、兄弟姉妹

前項第一、第二號又ハ第四號ニ該當スルモノ數人アルトキハ家督相續ノ順位ニ依ル

第七條 船員ガ其ノ乗組船舶ト共ニ行方不明トナリタルトキハ最

第三部第一篇 一般労働者に關する社會政策

後ノ所在判明セル日ヨリ六ヶ月ヲ經過シタル時ヲ以テ死亡シタルモノト看做ス

第八條 船員勤続十ヶ年以下ニシテ自己ノ都合ニヨリ退職シタルトキハ退職手當ノ半額ヲ支給ス

第九條 船員不行跡其ノ他重大ナル過失ニ基因スル疾病傷病ニ因リ死亡又ハ退職シタルトキハ退職手當ヲ支給セズ

第十條 船員左ノ各號ノ場合ニ該當シ解雇セラレタルトキハ退職手當ヲ支給セズ

一、重大ナル過失アリタルトキ

二、不都合ナル行爲アリタルトキ

三、禁錮以上ノ刑ニ處セラレタルトキ

第十一條 本規定ニ依リ退職手當ヲ受クルノ權利ハ之ヲ讓渡シ又ハ擔保ニ供スルコトヲ得ズ

第十二條 本規定ニ依ル退職手當ハ其ノ權利ヲ有スルモノニ非ザレバ之ヲ受取ルコトヲ得ズ

附 則

第十三條 本規定ハ昭和十二年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

第十四條 本規定施行前ヨリ施行後ニ引續キ同一船主ニ雇傭セラレ勤続シタル船員ニ付テハ其ノ施行前ノ勤続期間ノ三分ノ二ヲ本規定ニ依ル勤続期間ニ通算スルモノトス

但シ在職中功勞アリト認メタル船員ニ付テハ船主ニ於テ三分ノ二以上適宜考慮スルコトアルベシ

第十五條 本規定施行前ニ行ハレタル賣船手當繋船手當其ノ他之ニ類似スル諸手當ニシテ本規定ニヨル退職手當ト重複スルモノハ

本規定施行ノ日ヨリ之ヲ廢止スルモノトス 但シ遭難船員手當規定ニ依ル手當ハ此ノ限リニ非ズ

第十六條 船主事業上ノ都合ニ依リ船員ヲ解雇シタルトキハ別ニ法規ニ依ル解雇手當ヲ支給ス但シ當分ノ内左表ニ依ル

勤 續 期 間	失業シタルトキ	失業セザルトキ
勤續一ケ年以下	解雇當時ノ給料月額 二ケ月	解雇當時ノ給料月額 一ケ月
勤續一ケ年ヲ超エ二ケ年マデ	同上二ケ月半	同上二ケ月半
勤續二ケ年ヲ超エ三ケ年マデ	同上三ケ月	同上三ケ月
勤續三ケ年ヲ超ユルモノ	同上三ケ月半	同上三ケ月半

第十七條 本規定施行ノ際現ニ普通船員退職手當制度ヲ有スル船主ニハ本規定ハ之ヲ適用セズ

別 表 普通船員退職手當表

勤 續 期 間	退職手當額
勤續三ケ年ニ達シタルトキ	給料月額一ケ月二分ノ一
勤續三ケ年ヲ超エ五ケ年迄	勤續一ケ年毎ニ給料月額二分ノ一増
勤續五ケ年ヲ超エ十ケ年迄	同上 四分ノ三増
勤續十ケ年ヲ超エ十五ケ年迄	同上 一ケ月増
勤續十五ケ年ヲ超エ二十ケ年迄	同上 一ケ月四分ノ三増
勤續二十ケ年ヲ超エ二十五ケ年迄	同上 二ケ月増

備考 一、給料月額トハ勤續期（見習期間ヲ除ク）中ニ支給セ

ラレタル給料總額ノ平均月額ヲ謂フ 但シ昭和三年七月一日以前ノ給料ニシテ同年六月八日協定セラレタル普通船員標準給料最低月額ニ達セザルモノハ同最低月額ニ依リ計算スルモノトス

二、勤續期間ニ一ケ年未滿ノ端數アルトキハ比例計算トス

第五章 商業使用人、俸給生活者に對する對策

昭和十一年中において商業使用人、俸給生活者のための對策として問題となつたものは、商店法案と職員（俸給生活者）健康保險制度案である。これらの問題は庶政一新の懸望に應じて登場したものであるが、それが提起せられた第一の理由は商店員および俸給生活者の體位が劣悪だといふことであつた。この意味においてこれも亦準戰時體制への一段階であつたといつてよい。

商店法案の再検討 商店員の勤務條件が一般勞働者に比して劣るとも決して優つてゐないことは、ほとんど常識的な事實である。我國のやうに小規模の小賣商人が壓倒的に多いところでは、現在の商店員の大部分は、過去の丁稚小僧とは異なり、將來暖簾を分けてもらつて獨立する機會がほとんどないにも拘らず、その勤務については主従關係のみを強制され

且つまたこれに同業者間の猛烈な競争が禍して、その勤務條件がますます低下してゐる。商業使用人の體位が向上しないのは當然であらう（昭和十年度の徴兵検査の結果によれば、商業従事者の受検者中甲種は二六％、丙種は三五％に當り、他の職業の者に比し最も悪い成績を示してゐる）。この點、單に男子の商業使用人に限らず、女子従業員についても同様であつて、もしこの女子店員を從來のやうな勞働條件に従はしめておくならば、それは彼ら自身の健康を蝕むばかりでなく、彼らの大部分が未婚の女子である關係上、將來の母性を傷つける結果ともなるのである。

所謂商店法案は右の諸點に着目し、商業使用人の勞働時間に制限を加へ、一定の休日制を設けようとするものである。本案に關する調査は大正十二年頃から政府當局の手によつて行はれてゐたが、雇傭主側もその營業合理化策の見地から、本案の具體化に乗出してきた。例へば、昭和五年十二月、東京吳服商同業組合は東京における同業組合の賛成を得て、營業時間短縮（終業時間午後十時）に關する法規の制定方を東京商工會議所に開陳し、ついで内務大臣にも陳情した。これと並行しつゝ翌六年三月には衆議院は『商店ノ閉店時刻限定（午後十時）ニ關スル建議案』を可決した。

社會局は右の情勢に刺戟され、準備段階として當業者に對し商店法制定に關する諮問を發したが、豫期に反し、反對の

方が過半数であつたため、昭和六年には法案の提出が見合はされた。しかし、社會局はなほも商店法制定の希望はこれを棄てず、昭和八年一月には、閉店時刻の制限、休日制の創設、大商店に關する特別規定等から成る商店法案要綱を社會局參與會議に附議した。同時にまた全國の當業者團體に對しても該法制定の要否を諮問した。この度はその答中は賛否相半ばしてゐたが、東京、大阪、名古屋の有力團體からとくに強硬な反對を受けたので、社會局の立法計畫は再び挫折しなければならなかつた。

元來、商店法の目的は使用者を保護するにあるとはいへ、上述の諸案はいづれも雇傭主の利益を考慮し、従つてその内容は自ら微溫的とならざるを得ない。それにも拘らず當業者が猛烈に反對するのはいかなる理由によるのであらうか。反對理由として述べられた重なるものを挙げれば、（一）店主と店員とは家族的主従關係にあること、（二）商店員の勤務時間が長くとも、繁閑の差があるゆゑ、從業者に對し常に同一の緊張を要求するものではなく、工業勞働と同一視すべきではないこと、（三）營業時間の短縮（閉店時刻の制限）により夜間の賣上が激減し、また顧客の偶發的購買を減少せしめること、（四）百貨店と同一營業時間を定めることは小賣商をますます窮地に陥入れること、（五）法律による劃一統制は不可であること等である。

前記反對理由のうち、雇傭主にとつて最も重大なのは(三)と(四)である。この内先づ(三)について考へるに、休日の設定はその當初において賣上高を減する懼があるであらうが、休日制が一般に勵行されるに至るならば(また現に同業組合の規約申合によつてこれが行はれてゐる)、賣上高に及ぼす影響は極めて少いと見なければならぬ。況やその休業が月一日一回のやうな場合には著しい差異はないであらう。これに比べて營業時間短縮による賣上高の減少の方がより重大であることは疑がない。そして右の要綱を提示した當時、社會局もその程度を實證すべき全國的材料をもつてゐなかつたので、昭和十年三月二十日、全國一〇八都市の『閉店時間特に遅き地域』について一、七〇七商店の夜間顧客數ならびに賣上金額を調査した。その結果によると、一日の總顧客數に對し午後九時以後の顧客數は一七%五九、午後十時以後のそれは五%四五を占め、一日總賣上高に對し以上の各時間の賣上高はそれぞれ一四%一五、三%六六に當つてゐた。『閉店時間特に遅き地域』においてさへかういふ状態であるならば、一般商店の閉店時間を午後九時乃至十時とすることは、反對者の言ふやうな重大な結果を齎さないと云へる。この實證に力を得た社會局は、昭和十年八月、地方長官を通じて營業者に對し、一、閉店時刻および營業時間の制限の必要の有無、二、法律以外による有効な制限方法の有無、三、適當な閉店

時刻、四、以上に對する例外の必要の有無の四點につきその意見を求めた。これに對し、商店法もしくは其他の法律による營業時間制限に賛成した答申は總數の七一%を占め、從來反對態度をとつてゐた東京商工會議所もそれを改めた。

次に反對理由の(四)、對百貨店の問題であるが、右のやうに午後十時以後の營業が業者にとつてさう有利なものでないならば、百貨店に對する競争手段としての開店時間延長は、小賣商にとつてさほど有利であるとは考へられない。中小商店没落の原因、對策は他に求むべきであらう。

以上のやうにして商店法制定に對する反對論が弱められ、その制定の機が漸次熟して來た。昭和十一年八月社會局は全國二九二の商工會議所に對し商店法制定に對する賛否を諮問したところ、賛成二〇八、反對四九、意見なきもの二二、時期尙早一三であつて、賛成七〇%に達した。また昭和十二年の議會には百貨店法案を提出し、そのなかに營業時間の制限に關する規定を設けることゝなつた。よつて社會局はさきの商店法案舊要綱を基準として、新要綱の作成に着手したが昭和十一年中にはその要綱は發表されるに至らなかつた。

なほ本法の適用人員は、舊要綱第一の規定(『本法ハ市及勅令ヲ以テ指定スル町村ニ於テ小賣商業、理髮業又ハ美容業ヲ營ム店舗ニ之ヲ適用スルコト』)が適用されるとすれば、約百五十餘萬に達するであらう。

商店法適用商店及従業員數（推定）

業 主	使 用 人		
	男	女	計
物品販賣（全）	千人	千人	千人
業（内）	一、四三	一、五〇五	二、〇六
市部	八三	一二三	二〇六
理髮業（全）	二四	五	二九
理容業（内）	七	四	一一
市部	七	四	一一

備考 末弘・戒能『新商店法案について』『法律時報』第九卷第六號九頁。昭和五年國勢調査を基礎とし、昭和十年國勢調査の計數を參照して算出した社會局の調査による。商店法の適用されるものは市部と指定町村の分とである。

職員健康保險制度の計畫

現行健康保險によれば俸給生活者でその適用を受けるものは、工場、鑛山、電力事業、交通運輸事業等に使用され報酬年千二百圓未満の者に限られてをり、一般俸給生活者は健康保險の利益に均霑することができない。だが、醫療施設の擴充普及が彼らにとつても必要である。内閣統計局調査による給料生活者中下層の家計費において、保健衛生費は實支出總額の六%五七を占め（自昭和十年九月至昭和十一年八月調査）、しかもこの經費が突發的に支出されるのであるから、その負擔は大きいのである。

國民健康保險制度も、それが發達しきへすれば、右の缺陷を幾分補ふであらうが、元來これは農村における傷病保險を主な目的としてゐるから、これを以て右の問題を解決するこ

とはむづかしい。よつて社會局では昭和十一年七月新たに職員健康保險制度要綱案の作成に着手、これを社會保險調查會に附議することとした。當局の推算によれば被保險者數約六十萬人、保險給付總額年約二千四百萬圓となつてゐる。

職員健康保險制度要綱案

一、職員健康保險ニ於テハ被保險者ノ疾病、負傷、分娩及死亡並ニ被保險者ノ家族ノ疾病、負傷及分娩ニ關シ保險給付ヲ爲スモノトスルコト

二、被保險者

一年ノ報酬千八百圓（本俸及之ニ準ズルモノヲ含ミ賞與ヲ含マズ）以下ノ左ノ職員ヲ被保險者トスルコト

（一）工業、商業、通信業、鑛業、農業及水産業ニ使用セラルル職員（現ニ健康保險ノ被保險者タル職員モ本制度ノ被保險者トナルモノトス）

（二）官吏、待遇官吏、公吏、官公署、公共團體ノ雇員、事務員有給囑託

（三）學校、幼稚園、其ノ他教育事業ノ職員

（四）病院、醫院、療養所其ノ他之ニ類スル施設ノ職員

（五）公共的事業又ハ施設ノ職員

（六）其ノ他ノ事業及施設（辯護士業、新聞雜誌出版業、映畫製作業、社交團體等）ノ職員

三、保險給付

（一）被保險者ニ關スル給付

(イ) 傷病給付 診療ヲ始メタル日より一年間其ノ治療ニ要シタル費用ノ十分ノ八ヲ支給スルコト

診療ニ要シタル費用ノ範圍ハ診察、藥劑又ハ治療材料ノ支給處置手術其ノ他ノ治療、齒科診療、入院、看護及移送ニ要シタル費用トシ、保險者ノ定メタル一定ノ標準ニ依リ之ヲ計算スルコト

(ロ) 分娩給付 被保險者分娩シタル場合ニ於テハ分娩費トシテ一定額(三十圓程度)ヲ支給スルコト

(ハ) 死亡給付 被保險者死亡シタル場合ニ於テハ被保險者ニ依リ生計ヲ維持シタル者ニシテ埋葬ヲ行フ者ニ埋葬費トシテ一定額(報酬一月分ノ程度)ヲ支給スルコト

(2) 家族ニ關スル給付

(イ) 傷病給付 被保險者ノ家族ノ入院並ニ入院中ノ手術ニ要シタル費用ノ一定額(十分ノ六ノ程度)ヲ支給スルコト

(ロ) 家族ノ範圍 被保險者ノ家族ノ範圍ハ被保險者ト同居シ且主トシテ被保險者ニ依リ生計ヲ維持スル配偶者、直系尊卑屬及十三歳未満ノ弟妹トスルコト

(3) 附加給付

保險經濟ノ狀況ニ應ジ前記ノ給付ノ金額ヲ増加シ又ハ其ノ他ノ給付ヲ爲シ得ルコトトスルコト

四、保健施設

保險者ハ被保險者及其ノ家族ノ健康ヲ保持増進スル爲各種ノ必要ナル施設(健康相談施設、保養施設、體育施設等)ヲ爲シ得ルコト

五、財源

(1) 本保險ニ要スル費用ハ左ノ割合又ハ區別ニ依リ被保險者、使用者及國庫之ヲ負擔スルコト

被保險者 保險料額ノ三分ノ二

使用者 保險料額ノ三分ノ一

國庫 保險給付額ノ十分ノ一

(2) 保險料ハ之ヲ報酬月額及家族數ニ依リ數階級ニ分チテ徵收スルコト

六、組織

本保險ノ保險者ハ政府及職員健康保險組合トシ政府管掌ノ保險ノ現業的事務ハ地方廳ヲシテ取扱ハシメ、職員健康保險組合ハ一定ノ條件ノ下ニ之ガ設立ヲ認メ組合員ノ保險ヲ管掌セシムルコト

(保險料額ハ獨身者ニ付テハ被保險者負擔分月四十錢、使用主負擔分二十錢、家族ヲ有スルモノ者ニ付テハ右ノ約倍額程度ナリ。右ハ固ヨリ平均額ナルモ被保險者ノ報酬月額及家族ノ員數ニ依リ差等ヲ附スル豫定ナリ)

附 労働協約及労働委員會

労働協約 こゝに労働協約といふのは雇傭主側が労働組合を公認し、これと團體契約を結んだもののみを指し、その他の協約を含まない。

社會局調査「勞働時報」昭和十一年九月號所收『我國に於ける勞働協約の概況』によれば、昭和十一年三月末現在の勞働協約數は一二二件、その被適用勞働者約十三萬六千人であるが、このうち約十一萬七千人は海員であるから、陸上勞働者數は一萬八千人に過ぎない。協約の大部分は中工場において行はれ、大工場としては東京製綱株式會社對製綱勞働組合のほか二、三の例があるだけである。これは、勞働者側の團結の力によつて勞働協約を締結せしめることが中小企業の場合に比較的容易であるからであらう。

勞働協約數（被適用勞働者數別）

五〇人未満	四(三)	五〇〇人未満	五(一)
一〇〇人未満	二(七)	一〇〇〇人未満	二(三)
二〇〇人未満	二(七)	一〇〇〇人以上	一(六)
三〇〇人未満	一(三)	計	一三(九)

備考 括弧内は事業主團體數。

協約數では全日本勞働總同盟が多いが、協約に關係した勞働者數では日本海員組合と海員協會が多い。そのほかには日本港灣從業員組合、日本勞働組合總聯合がある。

業態別に見れば機械器具工業最も多く三一、ついで雜工業二八、交通運輸業二二、化學工業一八、染織工業一〇、食物製造業七、鑛業三、その他三の順である。また締結年次についていへば、昭和元年以前のもの一七（うち大正十五年昭和元年八）、昭和二年乃至五年一三、昭和六年七、昭和七年九、昭和八年一九、昭和九年二二、昭和十年二八、昭和十一年（三月末迄）七となつてゐる。勞働運動が高潮期に入らうとした大正十五年と所謂非常時に入つた昭和八年以降において勞働協約の締結が増加したことは注目し價する。

協約には勞働條件のみを定めたものもあり（地方的單一組合に多い）、また非組合員雇傭禁止（これを明記した協約四二件）等の雇傭資格條件をも定めたものがある。後者の場合には勞働條件の細目を定めずこれを勞働委員會の決定に委ねる事例が多い。協約の有効期間については格別の定めのないものが大部分（一〇六件）であるが、勞働條件の細目を協定したもののは、多く半ケ年または一ケ年を有効期限としてゐる協定方法は常設の委員會によるもの三三件、臨時の委員會によるもの一五件であつて、他の七四件には別段の協定方法が定められてゐない。

協約が締結された事情は複雑で一概にはいへないが、表面的に現れた事情によつて分てば、事業主の要求によるもの一三、勞働者の要求によるもの八九、勞資協議によるもの一四第三者の斡旋によるもの三、事情不明のもの三となる。また勞働爭議の結果と見られるもの三八、然らざるもの八四となつてゐるが、前記の事情から推察して、勞働協約は勞働者自身の運動によつてこれを獲得したものと見るべきであらう。

最近注目すべきことは、中小産業における労働協約に産業協力運動を反映したものであることである。すなはち、當該産業の存立發展と労働者の生活問題とは全く不可分のものであると考へ、その歸屬する中小産業の根本的缺點である業界の無秩序不正競争に對し労働組合が積極的にその除去に力め、以て自己の生活の安定を計らうといふのである。例へば東京バルブ會と電球硝子産業労働組合との協約がこれである。

労働委員會 社會局調査「労働時報」昭和十一年十二月號所收「我國に於ける労働委員會の概況」によれば、昭和十一年七月末現在の労働委員會數は二七四（鐵道現業委員會を含まず）、關係労働者三一五、四三六人に達してゐる。委員會の多い地方は東京（四一）、福岡（三二）、大阪・北海道（共に三二）愛知（一九）等である。

労働委員會には労働者側の委員を大部分従業員の公選によつて選出し、労働者待遇改善に關する一般事項の協議を目的とするもの（一般的なる委員會）と、労働者側の委員を事業主の指名によるかまたは本人が役付職工となることによつて決定し、會の協議事項も特殊の事項のみに限るもの（特異なる労働委員會）とがある。前者は一五六であるが、後者は一八しかない。

現存労働委員會のうち、昭和元年までに設立されたもの一五（大正十年以前六三、十一・十二・十三年各々九、十四年一

三、十五年一二）、昭和二年以降に設立されたもの一五九（昭和二年一八、三年七、四年一四、五年九、六年一〇、七年二二、八年二二、九年二〇、十年二一、十一年一七）であつて、労働協約の場合と比較してとくに興味ある點は、すでに大正八年乃至十年において労働委員會の新設されたものが多いことである。これは、歐洲大戰後の反動期に際し、内務省が逸早く労働對策として労働委員會法案を發表し、次いで官業では國有鐵道現業員會、陸軍被服廠および八幡製鐵所が懇談會を設立し、民營事業もまたこれに倣つたことを反映してゐる。

また労働委員會を關係労働者數別から分けると大規模産業に多く、その設立年次も古い。この點において労働協約と著しい對照を示してゐる。また、その設立事情から見ても明かなやうに、委員會の設立は、根本的には労働者が覺醒しあるひは労働爭議が発生した結果であるが、直接には事業主の發意によつて勞資協調のためかあるひは労働組合建設の防止のために設けられたものが多い。

労働委員會（労働者數別）
（設立事情別）

一般的なる委員會		特異なる委員會		計
官公營	私營	官公營	私營	
一〇〇人未満	一	三三	九	三三
一〇〇人以上	七	二	七	七
三〇〇人未満				

三〇〇人以上
五〇〇人以上
五〇〇人以上
一〇〇〇人以上
一〇〇〇人以上
計

労働争議の影響
労働協調のため
事業主の發意
労働組合忌避
其 他

大體において、設立年次の古い委員會は大規模の事業に限られ、事業主の慰撫的溫情的な意圖から設立された場合が多く、之に對して、最近設立されたものは主として中規模の事業に見られ、その動機も産業協力運動にある場合が多いやうである。

労働委員會の業態別内譯は次の通りである。

業 態	労働委員會 (業態別内譯)		計
	一般的なる委員會	特異なる委員會	
官公營			
機械器具製造工業	五	八〇	六
化學工業	一	二六	一
染織工業	一	二七	九
飲食物製造工業	九	七	一
雜工業	六	一〇	一
計	二七	一七〇	二〇

鑛業
瓦斯電氣事業
運輸業
其 他
計

労働委員會中勞資双方の委員（または事業主側參與員と労働者側委員の參加）によつて組織されるもの二三九、労働者側委員のみによつて組織されるもの三二であつて、前者の場合には勞資同數が普通である。議長は事業主または事業主側委員のなる場合一四二、事業主側の指名による場合五六、労働委員會互選による場合五三となつてゐる。

労働委員會委員數

事業主側	官公營		私營	計
	人	人	人	
労働者側	一八	二、二五	二、三四	
労働組合幹部	四七三	四、七九	五、二六	
計	一	三三	三三	

労働委員會の會議様式は大部分懇談制であり（二二一）、會議の開催度數の定まつたものが多い（二二九）。昭和十年末現在の委員會二五九について、同年中における開會の有無を見ると、開催したもの二二四（内官公營一般委員會二一、私營一般委員會一九八、特殊委員會一四）、開催しなかつたもの三五

(官公營九、私營二三、特殊三)となつてゐる。委員會の決議事項の實現程度によつて委員會を分類すれば、決議の九一〇割が實施されたもの五二、五一六割が實施されたもの一九三、有名無實のもの二〇、開設後日淺くして運用狀況不明なもの八である。これから推察すれば、勞働委員會の効果は十分發揮されてゐるとはいひ難いやうである。

勞働組合に關係ある勞働委員會は二七四中、七二(官營七私營六三、特殊二)であつて、このうち、組合の支持する委員會は六〇、組合が無關心な態度をとつてゐる委員會は一二である。たゞし組合の支持の程度と右の委員會の運用狀況との關聯については判然としない。

第六章 失業對策施設

失業對策といへば、職業紹介、失業救濟事業供與、職業輔導等のやうに積極的に就職の機會を與へるか、あるひは失業保險、養老年金、退職手當、救護扶助の給付のやうに消極的な方法もある。後者の問題は他の項目において述べることにし、こゝでは前者即ち失業に對する積極的な對策についてののみ記述する。

第一節 職業紹介事業

沿革 日本において職業紹介そのものが問題となつたのはやうやく大正七年末であつた。このとき世界大戰後の反動によつて多數の

勞働者が街頭に投げだされたのに、職業紹介の機關は二、三の大都市を除きほとんど存在せず、その連絡統一は全く見られない状態であつた。たまたま、一九一九年(大正八年)十一月の第一回國際勞働總會は公營無料職業紹介所制度設置に關する條項を包含する條約案を採擇した。すなはち『失業・關スル條約案』第二條第一項には『本條約ヲ批准スル各締盟國ハ中央官廳ノ管理ノ下ニアル公ノ無料職業紹介所ノ制度ヲ設クベシ、右紹介所ノ經營ニ關スル事項ニ付意見ヲ提出セシムル爲委員ヲ任命スベク該委員中ニ使用者ノ及勞働者ノ代表ヲ加フベシ』との規定があつた。また翌一九二〇年(大正九年)六一七月に開かれた第二回國際勞働總會は『海員ニ對スル職業紹介所設置ニ關スル條約案』を採擇し、職業紹介の非營利性をさらに強調した。かゝる内外の事情に鑑み、政府は大正十年職業紹介法を、大正十一年船員職業紹介法を制定し、次いで前記の二條約も批准公布した。さらに大正十四年には營利職業紹介事務取締規則を出し、いはゆる桂庵、口入屋の類の取締を嚴重にし、營利職業紹介業者にもその事業狀況を報告せしめることとなつた。

當初の職業紹介法によれば職業紹介については市町村立および私立の無料職業紹介所が直接活動分子となり、その事業の聯絡統一を圖るため東京に中央職業紹介事務局を、東京、大阪、名古屋、福岡、青森、長野、岡山に地方職業紹介事務局を置くこととなつてゐた。これらの事務局は内務大臣の監督に服し、従つて職業紹介事務は、營利紹介者に對する取締を除き、道府縣とは別個に、内務大臣直轄の機關によつて管掌されたのである。職業紹介所の數は本法制定當初の八七から昭和十年末には六七七に増加し、一般職業紹介就職者

数はこの間に十五萬一千人から八十一萬二千人に、日傭労働紹介員数は三十一萬六千人から千二百二十七萬人に増加した。また除隊者少年、俸給生活者に對する特殊部門の職業紹介もそれぞれ發達した。とくに入營者に對しては、昭和六年入營者職業保障法が定められた。これによつて入營應召による失業を防ぐとともに、職業紹介所が在郷軍人會職業輔導部、師團職業幹旋委員、海軍鎮守府人事部と連絡をとつて除隊者の就職に努力することとなつた。

しかし以上のやうな發達は主として大都市における職業紹介事業に限られるものであつて、都市農村を通じて全國的にそれが充實されたわけではなかつた。失業統計が未だに完備しない現状であるから、失業對策としての職業紹介の効果について適確に論證することが出来ないけれども、諸外國に比し職業紹介制度が十分でないことは明かである。ことに大都市や特殊工業地帯以外の市町村における職業紹介事業は、兼務的なものが多く、その大部分が開店休業の狀態にあつた。いま、昭和五年および昭和十年の職業紹介成績について東京、大阪、京都、兵庫、神奈川、愛知、長野（日傭の分は除く）、福岡の三府五縣の合計と全國の分とを比較すれば次の通りである。

職業紹介成績狀況

職業紹介所數	昭和五年		昭和十年	
	全國	三府五縣分(全國對比)	全國	三府五縣分(全國對比)
一般職業紹介	三七	…(%)	六七	…(%)
取扱紹介所數	二二三	二四(四〇・四)	六七七	一八二(二六・三)

求人數 九〇四、七三〇 六五三、五五(七三・二) 二、九二七、九八三 一、〇八八、九二四(五八・八)
求職者數 二、一六八、二四四 九〇四、五四九(七七・四) 一、六七九、五六八 一、二五、〇〇三(六六・四)
就職者數 三三六、一九七 二二二、二四九(六三・二) 七四二、六四三 三六一、七〇五(四八・八)

日傭労働紹介

取扱紹介所數 六二 四八(七八・七) 二六九 一〇七(三九・八)
求人數 五、二三八、四五四、八七、四二八(九四・三) 二、九二七、七二一、八、三九二、二六五(六四・六)
求職者數 六、一七四、九三三、五、七三、八〇七(九三・七) 一、四、四六三、七三〇、九、七三三、七四(六七・二)
紹介員數 五、二二〇、四、八三三、四九(九四・三) 二、三、八七、二五八、二九二、四八二(六四・四)

このやうに職業紹介が一地方に偏してゐることは、工業の都市集中といふ事實に基くこともちろんであるが、市町村自體の機能がいはゆる委任事務によつて占められ、その大部分は職業行政にまで手を伸ばすことが困難であるからである。従つてひとり職業行政についてのみ職業紹介事務局が市町村を監督し、その連絡を圖らうとしても、道府縣の力が強いいため、道府縣を通じなければ豫期の効果を擧げることができなかつた。その上、後にのべるやうに失業救済事業の擴張や農村更生事業の實施もすべて道府縣を通じて行はれることとなつた結果、職業行政に限つてこれを道府縣に行はしめないのは甚だ不都合となつて來た。他方、軍需工業輸出工業の發展は勞動力需給調節機關としての職業紹介所の意義を重くし、さらに、最近の情勢は勞働力の配置を總動員に適應せしめる必要をますます痛感せしめた。かくして職業紹介所機構の改革の必要とその改革の方向とが與へられたのである。

職業紹介行政機構改革 前記のやうな理由から職業行政機構の改正の必要が痛感されたので、當局は昭和十年十二月左

記の要旨による職業紹介法改正要綱案を作成、中央職業紹介委員会に諮問した。

- 一、職業紹介所の事業の連絡統一はこれを内務大臣および地方長官に管掌せしめること（地方職業紹介委員会は廢止）
 - 二、道府縣も職業紹介所を設置し得ること、その經費に對しては國庫より補助すること
 - 三、多數の勞務者を雇傭せんとする者に對し職業紹介上必要なる事項を地方長官に通報すべきことを命ずること
- 中央職業紹介委員会は審議の結果、原案を適當と認め、さらに數個の希望決議を附加した。

希望決議

職業紹介事業國營の方針は從來本委員會の屢々答申したる所なるが、本改正の機會に於て政府は此方針の實現に向て今後一層努力せんことを重ねて希望すると同時に、更に進みて職業の公布、勞働の配給、異動等を全般的に組織統制する計畫を考究樹立せんことを希望す。

尙ほ本改正の結果動もすれば職業紹介機關の普遍化及び専門化を妨げ集團的勞働移動の敏活及び圓滑を缺くに至る虞あるが故に其の實施に付ては特に左記事項に留意せんことを希望す。

- 一、社會局に勞務官を置き集團的勞働移動に關する事務に従事せしめ、同時に職業紹介事業の監督に任せしむること
- 二、地方職業紹介委員會に代るべき委員會を道府縣に設け、職業紹介事業の實行上勞資兩方面及び紹介實務に關係する人々の意見を

聽くこと

- 三、職業紹介機關相互間の現業的聯絡を一層充實するに必要な施設を爲すこと
- 四、市町村立職業紹介所の經費に對しては道府縣に於ても相當の補助を爲すこと
- 五、職業紹介所職員の地位の向上及び安定を期せんが爲め適切なる職制を定め其他適當の方法を講ずること

當局は前記改正要綱に従つて、職業紹介法中改正法律案を作成、之を第六十九帝國議會に提出した。そしてこの改正法律案は兩院を通過した。その際衆議院では何ら希望意見を附せず可決したに反し、却て貴族院では「政府ハ速カニ職業紹介所ノ國營ニ關スル具體案ヲ樹立セラレムコトヲ望ム」なる希望意見を附してゐる。この貴族院の意見は先の中央職業紹介委員會の希望決議とともに職業紹介事業の將來を暗示するものといへよう。

改正法は昭和十一年九月一日から實施され、その結果一道三府七縣（神奈川、愛知、兵庫、廣島、福岡、長野、新潟）には職業課を、その他の縣には社會課内に職業係を設けることとなつた。なほ多數雇傭者の通報義務については、施行規則第二條は「三十人以上ノ勞務者ヲ雇傭セントスル者ハ豫メ男女別職種別人員、採用地又ハ募集地域、就業地及雇傭時期ヲ其ノ住所地所轄地方長官ニ通報スベシ但シ官公署ニ於テ雇

町立	二六八	八七	二七三	一四	一	一	一	一	二七
村立	六六	一	二四	一	五	一	一	一	二九
町村組合立	二	一	二六	一	一	一	一	一	二六
小計	五八	二七	五二	三	二	一	一	一	六六
法人	三	一	三	一	六	一	一	四	三
其他	六	一	六	一	一	一	一	一	七
小計	二	一	一	一	六	一	一	四	二
合計	五五	二七	六三	三	八	二	一	四	六九

備考「職業時報」第四號六頁

一般職業紹介においては求人總數（各月新規引受數の合計前月からの繰延を含まず以下同様）二、二九七、二二一人、求職者總數一、七七八、一四五人、就職者總數八一二、三二七人、うち臨時雇就職者總數は八八、〇六三人である。従つて、殺到率（求人總數に對する求職者總數の割合）七七％、就職率（求職者總數に對する就職者總數の割合）四六％、いづれも前年に比べて好轉してゐる（男女別の數字については統計表を参照せよ）。就職者總數を職業別に見れば、工業および鑛業最も多く三〇二、二九四人（總數の三七％二二）、次いで戸内使用人一一三、〇六一人（二三％九二）、水産業九八、三九二人（一二％一一）、商業九四、二八四人（一一％六一）、土木建築業七七、一八八人（九％五〇）通信運輸業一九、六八七人（二％四二）の順であつて、雜業は八九、九九三人（一一％〇八）である（詳

細は統計表参照せよ）。

一般職業紹介中、除隊者および少年の分を左に摘出する。

除隊者職業紹介成績（除隊後の三ヶ月間）

	求人數	求職者數	就職者數	就職率
昭和八年	三、三四	五、〇四	一、六四	三三
昭和九年	七、二二	一〇、三四	四、七九	四五
昭和十年	一三、〇五	一四、〇四	七、五七	五四
昭和十一年	六、四二	四、六三	二、六五	五六

（十一月十日迄）

備考 社會局社會部「本邦職業紹介事業概要」昭和十二年三月一六頁所掲。

少年職業紹介成績（十八歳未満）

	求人數	求職者數	就職者數	殺到率	就職率
昭和八年	四九、九五	二七、九六	一五、七九	七	四
昭和九年	四〇、七六	二六、七二	一三、二四	六	四
昭和十年	五〇、八三	二九、九六	一四、〇〇	六	四
昭和十一年	五八、六八	三三、八四	一七、七三	五	四

備考 前表と同じ。

最近において注目すべきことは少年男子求人中商業の求人が最も多いにも拘らず、求職者および就職者が工業ならびに鑛業方面に多く、商業では少い點である。すなはち、昭和十一年三月小學校を卒業した兒童が職業紹介所を通じて同年五月末までに就職した成績は次の通りである。

昭和十一年三月卒業児童職業紹介取扱数

	求人数	求職者数	就職者数
工業鑛業	九、六〇	五〇、九四九	二六、二七
土木建築	六、二九	九〇九	五七四
商業	六五、六七	一八、八七六	二、三三
通信運輸	二、四六〇	三、九二七	九五三
戸内使用人	一八、五〇三	一八、八六三	六、〇九三
其他共計	二〇〇、〇八一	一〇三、二四六	四七、八三六

備考 「職業紹介」第四卷第一〇號、六一頁所掲。

俸給生活者職業紹介成績は、一般職業紹介と異なり、著しい好轉を示してゐない。就職者二二、三七九人を勤務先別に見れば、商事會社八、〇一五人（内臨時雇八二六人、就職者總數に對する割合三五%八一）官公署五、三五九人（一、六一二人、二三%九四）、個人商店二、〇四八人（二九三人、九%一五）、工業會社一、五四〇人（二二四人、六%八八）が主なものである。就職率の低いことと就職者總數中六、七六四人すなはち三割が臨時雇であることとは、俸給生活者の職業紹介がインフレーション景氣にも拘らずいかに不振であることを示してゐる。

日傭労働紹介に於ては求人（一二、五六一、一三六六）、求職者（一三、六六六、八三七七）、被紹介員（一二、二七〇、六六〇人）ともにその数が前年と同じく減少してゐるが、これは失業

者使用事業の減額と登録求職者数の減少に基くものである。
船員職業紹介成績 無料船員職業紹介所は昭和十一年十二月末現在において二二ヶ所、そのうち二〇ヶ所は海事協同會、残り二ヶ所は各々日本海員救済會および長崎帆船組合の經營である。船員職業紹介營業者数は昭和十一年十二月末には八人に減じた。

最近數年間の船員就職數と就職未済數（當該年末現在）とを掲げれば左表の通りであるが、就職未済者の減少は海運界の繁忙を示すものといへよう。

船員職業紹介成績

	無料		有料	
	就職者	就職未済者	就職者	就職未済者
昭和八年	二、三六〇	五、四四四	四七四	七
昭和九年	二、二五八	四、六六六	五三六	二六
昭和十年	二、七五七	四、二六七	二八八	三
昭和十一年	二、三三九	三、七六六	二六六	八
内	遠洋	五六一	四七六	一
	近海	一、〇〇四	五	一（一）
	沿海	一三七	一八一	一（三七）
	譯			
普通	遠洋	一〇、二四六	一、一四四	二四
	近海	二、四五六	八〇二、三五五	六（一六）
	沿海	一、四七〇（一、三三三）	四六（五）	一〇（一七）
	備考	遞信省管船局昭和十年「日本船員統計」および同局報告に		

よる。内譯中、括弧内の數字は帆船船員を示す。

附 營利職業紹介事業狀況 昭和十一年末における職業紹介

介營業者數は二、一六一人（内十二月における取扱者數一、四六二人）であつて、前年末より一七八人減じた。求人數（一〇八八、六八二）求職者數（七一二、四一一）、紹介件數（七九〇、九五四）就職數（五三六、三九七）はいづれも前年に比し減じてゐる。これを就職者の業態別に見れば商業、農林業ではやゝ増加し、戸内使用人はさほど減少してゐない。要するに、營利職業紹介事業は今日では殆ど女中と丁稚のみの周旋所となつたといつてよいであらう。

昭和十一年營利職業紹介件數及就職者（業態別）

	紹介件數(%)	就職者數(%)
工業及鑛業	一六、〇〇八(二・〇二)	一〇、九七四(二・〇五)
土木建築	二、二四五(〇・二八)	一、九四四(〇・三六)
商業	一四、六五三(一・八四)	七九、九二九(一四・九〇)
農林業	一九、九〇七(二・五三)	一九、四九八(三・六四)
水産業	四、二三八(〇・五三)	四、一九〇(〇・七八)
通信運輸	九三、三五六(一二・六八)	八六、六七三(一六・一五)
戸内使用人	四四、六七六(五・九七)	二八、八九三(五・三八)
雑業	七五、八八一(九・五九)	四、一九六(八・三四)
計	七九〇、九五四(一〇〇・〇〇)	五三六、三九七(一〇〇・〇〇)

備考「職業紹介公報」および「職業時報」所掲の計數を加算す。

第二節 失業救済應急事業（昭和十年度）

我國において失業救済のために土木その他の事業を起すことは大正十四年十一月東京、京都、大阪、横濱、神戸、名古屋の六大都市に施行された土木事業に初まつてゐる。これはもつぱら日傭労働者の冬期失業救済を目的とするものであつて、この目的を以てする事業の勞賃費に對しては國庫から二分の一以内の補助を與へることとし、またこの事業の財源を地方債に求める場合には政府は從來の地方債許可方針に例外を認めてこれを許可することとした。昭和四年に至つてこの救済事業は擴大され、日傭労働者のみならず一般労働者をも使用する事業をも含み、地域も六大都市に限定せず、また事業の種類も土木事業に限らず建築工事其他適當の事業といふことになり且つ冬季以外にも施行されることとなつた。さらに同年一般労働者の失業救済事業と共に、小額給料生活者の失業救済事業といふものも、六大都市關係公共團體に限つて認められた。そしてこの兩救済事業に對して、それぞれ國庫補助あるひは起債特別許可があつた。以上の如き失業救済事業（この事業は昭和七年度から失業應急事業と改稱された）の事業費全國總額は昭和四年度から同十一年度までに通じて合計二億八千五百萬圓に上つたのである。昭和十年度には軍需工業ならびに輸出の景氣の好轉に上つて失業者がやゝ減じたが、それは主として工場労働者に限られ、小額給料生活者（特に書記的職業）および日傭労働者の失業は依然として緩和されなかつた。その上、農村からは求職困窮者が都市に殺到した。そこで、

この事業が従来は七道府縣内の都市にのみ限られてゐたのを、その範圍をひろめ人口二十萬以上の都市、東北疲弊地方の中心都市、その他特殊の失業状態を呈する都市においても亦この事業を実施することを得るやうにした。しかし、實際上では國庫補助豫算の減額があつたから、昭和十年度の事業はその前年度に比し規模が縮小せざるを得なかつたのである。

昭和十年度における一般労働者失業應急事業費支出額は二、三五六、九四五圓（内勞力費支出額六、五一六、七九五圓）、小額給料生活者失業應急事業費支出額は一、五一九、七四九圓（内勞力費支出額一、三八五、九四二圓）であつて、これによつて使用された實際の延人員は、前者約四百八十五萬四千人、後者百十三萬人である。いま昭和八年度分を基準とすれば、一般労働者の分では勞力費が四五％に、使用延人員が四六％に、小額俸給生活者の分では兩者ともに八三％に減じてゐる。これに對し、社會局推定による都市失業者は、この二ヶ年間に日傭失業者の分は僅かに四％三方減じ、さらに給料生活者に至つてはかへつて二％四方増加してゐる。失業者數がほとんど不變であるにも拘らず、失業應急事業がいちじるしく削減されたのであるから、失業救済の目的を達し難い。失業者自力更生運動の提唱される所以である。

第三節 職業輔導事業

第三部第一篇 一般労働者に關する社會政策

こゝに職業輔導事業といふのは、就職希望者に必要な豫備知識を授けることおよび就職者を適當に指導して過つて社會的に好ましかる職業につくものを防止することをいふ。

東北地方出稼指導機關 これは昭和十一年十月に設けられた新しい施設である。即ち、東北六縣中において必要と認められる町村大字部落に、出稼指導囑託員一名を置くとともに當該町村内の出稼者およびその父兄家族を以て團體を作らしめ、この團體が町村及び關係の職業紹介所と聯絡をとり、以て地元民の出稼指導に當るといふ方法である。そして囑託員保護團體に對しては縣費の手當乃至補助金（國費全額負擔）が交附される。

陸軍軍人職業輔導幹旋要領の改正 昭和十一年十一月十七日の改正規則により、陸軍軍人に對する職業輔導、幹旋の機關の任務が確定された。即ち在郷將校准士官の職業輔導幹旋は軍部就職幹旋委員、除隊者及在郷下士官兵のそれは軍部就職幹旋委員と内務省所管職業紹介機關との協力によつて行はれ、その紹介事業そのものは職業紹介所に委託して爲されることとなつた。そして除隊者の職業幹旋の方針としては、事情の許す限り除隊者に歸農又は前職復歸を奨め、とくに就職を必要とする者はその職業に幹旋するものとし、幹旋期間を除隊前後の各三ヶ月とした。

失業者更生訓練所の創設 昭和九年度以降前記の失業應急

事業は、それを助成する國庫補助金が著しく減額されたので失業救済の役目を十分に果たすことが困難となつた。そこでその對策の一つとして登録労働者を教化訓練し、それによつてこれらを要救済状態から脱却せしめることが事務當局者の問題となつたが（昭和十年四月失業應急事務打合會）昭和十年の學務部長會議（六月）においても心身鍛鍊を基調とする指導訓練の必要が強調された。

これより先、東京府は昭和九年度失業應急事業の一つである多摩川敷埋場工事に就勞せしめる登録労働者を三つの社會事業教化團體（救世軍、上宮教會、修養園）に委託し、夫々一定の宿舍に指導員と共に規律ある團體生活をなさしめ、これを六ヶ月間繼續したことがあつた。そしてその訓練を経た者を滿洲農業移民として滿洲へ送り、昭和十一年四月までには其の數一三一名に達してゐた。

失業者更生訓練所を設置しようといふ案は右の東京府の實例に倣つたものであつて、社會局は先づこれを六大都市及び福岡縣内に置くこととし、昭和十一年度の後半期に至つてこれらを開所した。この訓練所は失業應急事業登録失業者又は登録希望失業者中適當と認める者を收容し、『精神ノ作興ヲ主眼トシ、精神ノ鍛練、勤勞ノ訓練、情操ノ涵養、生活指導等ノ失業者ノ更生ニ必要適切ナル』教化訓練を行ふことを目的とするものであつて、國庫は本施設に對し支出精算額の二分の一以内の補助をする。訓練の期間は原則として五ヶ月以

上、訓練期間中被訓練者には一定の制服を給與し、食費は被訓練者の自辨とし、賃銀の一部はこれを強制的に貯金せしめる。指導職員は被訓練者と寢食を共にし、居常訓練に當らなければならぬとしてこの訓練所經營の事業の施行主體は府縣市であるが、訓練の實施は適當な團體に之を委託することが出来る（以上『失業者更生訓練施設國庫補助條件要綱』による）。

指定府縣市においては右計畫を樹立する一方、社會局では右訓練の指導員および指導補助員の講習會を東京市小石川護國寺に開いた（九月二十日より一週間）。この失業者救済更生訓練施設の計畫及び昭和十一年中の成績を示せば次の如し。

昭和十一年度失業者救済更生訓練施設計畫

施設數		位	置	收容	經費	指導
				定員	豫算額	職員數
東京市	一	東京市葛飾區金町		六〇二	五、六〇圓	二
京都市	一	京都市東山區東大路七條下ル智積院		三〇	四、五二	二
大阪府	直營	三	大阪府三島郡阿武野村大字上野	三〇	六、〇〇〇	二
	直營	二	大阪府中河内郡入尾町	三〇		二
	委託	二	大阪府西成區東入船町（四恩學園）	三〇		一
大阪市	委託	二	大阪市此花區高見町（曉明館）	三〇	二、〇〇〇	一
	一	一	大阪市旭區南島町六五六ノ一	四、八七九		二

神戸市	二〇二、三四	二
三 眞光寺(*)	四〇三、〇八三	二
二 神戸市須磨區妙法寺三三番		
一 戸敷		

神奈川縣	三〇三、六〇〇	二
一 神奈川縣鎌倉町大字阪ノ下		
一 宇星井町		
横濱市	三〇八、四三七	二
一 横濱市中區南太田町		
名古屋市	五〇三、二〇〇	二
一 名古屋市中區廣住町		
福岡縣	四〇二、六八七	二
一 八幡市大字技光字根頃		

昭和十年十二月末失業者更生訓練施設状況

第一回開始年月日	被訓練者現在數	稼得賃銀累計	更生貯金月末現在高
東京市	二一、二二一	五、一五〇・八六	六五八・七二
京都市	二一、二〇一	二、八二四・八五	一、〇五八・六五
大阪府(直營委託)	二一、二〇六	四〇三、五六〇・一五	一、九六〇・二五
大阪市	二一、二〇四	三〇二、六二六・八八	九〇一・三〇
神奈川縣	二一、二〇八	三、二七三・一五	一、〇八八・八〇
横濱市	二一、二〇四	二七、一〇九・一五	四九六・九六
名古屋市	二一、二〇三	二、二七二・二二	一、〇二一・五三
神戶市	二一、二一〇	一、六九八・八〇	二六八・四〇
給料生活者	二一、二一〇	一、六九八・八〇	二六八・四〇
福岡縣	二一、二〇九	二五、一六九・八〇	二六八・四〇
合計	三〇三、二一八・五三・九三	八、二七二・五四	

備考 「職業時報」第七號九頁による。なほ昭和十一年中には訓練終了生は出てゐない。

なほ訓練がいかなる方針で行はれてゐるかを示す材料とし

第三部第一篇 一般労働者に關する社會政策

て次に神奈川縣労働訓練所の訓練内容および訓練日課をかか
げておく (「職業時報」第三號一七頁)。

訓練内容

- (イ) 労働訓練所目標「神奈川縣の偉人二宮尊徳先生の報徳主義の體得」
- (ロ) 労働訓練所綱領三則
 - 一、禮を重んずべし (知恩報恩) 一、天に事ふべし (則天去私)
 - 一、人に事ふべし (先憂後樂)
- (ハ) 訓練七則
 - (一) 勤勞を以て大御心に報いまつるべし (二) 至誠を以て皇みたか
 - らの名に恥ぢざるべし (三) 吾等は天の益人なり (四) ツルハシを振
 - つて新道路を開拓し世の行詰りを打開せん (五) 全體の幸福を増進
 - し社會の安樂と人類の平和に貢献せん (六) 吾等の振ふスコップに
 - 國運の進展の神宿る (七) 天地の恵み積置く無盡藏鐵で掘り出せハ
 - ンマで打出せ

訓練日課

(午前五時) 起床—朝起の工夫—健康の感謝—掃除—みそぎ洗面—體
操點呼—國旗掲揚「君ヶ代齊唱」—遙拜「伊勢大神宮、皇居」—
祈願「故郷の氏神様、鶴岡八幡宮」—挨拶「兩親、親戚、知己—
訓練生一同相互」—朝食前作業又は教練(午前六時二十分) 朝食
「食前、食後の祈、感謝」(午前七時) 作業始(午前十一時半—十二時
半) 晝食(午後四時) 作業終—國旗降下(午後四時半) 入浴—着替(午後
五時) 夕食「食前食後の祈、感謝」(午後六時) 講話及懇談會—體操

―默想―娛樂―勘定、貯金―感想日誌(午後九時)就寝〔神前禮拜、感謝の祈―調息―就床〕

附 救 護 事 業

社會事業調査會の擴充 經濟界の好況の反面において貧困者が増加することは已むを得ない現象であつて、最近我國の要保護者数は増加の趨勢を辿つてゐた。昭和七年一月から施行された救護法によれば救護費用は原則として市町村が負擔し、道府縣は四分の一、國家は豫算の範圍内において二分の一以内の補助をなす建前であつた。しかしこの國庫補助率二分の一を維持しえたのは昭和八年度までであつて、その後は補助豫算をやゝ増額したにも拘らず、補助率は減少せざるを得なかつた。従つて市町村の負擔率は大となり、いきほひ貧弱町村では救護活動が手控へられる結果となつたのである。

大正七年一月から施行された軍事救護法(昭和六年三月一部改正)は傷病兵、その家族遺族または現役・應召中の下士官兵の家族遺族のうち入營應召傷病のため『生活すること能はざる者に對してのみ』救護(國費負擔)を行ふものであつた。しかし滿洲事變等が勃發し、また非常時以來前述のやうに要救護者が増加した結果、軍事救護法による被救護者が激増したが、この救護は救護法による救護と異なり、その減額が許されないのみならず、從來の資格規定が餘りに嚴に過ぎた

ため更に資格要件を緩和する必要さへあつた。また、このやうに一般ならびに特殊の要保護者が増加するに伴ひ、救護事務に直接關係ある方面委員についても檢討する必要が起つた。

よつて内務省では社會事業調査會(大正十五年設置)第十回總會を開くに當り、委員を増加した上、次の項目を諮問した。

諮問第九號 農村の實狀に鑑み社會事業の振興を図るの要ありと認む之が方策に關し其の會の意見を求む(之に關しては第二篇第一章參照)

諮問第十號 現下の情勢に鑑み軍事扶助事業の整備充實を図るの要ありと認む之が方策に關し其の會の意見を求む

諮問第十一號 現行方面委員制度を法制化し以て其の統制擴充を図るの要ありと認む之に關し其の會の意見を求む(次項參照)

調査會は七月三十一日答申案を可決したが、諮問第十號に對する答申の要旨は次の通りである。

(一) 軍事救護法を軍事扶助法に改め、扶助を受くべき者を生活困難なる者に擴めること。在營または應召中公務または戦闘によらずに傷病者となつた者についても扶助法を適用し、遺族又は家族の範圍には同一の家に在らざるも同一の世帯に在る直系血族又は兄弟姉妹を含ましめること。家族に對する扶助は傷病兵が居住地に歸還した後なほ十四日以内これを繼續すること。

(二) 傷病院在院者の手當額を増額すること(現行の増加恩給の二分の一に相當する額)。

(三) 軍事扶助を目的とする國立の結核療養施設を設置し、公共

團體または公益法人の療養施設を助成すること。傷痍軍人および除隊兵の職業保護については、専任職業紹介員の設備、授職施設の普及等をはかり、官公衙においては事情の許す限りこれを採用すること。低利金融の道を講ぜしめること。各種軍人後援團體の統制合併を計ること。

昭和十二年の軍事救護法の改正は右の主旨によつたものである。

方面委員制度の法制化 救護法の施行とともに、救護事務は方面委員に委託されることとなつた。然るに方面委員制度は主として道府縣（市町村民間團體の例も若干ある）が任意に定めたものであつて、統一性を缺き、内地町村中三、二九七町村には未だにその設置を見ず、また施設された地方においても人選等について遺憾な點が多かつた。そして、前述した理由から最近では方面事業はますます繁忙となりその整備の必要がいよいよ加はつてきた。

この事情に應ずべく、前記社會事業調査會の答申とその附帶決議とを基礎として方面委員令（昭和十一年十一月十四日勅令第三九八號）が制定された（昭和十二年一月十五日から施行）。その要旨は次の通りである。

- （一） 方面委員の指導精神（隣保相扶）を宣示したこと。
- （二） 委員の職務範圍（擔任區域居住者の生活狀態の調査。同區域内の要保護者に關する調査、救護、指導。社會施設との聯絡）を

明確ならしめたこと。

（三） 本制度の經營を原則として道府縣としたこと。

（四） 方面委員の人選を慎重にするため方面委員選衡委員會を設けたこと。

（五） 道府縣における方面事業の中心的指導機關として方面事業委員會を設けたこと。

（六） 委員相互の連絡向上を圖り且職務執行の適正を期する爲方面委員會を設けたこと。

（七） 方面事業の運用に關し特に市町村當局との緊密な聯絡を重視したこと。

因に本令公布前に於ける方面委員制度經營主體數は八〇（道府縣四五、市六、町村二六、團體三）、方面委員數は三九、二五四人（うち市九、七五一人、町村二九、五〇二人）、カード登録世帶數ならびに人口はそれぞれ四九五、五六三世帶（内、市二七〇、四九八世帶）、一、九九〇、〇七四人（内、市一、一〇〇、三七六人）であつた。

附記 昭和十一年中の勞務者教育 政府または道府縣の勞働者教育施行狀況はほとんど前年に比して變りがない。當局の報告が未だに發表されないもので詳細は判明しないが、主として財團法人勤勞者教育中央會の指導のもとに、各地に勞務者輔導學級、勞務者講座、勞務擔當者講習會および勞務者教育協議會が開催された。なほ本年には熟練工の不足がますます強く感じられて來た結果、地方自治團體または事業主には自ら技術家養成に乘出してきた事例もある。

第二編 農村における社會政策

第一章 政府の方針

昭和十年において米價をはじめその他の農産物價格は騰貴し、あるひは少くとも維持され、農村の景氣は好轉したと傳へられた。これがため小農や零細農も幾分なりともその利益に與り得たことはもちろんであらう。しかし一方、所謂『農村匡救事業』の打切りは彼等の勞賃收入を減ぜしめ、食料品價格の騰貴は彼等の生活費を膨脹せしめた。自作農の土地賣却、小作爭議、とくに土地返還關係爭議の頻發傾向が昭和十年にも依然衰へなかつたのは、農村好轉の眞の意味を物語つてゐる。だが農村生活の不安定は、農村が食料品の生産地であると共に兵の土壤であるといふ意味において、非常時日本にとつて重大である。それ故にこそ、彼の五・一五事件以來、この種の事件の動機として農本主義が力強く動いたのであつて、二・二六事件においてその極に達したといへよう。二・二六事件後社會政策が農村に力點を置くと傳へられたのはその一つの結果であつたのである。

農地法案の計畫 廣田内閣が成立した當日、島田（俊雄）

新農相は農村問題の眞の解決が土地問題の解決によらなければ行ひえないと説き、小作制度の調整が刻下の急務であると説いた。が、新農相が土地問題の重要性をどんな風に認識してゐるのか、これだけでは明かでない。しかし、その後の農相の言動はその『土地問題の解決』とは何を意味するかを明らかにした。例へば、第六十九特別議會において、農相は新農業政策として農業保險の實施、土地制度の改革、輸出生絲の販賣統制の三つを挙げたが、これに加へて土地制度改革の根幹は小作法の制定よりも自作農創設維持の擴大強化と耕地の補充開墾にあると言明した。八月には農林國策の内容を盛つた農林省の豫算案が大藏省に提出されたが、そのなかにも、農地問題に關する諸經費が含まれてゐる。それによれば、既墾地の購入と未墾地の開拓とによつて二五ヶ年に小作農家の三分の一に當る百三十萬戸を自作農とすること、それを耕地面積についていへば現在の小作地の四分の一に當る七十二萬町歩の自作地を創設すること、これが所謂土地改革の根幹である。そしてこの主旨に従つて農地法を作り、同法に小作法の一部を加味するといふのである。

だが、かくふれ出されはしたものゝ農地法案の法文はもちろん、その要綱も昭和十一年中には發表されなかつた。たゞ農地法中小作關係條項の要旨は次のやうなものであるといふことが傳へられたに過ぎない。

一、耕作權物權化の如き原則的規定は一切抹殺すること。但し、地主が交替した場合小作料の引上げ、土地返還請求等のため小作人が不當の不利益を受くることなきやう既得の權利を確保せしめること。

一、小作人が小作地の轉貸をする場合には地主保護のために地主の承諾を必要とすること。

一、不當の小作料その他不當の小作條件等については小作委員会の議にかけしめること。

なほ農地制度改善に關する對策について政府は帝國農會に諮問したところ、同會の答申は別項の如く、政府とはほとんど同様の意見のものであつた。將來生み出だされる農地法の内

容を推定せしむるに足る資料である。

附 自作農創設維持事業成績概要 政府は昭和元年度から二五年を一期として、簡易生命保險積立金等の低利資金を長期償還の方法によつて道府縣に融通し、道府縣はこれを自作農創設維持事業の資金に充當してゐる。そして簡易生命保險積立金の本事業に對する融通條件たる年利四分八厘の年賦償還金、農家に對する最高貸付利率たる年利三分五厘の年賦償還金との差額は、國庫が補助金としてこれを道府縣に交付する。事業開始の昭和元年度から同九年度までの成績次の如し（以下の統計はすべて農林省農務局『昭和九年度自作農創設維持事業成績』による）。

自昭和元年度
至昭和九年度 自作農創設維持事業成績

	貸付金額	農地面積		畑	貸付戸數	購入農地面積別内譯			
		内	田			一反以下	五反以下	一町五反以下	
創設	二二、七七、六九〇	反	二九八、八七〇・三二四	反	二八〇、七四・五五	戸	一三六、〇三六	戸	二〇、一三三
維持	一一、八三二、七八八	反	四三、五九・三七七	反	三五、〇九七・一〇四	戸	一八、七三三	戸	二、〇九二
計	三三、六〇九、四七八	反	三四一、四六〇・六六一	反	三三、八四一・六五九	戸	一五四、七六九	戸	二二、二二五

當初の計畫によれば二五ヶ年間に融通される資金は總計四億六千八百五十萬圓（補助金一億百九十萬圓）、これによつて創設維持される土地面積は約十一萬七千町歩となるはずであつた。従つて計畫期間の三分の一を越えた昭和九年度までは、金額、面積の數字から見れば大體豫定の成績を得たといへるであらう。しかし一戸當りの平均農地面積は僅かに創設四反四畝（價額八八〇圓）維持四反一畝（價額六七三圓）に過ぎず、この小面積に對して創設者は一戸當り八三五圓、維持者は六三一圓の貸付を受けてゐる。

自作農創設維持者の資金借入前状況（自昭和元年度至昭和九年度累計）

農地所有狀況					耕作狀況				
創設	所有地無				計	三反以下			
	戸	三反以下	五反以下	五反を超えるもの		戸	五反以下	一町以下	一町を超えるもの
(%)	四七、三七二	五四、五五二	一八、八三三	一五、四八九	戸	一、七六四	九、六五三	六六、〇三三	五五、七八四
(%)	(三四・八)	(四〇・〇)	(一三・八)	(一一・四)	(100・0)	(一・三)	(七・一)	(四九・九)	(四一・一)
維持	一				計	三反以下			
	戸	五、五四四	四、五九一	八、五七三 <td>戸</td> <td>一、〇五〇</td> <td>一〇、〇四五</td> <td>七、五一〇</td>		戸	一、〇五〇	一〇、〇四五	七、五一〇
(%)	(〇・〇)	(二九・八)	(二四・五)	(四五・七)	(100・0)	(〇・八)	(五・六)	(五三・六)	(四〇・〇)

次にこれらの農地を賣却した地主について見るに、戸数においては大地主少く、小地主が多いのであるが、全國地主の相當階級の戸数と比較すれば大地主の賣却戸数の割合が多いのに反し小地主のそれは極めて少い。さらに賣却者の所有面積別賣却面積について見ると、大地主の賣却面積が斷然多く、賣却面積の約半ばを占めてゐるこの事實によつて、自作農創設維持事業がいかなる人々によつてもつとも利用されてゐるか推察できる。

自作農創設維持農地の賣却状況

（自昭和元年度至昭和九年度累計）

計					
十町以上の地主	三町以上の地主	一町以上の地主	一町未満の地主		
戸	戸	戸	戸	戸	
A 賣却者戸数	二、〇九三	二五、四五〇	三五、六六二	二六、二〇二	九、四〇六
(%)	(一二・二)	(二五・六)	(三五・九)	(二六・三)	(100・0)
B 全國地主戸数（昭和九年末現在）					
五〇、〇八九	三三六、六五八	九〇〇、六七三	三八〇八、七七一	五、〇九六、一九五	

農村工業化 社會政策の觀點から見て農村工業の問題は重要である。しかし同じく農村工業といつても、農産物を農家の手によつて加工製造しようとするものと、農業とは別個に工業の下請を農村にも行はしめようとするものとの二つがある。兩者とも、農村の餘剩能力を利用し、農家の農業外収入を増加せしめる目的をもつものであるが、その意圖において兩者は著しく異なつてゐる。前者は農林省の主唱の下に農家のみの協同、とくに産業組合組織によつて工業經營をなさうとするものであり、後者は商工省の斡旋の下に地方に工業を分散せしめようとするものである。

右のうち農家のみの工業經營を主張する人々の理由は、企業家の

資本と管理との下に地方に工業をおこすといふ方法は、農家と企業家の對抗的の紛議を生ぜしめるから農家の眞の利益を期待することはない、従つてかゝる企業家はもちろん親方をも排して農家の自覺と熟練とにより農家の共同經營を行ふべきであるといふ點にある。要するにこの種の農村工業化を唱へる人々は、中小農が賃労働者となる傾向に對して反對しようとするものである。しかし、農村工業品が著しくプリミティヴな點を度外視するとしても、資金、技術、動力の點について果してこれがよく都市工業に對抗しうるや否や、生産組合がよくそのなかに小農をも抱容しうるや否やについてまづ疑問があり、また生産團體あるひは生産ブロックの勝手な増産によつて過剰生産に陥る危険もあるのである。

之に對し、農民を賃労働者として農村の工業化を計らうとする者の意圖は、第一に低廉な労働力の利用にあること、いふまでもない。そのほか、國防上から工業を一地方に偏せしめないことや、經營上から運送費、通信費等を軽減しようとする意味も含まれてゐる。

商工省に地方工業化委員會が設置されたのは昭和十年十月であるが、昭和十一年十一月二十五日の同總會では今後計畫經濟的見地から左の如く連絡統制を計ることに決定した。

一、各地方廳における地方工業化委員會(*)の設置を積極的に勧めると同時に商工當局並に委員會相互間の連絡を一層緊密化すること。

一、地方工業化に關する講演會、懇談會の開催を計り更に適地工

業の調査を擴充すること。

一、陸軍、海軍、鐵道各省において從來個々に實施中の工業化に關する事項は今後はすべて商工省と打合せて計畫經濟的見地からその一元化を強化すること。

(*) 地方廳の地方工業化委員會は本省の地方工業化委員會と連絡協力して管内の工業地方化に關し調査審議するものである。

商工省の地方工業化委員會は下請工業助成、未開發原料活用、動力化、質實健全化の四小委員會に分れ、それぞれ審議を進めることとなつたが、このうち注目すべきものは下請とくに軍需下請工業の助成である。

軍需工業の地方への均霑または地方分散化については、先に擧げた地方長官會議の永野海相の訓示からも知られるやうに、軍部の注意を拂つてゐたところであるが、海軍では昭和十一年八月十六日、副官談の形式でその大綱を發表した。

一、地方青年の採用

昭和八年以來海軍工廠等において短期使用または缺員補充等に地方農山漁村の青年を採用し、その數すでに五千に及び、最近も佐世保海軍工廠において數百名を採用する豫定であるが、これとは別個に東北、中部、四國および九州地方の青年を今後三年間に職工、鑛夫として三千數百名を採用し狀況によつては當分の間これを繼續的に實施する豫定である。なほ、三年間使用後は相當の貯金を持ち歸郷せしむるを建前としてゐるが、作業の狀況および本人の成績、事業などによつては引きつゞき使用することにして

る。

二、中小工業の利用

各鎮守府および舞鶴要港部等ではそれぞれ府縣當局と聯絡しその協力を求め概ね次の如き要領で進むことになつてゐる。

(イ) まづ府縣市郡などを單位とし鐵工、鍛工、木工等の業者の組合(一箇乃至數箇)を作り、

(ロ) 船體、兵器、機關の部分品にして分解註文可能なるものを選定し、組合業者の技術および設備など受註能力に應じ適當に註文を發する。尤も訓練未済の地方に對しては、まづ器具類、工場所要需品、艤裝品その他簡易なる需品類等を註文することとする。

(ハ) この場合中小工業者をして軍事上の註文のみに頼り或はその註文を見越して能力以上の設備擴張を行ふ等弊害の發生を防止するに十分なる注意を拂ふべきこと勿論であつて、また利用範圍は序を追つて擴大するわけである。

(ニ) 府縣當局に對しては經營の合理化による餘剩能力をもつて軍事上の註文を受くることに組合及び業者を監督指導し、また技術の指導監督に對して左の諸項を依頼し協力を求める。

(一) 府縣技術官は比較的簡單なる種類の現場監督検査(海軍監督官の監督検査に準ず)を責任をもつて實施するやう懲滯する。

(二) 府縣の工業試験場、工業學校等その有する技術及び設備を活用し、府縣技術官指導の下に構成材料に關する知識、加工法、試験法などを業者に授け工業技術の向上をはかる。

(三) 業者の使用する規格材料の入手、海軍工廠その他よりの受註製品の發送幹旋などに關し試験の勞をとる。

(ホ) 海軍においてはこれが指導助成のため左の方法をとる。

(一) 註文品の検査は持込検査を建前とする。

(二) 府縣技術官及び適當なる業者を選び海軍規格加工法、試験法などの指導、工廠見學などを實施し、なほ要すれば海軍工廠内にまたは現地に出張し特に必要と認むる事項に對し技術指導を行ふ。

(三) 要するに業者に對し特殊材料の官給または蒐集、購買の幹旋等を行ふ。

(四) 特に必要を認むる場合は府縣に對し海軍に納入する物品製造上必要な検査要具、見本品、その他輕易なる機械、器具等を貸與し、納入物品代價の低減と製品精度の向上に資す。

これに對し商工省においては昭和十一年度豫算に八萬二千餘圓の經費を計上し、地方における下請工業の指導監督の事務に當る専任職員および検査設備に對し補助金を交付することとした。昭和十一年においてこの補助金を受けた縣は高知、愛媛、徳島、香川、廣島、鳥取、山口、和歌山、静岡、秋田、宮城、岩手、福島の一三縣である。また前記の商工省地方工業化委員會の小委員會は昭和十一年十二月四日左記の下請工業助成計畫要綱を決定發表した。

下請工業助成計畫要綱

一、下請工業の助成は差當り機械工業、金屬工業、木工業其他實行容易なる業種に付之を實施すること。

二、本計畫の實施に付ては本計畫の本質に鑑み商工省に於て全國的に統制すること、従つて官廳用品を地方の中小工業者に下請せしむる場合には其の下請の方法其他に關する計畫の大意に付成るべく豫め商工省と連絡をとること。

大工場、問屋等より下請註文に付ては前項に準じ商工省に於て關係官廳の業者と連絡をとること。

三、下請工業助成の實施に關しては地方廳をして中小鐵工業、木工業其他の業種の當該業者を以て工業組合を組織せしめ、之に依り業者を綜合統制し工業組合の機關を通じて受註其の他の施設を爲さしむること。

四、受註に際しては地方廳をして受註品の分配割當、納期、品質規格等に付監督を爲さしめ嚴重なる原材料の検査、工程検査及製品検査等を行はしむると共に當業者の指導に當らしむること

五、下請工業に關し地方廳をして具體的に當業者の精神、技術、經營方面に關し相互啓發の途を講ぜしむること。

六、下請工業に關し各地方の製品は成るべく異種のものたらしめ同一地方には成るべく同様の製品の註文を發する様統制すること。

七、下請工業に關し新たに註文を受けんとする場合には地方廳は當業者をして之が試作を行はしめ速かに受註の途を講ぜしむること。

八、本計畫の實施當初に於ては差當り既設工場の利用を主とし作業機械、設備の擴張は成るべく之を避けしむるの方針を以て進むこと。

九、本計畫の實施に關しては地方廳をして下請の方法、品目、數量、金額等大體の計畫に付速かに之を商工省に報告せしめ、其他下請工業の實施狀況竝に之に關する各種の施設に付常に商工省に報告又は打合せを爲さしむること。

一〇、地方廳をして下請工業及各種工業の地方化を促進する爲地方的の委員會を設置せしめ商工省の地方工業化委員會との連絡を圖らしむるの方針を以て進むこと。

前項の地方的委員會の設置に當りては豫め商工省に打合せを爲さしむること。

一一、地方廳をして有能なる職員を設置せしめ技術、經營、統制等の指導監督に當らしむること。

以上によつて明かなやうに、この下請は農家が兼業として引受け得るやうなものではない。こゝにいふ地方工業化とは大都市以外に散在する中小工業者に軍需工業の僅小の部分を擔當せしめ、その機會に業者の整理統制を行はうとするものである。従つて、この地方工業化は農民が直接これに参加することを意味するものではなく、純然たる賃労働者としてこれに従業する限りにおいて、農村と關係をもつてゐる（「農村工業」第四卷第三號所載の『下請工業の地方狀況』によれば前記一三縣のうち九縣の下請工業はほとんどすべて地方都市

の鐵工組合、木工組合等がこれを引受けてゐる。そして、農家出の労働者の熟練の程度も生活程度も低いので、あるからその賃銀も著しく低く、その結果他の非熟練工の賃銀の騰貴を抑へ、さらに普通労働者の賃銀をも牽制するに至るであらう。地方工業化の齎す新しい社會問題はこゝにひそんでゐるといはなければならない。

農村社會事業 内務省は昭和十一年六月社會事業調査會に對し『農村の實情に鑑み社會事業の振興を圖るの要ありと認む之が方策に關し其の會の意見を求む』なる諮問を發した。これに對する調査會の答申の骨子は『我國固有の美風たる隣保共助の精神を基調とし村民協同の良習を涵養して相互扶助に依る社會施設を振興せしむるに在り』といふのであつて、それは農林省の唱導する農村自力更生精神に合致するものであつた。農村における社會事業振興の方策に關し答申が緊要と認めた點は次の諸點である。

- 一、社會事業の經營——各種事業の綜合有機的經營、方面委員制度の擴充、社會事業行政組織の整備、社會事業費財源の充實。
- 二、救護事業——經濟的施設の獎勵、救護費の二分の一國庫補助貧弱町村に對する補助率の引上、備荒施設の普及獎勵。
- 三、醫療保護事業——醫療機關の整備、巡回出張診療に對する補助、恒久的救療制度の確立、國民健康保險法の制定、醫療利用組合の整備普及、農村病に對する療養施設の整備、農村保健所

の設置獎勵。

四、兒童保護事業——母性保護育児指導事業の獎勵、季節託兒所の普及獎勵、異常兒保護施設の充實。

五、職業保護事業——集團移植民の獎勵、職業紹介施設分布の適正化、移住出稼の保護指導救済、就職資金の貸付。

六、經濟的保護事業——住宅改善指導機關の設置、協同組合經營にかゝる餘剩勞力利用施設の設置獎勵、農村庶民金融機關の充實。

七、生活改善事業

第二章 國民健康保險制度案

國民健康保險制度が問題となつたのは、救農運動が最高潮に達した昭和七年の頃であつた。農家經濟調査によれば、赤字の農家には疾病療養費の異常に大きい農家が多い。また平均的に見ても衛生費は全家計費の五%近くを占めてゐるが、それが現金支出であり且つ一時に支出されるものであるから衛生費の負擔は農家にとつて著しく大きいものといはなければならない。このやうに個々の農家について衛生費の問題は重大であるが、さらに社會全體から見れば、農村の死亡率が都市の死亡率よりも高く（但し出産率も都市より農村の方が高いが）とくに幼兒死亡率が高いこと、農村において慢性病

(寄生蟲病、トラホーム、結核病)患者が甚だ多いこと、農村の醫療機關が不備であることなど、是正改善すべきことが多いのである。

この情勢に鑑み内務省社會局は農村社會政策の一として健康保險制度の調査立案に着手したが、醫療施設の完備利用はひとり農民のみならず、一般庶民にとつても重大な問題であるから、この保險制度を都市にも及ぼすこととなつた。昭和九年七月社會局は農民、小商工業者、小額給料生活者等に適用すべき全般的な國民健康保險制度の要綱を發表したが、財政上の都合から實現を見ず、越えて十年十月さらに具體的な制度案要綱を提出、之を社會保險調査會に諮問した(原案については後掲修正要綱を参照のこと)同調査會は前後八回の特別委員會を開催、討議ののち原案に數個の修正を加へ、これに希望決議を附加し(十年十二月)、その結果に従つて當局は法案の作成に着手した。たまたま二・二六事件の勃發は人々の目を再び農村に向けさせ、本法成立の可能性を強めたのであつたが、さらに、昭和十一年の中頃から壯丁體位低下の問題が注目を惹きはじめた(受験壯丁中丙丁種百分率、昭和元年度二六%八、昭和十年度三八%一)。そして壯丁の大部分が農村に育つた者(昭和十一年度検査においては七七%八五)である點において、農村保健の問題は軍事上にも重大であることが認識され、國民保健の一施設として國民健康保險の重要さ

は一層加つたのである。よつて昭和十二年度豫算から那便貯金の利子を引下げ、この利子負擔輕減額を目安として預金部特別會計から毎年度一千萬圓を一般合計に繰入れ、主として之を都市および農村を通ずる社會政策的施設の經費の財源に充當することとし、そのうち國民健康保險制度の創設に要する經費として五十九萬一千餘圓が計上されるに至つた。

本制度の終局の目的は醫療機關の都市偏在を是正し、一般庶民の醫療費を低減するにあるにも拘らず、發表された制度案要綱では保險の方法によつて醫療費の支拂を容易にすることに力をおき、前記の目的を直接その主眼としてゐない。しかし、從來醫療の公營、醫療利用組合の設立、救療事業の擴充等によつて農村における醫療施設の充實を計つた例があつたが十分な効果を擧げえなかつたのは、農村の經濟力が都市に比して薄弱であり、とくに農業恐慌以來その懸隔が著しくなつたことに原因してゐる。従つて、國民健康保險制度自體が任意的なものであり、これに對して營業が營利的である限り、國民健康保險の健全な發達を望むことが困難であらう。これを補ふ手段の一として、國費補助による醫療施設の充實を計らなければならぬ。昭和十二年度豫算には無醫村に對し醫療機關普及のため新たに二十六萬二千圓を計上したほか、醫療救護費として百十萬圓、濟生會事業費補助として二十二萬七千圓を計上したが、右の缺點を補ふには不十分であらう。

國民健康保險制度案要綱（社會保險調査會の修正によるもの）

第一 總 說

一 本保險ハ庶民ノ健康保險ヲ目的トスルコト

〔註〕「庶民ノ健康保險」は原案では「庶民階級ニ屬スル國民ノ健康保險」となつてゐた。法案要綱では次項の二を合して「本保險ハ相扶共濟ノ精神ニ則リ國民ノ疾病、負傷、分娩又ハ死亡ニ關シ保險給付ヲ爲スヲ目的トスルコト」と規定し、本制度の本質が自助的互助的であつて、各人が應分の負擔を爲すべきことを明かにした。

二 本保險ハ被保險者ノ疾病、負傷及分娩ヲ以テ保險事故トスルモ被保險者ノ死亡ヲモ保險事故トスルコトヲ得ルコト但シ分娩ニ付テハ特別ノ事情アル組合ニ於テハ保險事故ト爲サザルコトヲ得ルコト

〔註〕原案「本保險ハ被保險者ノ疾病及負傷ヲ以テ保險事故トスルモ其ノ他被保險者ノ分娩及死亡ヲモ保險事故トスルコトヲ得ルコト」。

三 本保險ハ國民健康保險組合ヲ以テ其ノ保險者トスルコト

〔註〕法案要綱「本保險ノ保險者ハ國民健康保險組合トスルコト但シ營利ヲ目的トセザル社團法人ハ地方長官ノ許可ヲ受ケテ組合ノ事業ヲ行フコトヲ得ルコト」。この但書は主として醫療組合の代行を認めるものであつて、これが議會で問題となり、遂に本制度を流産に終らしめるに至つたものである。

第二 國民健康保險組合

一 總 則

（一）組合ハ普通國民健康保險組合ト特別國民健康保險組合ノ二種トスルコト

（二）組合ハ之ヲ法人トスルコト

（三）國、道、府縣及市町村ハ豫算ノ範圍内ニ於テ組合ニ對シ補助金ヲ交付スルコト

〔註〕國の補助金は各組合の保險給付に對し創立初年度はその二割、爾後毎年一割とするが、補助實施の際には町村の貧富に應じて按分する豫定となつてゐた。

二 組 織

（一）普通國民健康保險組合ハ其ノ地區内ニ於テ一戸ヲ構フル者又ハ一戸ヲ構ヘザルモ獨立ノ生計ヲ營ム者ヲ以テ組合員トスルコト

前項ノ地區ハ市町村ノ區域ニ依ルコト但シ特別ノ事由アルトキハ此ノ區域ニ依ラザルコトヲ得ルコト

〔註〕原案では第一項の終りに「但シ其ノ世帯ニ被保險者タルベキ者ナキ場合ハ此ノ限ニ在ラザルコト」なる但書がある。

（二）監督官廳必要アリト認ムルトキハ普通國民健康保險組合ノ地區内ニ於テ組合員タル資格ヲ有スル者ヲ總テ組合員タラシムルコトヲ得ルコト但シ其ノ世帯ニ被保險者タルベキ者ナキ者ニ付テハ此ノ限ニ在ラザルコト

〔註〕原案では但書がない。法案要綱では強制しうる條件として「普通國民健康保險組合ニシテ其ノ組合員ノ資格ヲ有スル者ノ三分ノ二以上組合員タル場合」が附加された。普通國民健康保險組合は主として郡部において設立されるものと豫定されてゐる。

なほ、國民健康保險組合への加入は一般に任意であるが、その場合起り得る逆選擇の危険は組合員の加入條件、保險給付支給の資格期間、組合員の脱退の豫告期間等を設けることによつてこれを除きえられると當局では考へてゐた。

(三) 特別國民健康保險組合ハ規約ノ定ムル所ニ依リ同種ノ業務ニ従事スル者、同一ノ事業ニ使用セラルル者其ノ他共同ノ利害關係ヲ有スル者ヲ以テ組合員トスルコト

〔註〕 特別國民健康保險組合は主として都會に設立されるものと豫想されてゐる。

(四) 組合ハ規約ノ定ムル所ニ依リ其ノ事業ニ贊助スル者ヲ贊助組合員ト爲スコトヲ得

〔註〕 本項は調査會において利用者側の主張によつて新たに附加したものである。例へば普通組合において組合區域外にある不在地主が、また特別組合において關係事業主が本保險制度を贊助するため出捐をなす場合がこれである。たゞし本項の規定は法案要綱には見えない。

三 設立

(一) 組合ヲ設立セントスルトキハ發起人ハ規約ヲ作り組合員タラントスル者ノ同意ヲ得テ監督官廳ノ認可ヲ受クルコト

〔註〕 原案に(二)として次の條項があつた。

「普通國民健康保險組合設立ノ場合ノ發起人中ニハ關係市町村長又ハ其ノ指定シタル者ヲ加フルコト」

組合設立については組合員の所要數に制限がないが、員數に認可の一定標準を設けることが適當であるといふ意見が調査會特別

委員會から述べられた。

四 被保險者

(一) 組合ハ組合員及規約ノ定ムル所ニ依リ組合員ノ世帯ニ屬スル者ヲ以テ被保險者トスルコト

(二) 組合ノ地區内ニ定住セザル者其ノ他特別ノ事由アル者ニ付テハ規約ノ定ムル所ニ依リ被保險者ト爲サザルコトヲ得ルコト

(三) 貧困ノ爲法令ニ依ル救護ヲ受クル者及法令ニ依リ疾病及負傷ニ付療養ニ關スル給付ヲ受クル者ハ被保險者ト爲サザルコト

〔註〕 法案要綱には右(二)(三)に該當するものがないが、健康保險の被保險者および他の組合又は組合の事業を行ふ法人の被保險者はこれは除くとしてある。

(四) 多額ノ收入アル者及其ノ世帯ニ屬スル者ハ被保險者ト爲サザルヲ例トスルコト

〔註〕 原案「多額ノ收入アル者及其ノ世帯ニ屬スル者ハ被保險者ト爲サザルコト但シ特別ノ事情アル組合ニ於テハ之ヲ被保險者ト爲スコトヲ得ルコト」。

五 保險給付及保健施設

(一) 組合ハ被保險者ノ疾病又ハ負傷ニ關シ療養ノ給付ヲ爲スコト但シ特別ノ事情アル組合ニ於テハ療養ニ要スル費用ヲ支給スルコト

〔註〕 但書の事例として次の場合が考へられる。山間において醫療機關のない場合には組合は金錢を以て費用を支拂ふほかに、また都市において醫師により治療料金の高下著しくかつ醫師の選擇が自由な場合には組合は一定料金を支給し、差額を被保險者に

負擔せしめることが便利であらう。

(二) 療養ノ給付ハ左ノ範圍トスルコト

(イ) 診察(往診ヲ含ム) (ロ) 藥劑(賣藥ヲ含ム)又ハ治療材料ノ支給 (ハ) 處置、手術其ノ他ノ治療 (ニ) 入院 (ホ) 看護 (ヘ) 移送

(三) 療養ノ給付ニ付テハ組合ハ特別ノ事情ナキ限り一般ノ醫師齒科醫師、藥劑師其ノ他ノ醫療機關ヲ組合ノ醫療機關トシテ指定シ被保險者ニ醫療機關選擇ノ自由ヲ認ムルコト

(四) 分娩ヲ保險事故ト爲ス組合ニ於テハ被保險者ノ分娩ニ關シ助産ノ給付ヲ爲スコト但シ特別ノ事情アル組合ニ於テハ助産ニ要スル費用ノ支給ヲ爲スコトヲ得ルコト

(五) 組合ハ被保險者ノ死亡ニ關シ葬祭ノ給付又ハ之ニ要スル費用ノ支給ヲ爲スコトヲ得ルコト

〔註〕 本法險制度の重點の大半が右四項とくに療養助産の給付にあるといつて差支ない。そしてその問題となるべき第一の點は本保險によつて給付される療養助産の内容が從來のものよりも低下してはならないことである。現行健康保險においてその療養助産の内容にとかくの批評が絶えなかつた事實に鑑み、とくにこの點に注意を調査會委員から促すところがあつた。希望決議の四がそれである。第二に本保險の實施が從來の醫師、藥劑師、賣藥業者に及ぼす影響である。當局の意向としては既存の醫療組織を維持する建前であるから、醫療費の低下を直接の目的とせず、醫藥分業についても中立の立場をとつた。従つて醫療料金は不當に値切られることもなく、特殊の開業醫のみを保險醫に指定して被保

險者に醫師の選擇を認めないといふのではない。調査會において開業醫側では組合と醫師會とが團體契約を結ばなければ開業醫の機會均等を行ひえないゆゑ、團體契約を法文化すべしと極力主張したが、本要綱のなかには加へられなかつた。けだし、現行健康保險において事實上團體契約が行はれてゐるばかりでなく、團體契約を法文化する場合には醫師會のギルド的特權をますます強化することとなるからである。また利用者側代表は「醫師資格あるものは何人も保險醫名簿に登録することによつて自由に保險醫たり得る」自由登録主義を主張した。賣藥業者に對する影響は大きいのであるが、この點を考慮して法案要綱では賣藥を入れないこととした。第三は醫療(利用)組合代用の問題である。これは開業醫の生活を脅すものとして醫師側が極力反對し、結局醫療制度は各組合の自由といふことに落着いたが、この不徹底が後に至つて本案を流産に導いた禍根となつたのである。

なほ原案では(四)は「組合ハ被保險者ノ分娩又ハ死亡ニ關シ助産若ハ葬祭ノ給付又ハ之ニ要スル費用ノ支給ヲ爲スコトヲ得ルコト」となつてをり、助産、葬祭の給付は同一項目に扱はれたが第一總説の保險事故の項目が修正された結果、原案の(四)が二項目に分割された。

(六) 療養、助産又ハ葬祭ノ給付ヲ爲ス組合ニ於テ其ノ給付ヲ爲スコト困難ナル場合其ノ他特別ノ事由アル場合ニ於テハ之ニ代ヘテ之ニ要スル費用ヲ支給スルコトヲ得ルコト

(七) 組合ハ監督官廳ノ認可ヲ受ケテ其ノ他ノ給付ヲ爲スコトヲ

得ルコト

〔註〕 たゞし、死亡に伴ふ遺族年金又は癱疾、老齡等に關する給付等は時期尙早であるといふ理由のもとに認められない。

(八) 組合ニ於テ爲ス保險給付ノ種類、範圍、期間、程度及受給條件ハ規約ヲ以テ之ヲ定ムルコト

(九) 組合ハ療養ノ給付ニ要シタル費用ノ一部ヲ其ノ給付ヲ受クル者(給付ヲ受クル者組合員ニ非ザル場合ニ於テハ其ノ屬スル世帯ノ組合員)ニ負擔セシムルコトヲ得ルコト

〔註〕 本項の目的は診療の濫用を防止するとともに、組合員の常時の負擔たる保險料を輕減するにある。一部の負擔の金額およびその徵收方法は各組合が自主的にこれを規定するが、その額は大體給付費用の約二割と豫定されてゐる。

(十) 組合ハ被保險者ノ健康ヲ保持スル爲必要ナル施設ヲ爲スコ

トヲ得ルコト

六 費用

(一) 組合ハ組合員ヨリ保險料ヲ徵收スルコト

(二) 保險料ノ算定及徵收ニ關スル事項ハ規約ヲ以テ之ヲ定ムルコト

〔註〕 保險料は組合員の出捐能力に應じて負擔せしめるはずであるが、當局は組合の給付内容が著しく異なるゆゑ、組合の費用も明示し難く、組合員一人當りの保險料も明かでないといつてゐる。しかるに、被保險者一人當りの國庫補助金年額は議會における當局の説明によれば最初の二ケ年が一圓、次の二ケ年が七〇錢それ以後五〇錢の豫定となつてゐる。これは現行健康保險に比し

第三部第二篇 農村における社會政策

て著しく低い。すなはち、健康保險制定當時において國庫補助金は被保險者一人につき一年平均二圓の割合を超えない範圍において同じく保險給付費用の一割であつたが、昭和四年度において被保險者一人當平均額は政府管掌の分一圓九三錢、組合管掌の分二圓であつた。その後政府管掌の分に限り國庫補助金は被保險者一人につき一年平均二圓を超えない範圍内において毎年度の豫算の定めるところによることとなり、昭和十年度の國庫補助金は被保險者一人につき政府管掌の分八三錢、組合管掌の分一圓八五錢となつた。しかし、保險創始當時には傷病率が著しく増大することを常とする點を考慮に入れるならば、國民健康保險に對する國家の補助率の薄いことが分るのである。その上現行健康保險では保險料の半額以上は事業主がこれを負擔する事となつてゐるから國民健康保險組合員の負擔は従前の健康保險による負擔よりも重いついなければならぬ。負擔の重い理由は本保險を庶民の相扶共濟のいはゞ自力更生の施設と考へ、また庶民醫療問題の解決が醫療費の輕減よりもその支拂を容易ならしめることにあると考へたからである。原案では多額の收入ある者および不耕地主は組合にかなる資格においても入れないので組合は薄資者のみの集團となる虞があるし、また保險料の支拂方法については物納や收穫期における一時拂あるひは日掛支拂等を認めても、醫療費の低下については醫師側の要求に妨げられて積極策を講じてゐない。

なほ組合が收支償はない場合の對策として再保險制度と國家による損失補償基金の設定とが考へられるが、當分の間後者の方法によるはずである。

(三) 賛助組合員ノ負擔ニ關スル事項ハ規約ヲ以テ之ヲ定ムルコト

〔註〕 賛助組合員制度は前項の負擔の不均衡を補ふために設けたものであるが、これを強制規定としなければ所期の効果を擧げえないであらう。

(四) 保険料其ノ他ノ徴收金ノ滞納ニ付テハ滞納者ノ居住セル市町村又ハ其ノ者ノ財産ノ在ル市町村ニ對シ之ガ處分ヲ請求スルコトヲ得ルコト

〔註〕 法案要綱にはさらに次の規定が追加された。「市町村が前項ノ請求ヲ受ケタル日より一定期間内ニ處分ニ着手セズ又ハ之ヲ結了セザルトキハ組合ハ監督官廳ノ認可ヲ受ケ之ヲ處分スルコトヲ得ルコト」。

(五) 一定期間以上繼續シテ保険給付ヲ受ケザリシ者ニ對シテハ組合ハ規約ノ定ムル所ニ依リ其ノ期間ニ拂込ミタル保険料ノ一部ヲ拂戻スコトヲ得ルコト

七 管理

(一) 組合ニ組合會ヲ置キ組合ノ重要事項ヲ議決セシムルコト

(二) 組合ニ理事若干名ヲ置キ組合事務ヲ執行セシムルコト

(三) 理事中一名ヲ理事長トシ組合ヲ代表セシムルコト

(四) 組合ハ規約ヲ以テ其ノ他ノ役員ヲ置クコトヲ得ルコト

〔註〕 本項の前に原案には(四)として次の條項があつた。

「普通國民健康保險組合ニ於テハ理事中ニ關係市町村又ハ其ノ指定シタル者ヲ加ヘ特別ノ事情ナキ限り之ヲ以テ理事長ニ充ツルコト」。

調査會はこれを削除したにも拘らず、法案要綱ではこれを復活し特別の事情なき限り右の該當者を理事長に充てることとした。

八 分合解散

(一) 組合ノ分割、合併又ハ解散ハ組合會ノ議決ヲ經テ監督官廳ノ認可ヲ受クルコト

(二) 組合解散ノ場合ニ於ケル清算方法ニ付テハ監督官廳ノ認可ヲ受クルコト

第三 國民健康保險組合聯合會

一 組合ハ共同ノ目的ヲ達スル國民健康保險組合聯合會ヲ組織スルコトヲ得ルコト

二 聯合會ハ之ヲ法人トスルコト

〔註〕 聯合會の規定は原案にはなかつた。

第四 監督

一 組合及聯合會ハ内務大臣及地方長官之ヲ監督スルコト

二 監督官廳ハ組合及聯合會ニ對シ監督上必要ナル諸報告ヲ爲サシメ、實地検査ヲ爲シ、規約ノ變更ヲ命ジ其ノ他監督上必要ナル處分ヲ爲スコトヲ得ルコト

三 監督官廳ハ一定ノ場合ニ組合及聯合會ノ役員ノ職務ヲ官吏其ノ他ノ者ヲシテ執行セシムルコトヲ得ルコト

四 監督官廳ハ一定ノ場合ニ組合及聯合會ノ決議ヲ取消シ役員ヲ解職シ又ハ組合及聯合會ノ解散ヲ命ズルコトヲ得ルコト

第五 審査、調停及訴願

一 保險給付ニ關スル決定ニ不服アル者ノ爲ニ審査ヲ行ヒ組合及聯合會ト醫療機關トノ間ニ起リタル保險給付ニ關スル契約ニ付テノ

紛争ニ關シ調停ヲ行フ爲中央及地方ニ國民健康保險委員會ヲ設置スルコト

二 國民健康保險委員會ハ官吏、學識經驗アル者、組合ノ役員、組合員、醫師、齒科醫師及藥劑師等ヲ以テ之ヲ組織スルコト

三 保險料其ノ他ノ徵收金ノ賦課徵收、滯納處分又ハ組合員若ハ被保險者ノ資格ニ關スル決定ニ不服アル者ノ爲ニ訴願又ハ行政訴訟ヲ爲シ得ル途ヲ拓クコト

〔註〕 右のほか法文要綱によれば次の諸規定がある。一、保險料其の他の徵收金を徵收し又はその還付を受ける權利ならびに保險給付を受ける權利の時效を一ケ年とすること。二、本保險關係書類に對し印紙税を課しないこと。三、保險給付は課税物件とならないこと。四、保險給付を受ける權利は讓渡差押をなしえないこと。五、國民健康保險に關し被保險者又は被保險者であつた者の戸籍の證明を求める場合には無償でなすべきこと。

社會保險調查會は本保險制度案要綱を修正可決するに際し左の希望決議を附した。

一 現下ノ社會情勢ニ鑑ミ出捐能力乏シキ者ヲモ本制度ニ於テ保護スル要アルヲ以テ國及地方公共團體ノ補助金ハ可及的ニ多額トスルコト

二 貧弱ナル地方ニ對シテハ補助金ノ額竝ニ醫療ノ普及ニ付特別ノ考慮ヲ拂フコト

三 組合ノ醫療組織ニ付テハ畢竟組合ノ自治的決定ニ委スベキモ一面組合ヲシテ現存醫療機關ノ存在ヲ脅スガ如キコトナキ様留意セシムルト共ニ他面此等醫療機關ニ對シ醫療ノ社會性ニ關スル自覺

第三部第二篇 農村における社會政策

ヲ促シ以テ本制度ノ圓滿ナル發達ヲ期スル様指導スルコト
四 本制度實施ニ當リテハ國民保健上醫療内容ノ低下ヲ來タサザル様留意スルコト

第三章 農業諸團體の狀況

地主組合・協調組合 昭和十一年十二月末日における地主組合（土地會社を含む）は五一三（内、土地會社八五）、組合員數は三五、七〇三、協調組合數は二、八七八、組合員數は二五四、九〇七人である（昭和十二年一月十日までに農林省に到着した報告による）。昭和十年同期に比し、前者は減少し後者は増加した。地主組合が累年減少しつゝあるのは、最近の小作爭議が關係人員面積ともに狹少な小作地返還に關するもの多く、一般に個人的色彩が強く、たとひ團體的行動を伴ふ場合であつても參加人員が一人對一人あるひは數人を出でないこと、従つて地主側の利害關係も甚だ複雑であり單一でないこと、とくに最近協調主義が強行されるに至つたことなどによるものであらう。これに對し協調組合は昭和八年まで増加、九年にはやゝ減じ、十年にはさらに著しく減少したが（千葉、香川における激減による、昭和十一年には前記のやうに急激に増加し、組合數の如きは昭和八年より多くなつてゐる。これは昭和十一年、かの二・二六事件以來全國的にます

〈協調主義の徹底普及に努力されたことによるものである。とくに、群馬縣において昭和十年末の五八六組合から十一年末の一、六七二組合に増加したことは注目すべきことであらう。

地主組合及協調組合状況

	地主組合		協調組合	
	組合數	組合員數	組合數	組合員數
昭和八年末	六六	四、六五	二、三〇九	二七、四三二
昭和九年末	六三三	四、八三六	二、三九	二七、四三四
昭和十年末	五三	三、一七三	一、七四六	二〇、七六五
昭和十一年末	五三	三、七〇三	二、八七八	二五、九〇七

備考 昭和十年迄は農林省農務局『小作年報』各年版。昭和十一年は昭和十二年一月十日までに報告された數字であつて、『農務時報』第一〇五號所載『地主小作人組合の概要』による。

地主組合、協調組合をその關係區域別について見れば左表の通りであつて、協調組合中には、その性質上一府縣以上の廣汎な區域に互るものが少いことは當然である。

區域別地主組合及協調組合數 (昭和十一年末)

地主組合		協調組合	
一府	六	一	
一縣	九	二	
一郡	二六	八	
一町	四	四三	
一村			

一町	三五〇	三三
數大字	三	八
一大字	一、二六	一、二八五
一大字未滿	六	一、〇九七
其他	一四	四五

備考 「農務時報」前掲報告『概要』。

地主組合のとくに多い地方は新潟、兵庫、栃木、岡山、奈良、岐阜、愛知、埼玉、福岡、宮崎の諸縣で、これを缺く地方は青森、東京、熊本および沖縄の四府縣である。地主組合の活動として昭和十一年とくに注目すべきものはない。なほ請負小作制度(小作地を返還せしめ、從來の小作制度を改め、小作人に耕作その他の作業を請負はしめるもの)の面積は多少減少の傾向がある。請負小作の多い地方は佐賀、大阪、奈良、鳥根、島取、愛知、岐阜の諸縣である。

協調組合は神奈川、沖縄を除く他の道府縣に分布し、群馬、新潟、兵庫、埼玉、千葉、山梨、富山、徳島、秋田、岐阜、京都、鳥取等にとくに多い。協調組合の最も重要な目的である小作委員會數は昭和十一年末には二、一〇に達し、昭和十年末の九三二に比し驚くべき増加を示した。元來小作委員會は直接に小作爭議を設立の動機としてゐたのであるが、最近官邊ではあらかじめ小作委員會を設立せしめ、地主小作人の協調を鼓吹して未然に小作爭議の發生を防止しようとして

る。右の増加はその結果であつて、委員會のとくに多い地方は群馬（全國總數の五割以上）、埼玉、兵庫、徳島、新潟、鳥取、愛媛、京都、秋田、岐阜の諸府縣である。協調組合を中心とする産業組合は兵庫、福島、三重、京都、群馬、愛媛の諸府縣に多い。

帝國農會 帝國農會は昭和十一年一月二十一、二兩日に道府縣農會長協議會を開催したが、たゞ衆議院が解散されたので、協議會の決議に選舉對策をも加へることゝなつた。しかし、緊急の農政問題として同決議に擧げたものゝなかに、農村社會問題に直接關係あるものがなかつた。

二・二六事件後庶政一新を標榜して生れ出た廣田内閣に對しては、帝國農會、産業組合中央會、農村更生協會等農山漁村關係八團體は逸早く協同決議を發表し、『農山漁村民生活の安定向上を圖る爲』左記各項の斷行を要望した（三月十二日）。

一、統一農林行政機構の確立、二、農山漁村民利益代表機關の確立、三、土地制度の改善、四、滿洲農業移民政策の確立、五、負擔不均衡の是正、六、價格の調整、七、金融の改善、八、協同組織化の獎勵、九、其他。

そのうち社會問題に最も關係の深い「土地制度の改善」の細目を見ると、（一）適正なる小作法の制定、（二）自作農維持創定施設の擴充、（三）耕地政策の確立、（四）國有林野整備計畫の實施、（五）農業水利權の確保、（六）森林治水事業計畫の確立、（七）漁業

權制度の強化となつてゐる。

島田農相が就任に當つて土地問題の重要性を指摘したことは先に述べた通りであるが、これに對し、三月十八日の第二回帝國農會農政委員會は新内閣への要望事項を決定したほか農會内部に土地制度調査會設置すべきことを可決した。

五月の特別議會において米穀自治管理法案、産繭處理統制法案、肥料業統制法案のいはゆる農村關係三大法案が通過したのちは、帝國農會は前約の土地制度調査に着手するものと期待されたが、六月の農政委員會においてもなんらこれに關する討論を行はず、八月、農地政策を包含する農林國策が政府から發表された場合にもその見解を發表しなかつた。漸く九月に至つて『中央、地方を通ずる税制の整備』の大綱が明かにされたとき、税制改革を絶対に支持する旨を表明したに對し、農地制度については現状維持的態度を示した。すなはち十月の農政委員會は『農林國策に關する決議』として、次のやうな抽象的な決議を採擇したに過ぎない。

第五回農政委員會決議（抄）

目下政府に於て企圖せられつゝある（一）農地制度（二）災害共済制度（三）負債整理の三重要農林國策に關しては宜しく左記諸點に注意せられ之が實現を期せられんことを望む。

一、農地制度

（イ）現行自作農創設維持制度の規模を充分擴大すると共に

資金の運用自作農地の保全等に關し遺憾なき制度を確立すること

(ロ) 善良なる小作慣行の保全に關し充分考慮すること

(ハ) 農家一戸當耕作面積を擴大し合理的經營を可能ならしむる方策を講ずること

(二、三略)

輿論はこの帝國農會の態度に對して嫌らなかつたことはいふまでもない。この事實に鑑み、十月二十四日の帝國農會通常總會では農林大臣の諮問に對してやゝ詳細な答申を可決した(答申起草委員長佐藤昌介)。

農林大臣諮問に對する答申

諮問事項

農地制度改善に關する對策如何

農村に於ける農地制度の改善は各種農業政策の根本にして農業經營の改善向上及農民生活の安定を期する上に於て極めて緊急なり依て之に對する意見を諮ふ

答申

農地政策の要は農地制度と社會情勢の調和を適正ならしむるにあり而して現下の農村事情を達觀するに、一面自作農創設維持の制度を確立すると共に小作關係を調整し、以て農業經營農家經濟の安定を圖り、他而人口増加に伴ふ過小經營の弊を除去すること緊急なり、依つて農地制度の改善に當りては左記事項を根幹として我國農業の長所を保全し、缺陷を匡正するを適切なりと認む。

一、自作農創設維持の擴充

(一) 自作農創設維持施設の規模を擴充し之を未耕地にも及ぼす特別の資金制度を設けること

(二) 創設すべき自作農地の價格算定に關しては慎重に考究し其他資金の運用、資金償還方法等に於ても、自作農保全上遺憾なきを期すること

(三) 助成施設と相俟つて家産制度其他適當なる制度を確立し自作農地の過度の分割又は喪失を防ぐこと

(四) 農村負債整理事業は自作農創設維持の趣旨に副ふ様適正なる運用を期すること

二、適正なる小作立法により小作關係を調整し農業經營の安定を圖ること

三、耕地擴張改良及農業經營面積の擴大

(一) 農業經營の合理化を容易ならしめ其成果を一層高からしむる様耕地擴張に依る農業經營面積の擴大を圖ること

(二) 用排水潰廢農地の復舊其他土地改良に關し更に適當なる施設を設けること

(三) 農地の狭少なる地方の農業者に對する内地移民及滿洲其他海外移民に關する政策の徹底を期すること

尙工作、汚水、鑛害等に因る農地利用の障害に關しては之が取締を嚴にするとともに其障害の除去或は損害賠償に關し一層農業者の地位を保護すること

しかし、答申の内容は農林省の方策より一步も出てゐない

ものであつて、一方において自作農創設維持の制度を擴充し、これによつて直接間接に地價を吊上げながら、他方において耕地擴張を行つて經營面積の擴大を計るといふ矛盾にちひゝてゐる。

農地政策に對する帝國農會の態度は以上の通りであるが、その他の農村社會問題、例へば國民健康保險問題の如きものに對して全く關心を拂つてゐない。『農業に従事する者の福利増進に關する施設』を事業の一としてゐる農會としてこれで十分なのか、些か疑問をもつ人もあつた。

産業組合 昭和十一年は産業組合擴充五ヶ年計畫の第四年度に當つてゐる。同年末の組合數は一五、四六〇、組合員數約六百十七萬人、十年末現在に比してそれ〴〵四三六組合、三十四萬六千人の増加となり、組合未設置町村は六六九に過ぎない状態であつた。これを昭和八年計畫當初から見れば新設増加組合數は二千七百、農業者の組織率は七七%八に向上した。しかし、その實情は、『第二次産業組合擴充三ヶ年計畫綱要』にもあるやうに、『尙ほ所謂不振組合一千有餘、弱體組合と見るべきもの又一千を數へ、……其の實質的内容に於て大なる範圍の弱點を包藏し居る實情なり。加之、組合員に付ても……同一人の重複計算され居るもの相當の數に上るべきを以て一般的農村産業組合への加入率の實際は遙に低位に在り、且つ府縣別の組織率は其間に於て甚しき跛行状態を呈し

居れり。更に一般的農村産業組合に於ける理想的經營形態たる四種事業兼營組合に付て之を見るも、最近其の數は著しく増加し、九千五百を數ふるに至れりと雖、實際上四種事業の總てを實行し居るものは僅に半數にして、信販購の三種事業以上を實行し居る組合數を擧ぐるも、此の全農村産業組合數に對する比率は六〇%に過ぎず、而も産業組合事業の進展に付て其の府縣別に現はれたる跛行状態は農業者組合員の組織率に於ける夫れ以上に甚しき』状態である。これは、昭和九年の産業組合大會における決議「擴充五ヶ年計畫の徹底的遂行と産業組合大衆化の促進」がなほ十分實現されないことを物語つてゐる。

昭和十一年中における産業組合の農政運動の方向は前半は所謂農村關係三大法案の通過のために、後半は税制改革案に含まれた組合課税に對する反對のためにもつぱら向けられたといつて差支ない。従つて、こゝにおいても國民健康保險等の農村社會問題はほとんど取上げられなかつた。

第二篇 社會運動對策

第一章 概 況

昭和十一年における日本の政治經濟は非常時體制から準戰時體制に轉換した。これに應じて社會運動對策も協調主義から全體主義に強化され、舉國一致への準備工作は着々として進められたのである。

前年十二月、當局は大本教および天理教に對して檢察の手をのばしたが、二・二六事件の勃發によつてその後の發展が一時中止せしめられた。二・二六事件の齎した異常な影響に比すれば、偽似宗教に對する統制の如きは誠に局部的なものに過ぎなかつたからである（九月に至つて『きよめ會』教徒および『ひとのみち』教主の檢舉が行はれた）。

二・二六事件突發の翌日、『帝都附近全般の治安を維持し緊要なる物件を掩護するとともに赤系分子等の盲動を未然に防遏するの目的』を以て東京市に戒嚴令の一部が適用され、次いで同日集會および時勢に妨害ありと認むる新聞、雜誌、廣告等の停止命令が發せられた。三月二十日から集會禁止の一部は解除されたが、政治集會、屋外集會および二・二六事件に關し論議する集會の停止は解けず、漸く六月一日に政治集

會が、六月十五日に屋外集會が認められるに至つた。かゝる情勢のもとにメーデーは禁止され、陸海軍大臣及次官の資格を現役將官とする官制は公布され（五月十六日）、不穩文書等取締法案は不穩文書臨時取締法と改名して議會を通過した。

七月五日には叛亂將校に對する判決言渡があり、同月十八日には戒嚴令の適用の撤廢を見たが、これよりさき日本電報通信社が同盟通信社に合併せしめられ（五月三十一日）、『内閣總理大臣の管理に屬し各官廳情報に關する重要事務の連絡調整を掌る』情報委員會が新たに設置され、これによつて言論報道の統制機構はほゞ完成してゐたのである。そして情報委員會は、一般國民に對し國策の内容意圖を傳へると共に連絡調整した内外の報道を知らしむべく、十月十四日から『週報』を毎週水曜日に發行することとなつた。

以上のやうな言論統制に並行して、社會思想、社會運動に對する統制策も一段と強化された。その第一歩として全國の特高警察網は擴充され、日本獨特の社會主義者法ともいふべき思想犯保護觀察法は議會を通過した。また警察部長會議、思想係司法實務家會同等において各長官はコミンテルンの新方針の日本に對する影響、支那共產主義運動の昂揚を説き、極右思想と共に社會主義思想も艾除取締るべき旨強調するところがあつた。とくに特高外事警察事務打合會においては、反ファッショの名にかくれ共產主義運動を行はんとするが如き

人民戦線運動は斷乎これを制壓取締るべきであるとし、多數の意見は『假りに今後我國内に人民戦線運動が進展し國民をファッショと反ファッショの二大陣營に對立せしめ抗争を激化せしめる恐れあるときには、共產主義運動と明確なる關聯なき場合と雖も斷乎取締　べし』といふにあつたと傳へられた（『東京朝日新聞』昭和一一・九・八）。國內における以上の思想對策は、國外における日獨防共協定の締結によつてさらに補強されたのである。實に昭和十一年は我國社會思想史において劃期的な年といはなければならない。

勞働行政關係諸會議において例年の通り勞資の協力、産業と勞働との合理的調整が強調された。しかし、こゝに當局が舉げた勞資の關係は對立としてではなく、全體として觀念されてゐる。すでに、特別議會開會前において政府がその信念を盛つた『産業勞働協力委員會』法制化の調査に着手したと噂されたが、退職積立金及退職手当法の議會通過後には、さらに一步進めて、この委員會制案を從來の勞働組合法案に代る勞働統制法案として提出するであらうと傳へられた。陸軍が工廠職工を勞働組合から脱退せしめたのは、それから間もないことであつた。

以上のやうに社會運動に對しては全體主義的對策が着々實行されたに對し、政治、經濟部面における庶政一新の對策はいろ／＼の摩擦を生み、なか／＼進捗しなかつた。とくに、

政黨内閣制を否定し、議會に政府彈劾權を認めず、議會の職能代表議員の進出を計り、選舉權を家長又は兵役義務終了者に制限しようとする議會改革案をめぐつて、囂々たる是非の論がたゞかはされたことは、社會運動の點から見て注目しなければならない。

第一節　政府の方針

地方長官會議、警察部長會議については前述したからこゝにはその他の會議の要點を掲げる。

思想係司法實務家會同　思想係檢事の會議は六月二十九日から三日間法相官邸に開催。諮問事項次の如し。

一、最近における思想運動情勢に鑑み檢察上考慮すべき點如何例へば（イ）日本共產黨に對する取締方策（ロ）無政府共產主義運動の取締方策（ハ）類似宗教に對する取締方策（ニ）右翼的危険思想抱懷者の犯罪に對する取締方策（ホ）暴力團檢舉に關する方策（ヘ）各廳間の連絡方法　一、思想犯保護觀察法の實施に關し考慮すべき點如何　一、不穩文書の取締に關し考慮すべき點如何　一、司法警察官吏の教養訓練を實行するに際し教授すべき事項如何（イ）司法警察官を檢事局において教養する有效なる具體的方策（ロ）警察巡回制度を有效ならしむる具體的方策　以下略　部長判事、豫審判事の會同は十一月九日から三日間開催。諮問事項のなかに次の一項がある。

一、思想犯保護觀察法の實施に際し留意すべき點如何

特別高等警察並外事警察事務打合會 九月七日から九日まで

で内務省に開催。警保局關係の事項次の如し。

指示事項——一、共產主義並無政府主義運動の取締に關する件

一、海外不逞鮮人の策働警戒に關する件 一、農民運動の査察取締に關する件

一、不穩行動の査察に關する件 一、特高情報の蒐集に關する件

一、邪教取締に關する件 一、共產主義の國際的連絡活動取締に關する件

一、外國牒報機關取締に關する件

一、容疑留學生取締に關する件（以上保安課） 一、不穩文書の取締に關する件

一、出版警察地區設定に關する件（以上圖書課）

諮問事項——一、邪教取締に關する具體的方策如何（保安課）

注意事項——一、皇室關係文字取締に關する件 一、出版物檢閲上伏字の取締に關する件（圖書課）

最終日の九日は社會局所管事項の協議にあてられた。席上

社會局長官から『産業界に於ける一切の對立を除去し産業に従事する者渾然一體となりて國家の進運に貢獻することは現下最も要求せられてゐる喫緊の問題であり』従つて『事業主及勞働者が眞の理解と信頼とに依り一體となりて産業報國の實を擧げ得る様一段の努力を希望する』むね訓示があつた。指示事項左の如し。

一、産業と勞働の調整に關する件 一、小作紛争議の防止に關する件

一、勞働農民團體と政治團體の關係に關する件 一、協和事業に關する件

出版警察地區別事務打合會 不穩文書臨時取締法の施行（次節參照）に伴ひ、道府縣の出版警察を擴充し、全國を一〇出版警察地區

（關東、近畿、中部、中國、四國、九州、奥羽、北陸、東北、北海道）に分ち、地區内府縣相互間および中央地方間の連絡を緊密にすることとなつた。この連絡打合會は一地區毎にまたは二區聯合して開催された。

第二節 法令の制定改正

社會運動關係の法律として新たに公布を見たものは不穩文書臨時取締法と思想犯保護觀察法である。そのほか第六十九特別議會には政府から總動員秘密保護法案が提出された。その要旨は政府が『國家總動員上秘密保護の必要ある區域』を指定し、あるひは『軍需工業通信又は運輸に關する施設其の他の資源に關し國家總動員上秘密となすべきものを總動員機密』として指定し、右地區の測量撮影等もしくは總動員機密の漏泄交付を禁じ、以て牒報行爲を防ぐといふのである。しかし本法案にいふ總動員の意義が不明確であり、且つ罰則規定以外のものが全部命令規定となつてゐるため、幾多の疑義が生じ、遂に衆議院特別委員會において審議未了となつた。思想犯保護觀察法については、その重要性に鑑み次章においてこれを述べることにする。

不穩文書臨時取締法 本法は『軍秩を紊亂し、財界を攪亂し、其の他人心を惑亂する目的を以て治安を妨害すべき事項を掲載したる文書圖書』はもちろん、その目的のない場合に

もかゝる事項を掲載した文書圖書を秘密出版または頒布した者は、直接間接を問はず之を處罰するものである。前掲の目的を以て罪を犯した者は三年以下の懲役または禁錮、目的なき場合には二年以下の懲役また禁錮に處せられる。

政府の原案によれば、人心惑亂、軍秩紊亂または財界攪亂を目的とする事項を掲載した文書圖書の出版頒布者はすべてこれを處罰し、秘密にそれを犯した者に對してはとくに處罰を重くし、また出版以外の方法により前記の目的を以て流言浮説を爲した者に對しても處罰を加へるといふ適用範圍の甚だ廣汎なものであつた。そして本法の目的は、二・二六事件の前後頻々として發行された右翼系の怪文書を取締るにあるといはれた。しかし、これではあらゆる言論出版行爲が右の抽象的な基準によつて取締られ、新聞紙その他の合法出版物までも著しい制約を受けることとなる。議會においてこれが問題となつたのは當然であるが、さらに總選舉における人權蹂躪問題とからまつてますく事態は紛糾し、一時は衆議未了に陥る形勢となつた。これに對し政府は緊急勅令によつてもその意圖を實現しようとする氣配を示したので、衆議院は本法を秘密出版に限り適用し且つその處罰規定の刑量を軽くして本法案を通過せしめた。そして、原案の『不穩文書等取締法』を『不穩文書臨時取締法』と改めた上、左の附帶決議を附した。貴族院も衆議院の修正案通り可決した。

一、本法は其の制定の趣旨に鑑み臨時立法たるべきものとす仍て政府は最善の努力を拂ひ現下の社會不安を一掃し速かに本法を廢止すべし

二、本法を施行するに際し政府は嚴に之が運用を慎み、苟も言論自由、人權尊重の趣旨に悖ることなきを期すべし

本法は六月十五日公布、即日施行された。

第三節 主要なる事件

日獨防共協定はその重大性に鑑み、別章において述べ、その他の事項中昭和十一年において重なるものを左に列舉する。

メーデー禁止 内務省は三月二十四日府縣に本年度のメーデーを禁止する旨の通牒を發したと傳へられた。その理由とするところは次の通りであるが、さらにこのメーデー禁止は本年に限らず永久的であるといふ風説さへあつた。

- 一 二・二六事件による戒嚴令がまだ解除されないこと
- 二 五月一日當日は第六十九特別議會の召集日に當ること
- 三 右二項は單に東京市に限るが、二・二六事件の影響は全國的であつて、事實上全國的に戒嚴令を布くべき程度の情勢であること

これに對し第二部記述の如く反對があつたけれども、遂に第十七回メーデーは流産せしめられた。また、メーデー永久抹殺の説に對して當局は、メーデー禁止は少くとも特別議會

終了までであつて、その後の開催を拒むものではなく、況や今後永久に之を禁ずる意味はないと釋明した。

特別議會においては社會大衆黨の麻生氏其他がメーデー禁止の理由を質問したが、廣田首相は「ヨーロッパ人の個人主義の經濟組織では斯ういふことを白晝公然やらなければならぬ」であらうが「斯ういふ風の事までも西洋の眞似はしない方がよくはないかと思つて居ります」と答へた。

内務省の労働統制法案 二・二六事件後、當局は從來の自由主義的労働組合法に代へて、日本精神に基く独自の産業労働協力委員會の法制化を計る意圖があると傳へられ。その内容は未だに明かにされないが、(昭和一一・八・二一・五日附)「東京日々新聞」によれば當局は勞資の關係を次のやうに考へ、労働者の罷業權を認めず、國家が最高者として一方においては資本家を制約し、他方においては労働者を保護する建前をとるといふのである。

新労働組合法の精神は、勞資間を家族主義によつて調整すると共に、勞資間の問題を純粹に經濟的と見做さず飽くまで倫理と經濟との新しい立場から觀察し、資本家は事業經營により利潤を得ると同時にそれにより社會に寄與すべきものと考へ、同様に労働者も事業に使用されることによつて報酬を得るばかりでなくこれによつて國家に貢獻するとの觀念に立ち、國家は冷靜な第三者として双方を調整安排する。

陸軍工廠の労働組合不承認 第二部記述の通り九月十日、造兵廠長官の通牒指令により、全國各造兵廠所屬の職工中労働組合員は凡て組合より脱退せしめられ、また一切の工廠職工は爾後労働組合に加入しない旨の誓約をなした。これに關して陸軍は當局談として次の聲明を發表した。

二・二六事件以來特に軍の振肅に邁進してゐる陸軍として部内に對し所謂横斷的結成といふが如きことは嚴に禁じ建軍の精神に基く一致團結を強調してゐる。然してこの精神は將校も工廠に働く者も何等變る所なく一貫したものでなくてはならぬ。その意味において各工廠に對してもこの精神の徹底を期してゐる。そのためには或は外部から動かされたり、横斷的結成を見られる如き事は絶対に慎むべきで、要するに肅軍を工廠の労働者にまで及ぼしたに過ぎない。この精神は各工廠においても十分諒解して話を進めてゐる。大阪の工廠では十日この事をよく言渡した筈で、各地の工廠も寧ろ自發的に振肅態度に出てゐるのである。この點誤解があつてはならぬ。

組合加盟禁止に對し、九月十四日社大黨代議士六氏は陸軍省に整備局長、戰備課長、新聞班長を訪ひこの問題に關して陳情を行つたところ、當局は前言を繰返し、その代り今後は職工に對する福利増進を計る旨を述べて、組合不承認の態度を改めなかつた。

陸軍部内に限るといふこの組合否認は、他の重工業工場にも波及する傾向があつたばかりでなく、さらに一般産業界に

においてもこれに倣つて労働組合否認の氣風が生じた。その後、勞資の紛争中には組合否認あるひは脱退強制がその原因となつたものも相當あるやうである。一般輿論もまたこの點を重視し、これは政府の労働行政の不統一を暴露したものであると稱したが、内務當局は海軍、大藏、逓信各省當局に對し『陸軍の措置は肅軍の延長としてのみ諒解せるもので直ちに之を一般官業に移すが如きは社會的に好ましからぬ影響がある』との見解を通達したといはれる。

附 文 教 對 策

内閣審議會の文教刷新に關する答申 岡田内閣が學國一致的補強手段として作つた内閣審議會は、同内閣の退場とともに無意味な存在と化し、四月二十八日の總會を最後として廢止されるに至つた（五月五日公布勅令）。この最後の總會の席上文教刷新に關する特別委員會の中間報告「文教刷新ノ目標」が提示されたが、將來の教育國策について多くの暗示を與へるものであつた。その要旨左の如し。

- 一 文教上の時弊は知育の偏重、實踐躬行心の衰退、物質本位個人本位の思想浸潤である。
- 一、以上の矯正策として（イ）我國古來の道を闡明し國民の精神を鍊磨すること、（ロ）詰め込み主義を廢し眞に國民生活に必須なる知識を確實に把握せしめることを擧げなければならぬ、

第三部第三篇 社會運動對策

- 一、體格向上のため體育の普及徹底を計る必要がある。
 - 一、學校外の教育を充實する。
 - 一、有爲の教育者を求め、特にこれを地方に分布する必要がある。
 - 一、科學研究の施設整備の必要が大である。
- 日本精神徹底普及のための施設 國體の明徴を計り教學を刷新するため、（一）直轄學校に日本文化講義（帝大一學部一年三回、單科大學年四回、直轄學校年五回、毎回二時間）を實施し、（二）高等專門學校教員に對し日本文化講習會を開催し、（三）日本諸學振興委員會を設けることとなつた。
- （二）の講習會は七月十四日より五日間開催、講師及び演題は次の通りである。

史學の意味 田邊元。日本文化史の問題 西田直二郎。古典の研究と國體の本義 山田孝雄。明治天皇の聖德に就いて 三上參次

日本諸學振興委員會は九月組織され、その目的は『國體、日本精神ノ本義ニ基キ各種ノ學問ノ内容及方法ヲ研究、批判シ我が國獨自ノ學問、文化ノ創造、發展ニ貢獻シ延テ教育ノ刷新ニ資ス』といふ極めて遠大なものである。常任委員の定員は三〇名であるが、第一回到常任委員を囑託された者は左の二二名であつた。

濱田耕作、作田莊一、西田直二郎、田邊元、長沼賢海、山内正瞭、齋藤常三郎、篠原助市、西晋一郎、紀平正美、高楠順次郎、寛克彦、黑板勝美、宇野哲人、吉田熊次、藤村作、吉澤義則、深作安

文、山田孝雄、河野省三、小林澄兄、吉江喬松。

教育刷新評議會の活動 昭和十年十二月、文部大臣より提出された「我國教學の現状に鑑みその刷新振興を圖るの方策如何なる諮問事項に關して、教學制新評議會は同年十二月中三回の總會を開き一般的討議を行つた。その内容は、外國尊重精神の排除、一、教育勅語の御趣旨不徹底の解決、一、國體觀念に基く人生觀の徹底、教師の人格陶冶、一、人文研究促進の施設等であつた。十一年に入りさらに委員中より特別委員二十名を指名、答申案の具體的審議に當らしめることとした。

原嘉道、長與又郎、松井元興、大橋八郎、赤木朝治、古莊幹郎、長谷川清、鶴澤聰明、永井柳太郎、長島毅、田中穗積、山田三郎、山田孝雄、寛克彦、宇野哲人、吉田熊次、三上參次、渡邊千冬、作田莊一、牧健二

特別委員會を開くこと九回、十月二十九日に第四回總會を開いて、教學刷新の中心機關たる教學局を文部大臣管理のもとに設置すべしとの答申を可決した。

第二章 争議調停

第一節 労働争議調停

労働争議調停事務打合會 全府縣の打合會（十一月二十五

日から四日間）については前述した通りである。このほか中部地區（四月十七―八日）、近畿地區（十月十一―十一日）、關東地區（十月二十一―二日）の労働争議調停事務打合會が開かれた。この會合においてとくに注目すべき審議事項としては、近畿會議における「所謂官勞脱退問題に對する社會局の方針に關する件」（京都府提出）、關東會議における「陸軍當局の労働組合に對する態度と社會局の方針に關する件」（神奈川縣）「産業統制の傾向に關する注意の件」（警視廳）等がある。

労働争議調停の概況 現行労働争議調停法（大正十五年七月一日より施行）によれば、特定の公益事業以外の私益事業については當事者双方の請求ある場合にのみ行政官廳は調停委員會を開設しうることとなつてゐる。従つて實際には本法を適用して労働争議を調停する機會が少く、本法によらずに調停官吏その他の者が調停する場合（事實調停）が多い。

昭和十一年において調停委員會の開設された争議は一件もなく、これに對して事實調停は八一七件、同年發生の労働争議一、九七五件に對し四一％に當る。調停者に警察官吏が多くなつた點、調停者が當事者の申立の有無に拘らず積極的に調停を斡旋することが多くなつた點は、調停件數の争議件數に對する比率が高くなつたこととともに注目すべき現象であらう。

労働争議發生件數及調停件數

	A 労働争議発生件数	B 調停件数	B/A(%)
昭和元年	一、三六〇	二六二	二
昭和六年	二、四六五	六八五	二八
昭和八年	一、八七二	六〇三	三二
昭和九年	一、九一五	六〇二	三一
昭和十年	一、八七三	七四六	四〇
昭和十一年	一、九七五	八七	四

備考 「労働時報」臨時増刊『昭和十一年労働運動概況』による。
次表も同じ。調停委員会は昭和六年に一回、八年に二回、九年に一回開設された。

労働争議調停

(調停者種別及調停申立事情別)

	昭和九年	昭和十年	昭和十一年
調停件数	六〇二	七四六	八七
調停委員会	一	一	一
調停官吏 調停官吏と他の 者と協同したる場合	三	五	三
警察官吏	二四	四六	五〇
その他の官吏	九	三	六
公吏	二六	三	六
其他	一七四	一三八	一三
申立事情別			
当事者より申立 ありたる場合	三三	三三	二六
事業主 労働者	六五	九八	九六
双方	五〇	五三	四三
申立なき場合	四五三	五六一	六五

第三部第三篇 社会運動対策

調停争議中同盟罷怠業、工場閉鎖を伴つたものは二九四件であつて、昭和十一年における同盟罷怠業、工場閉鎖件数五四七件に對し五四%となり、かゝる手段に訴へない労働争議の總件数(一、四二八)と調停件数(五二三)との比率(三九%)より見るに多い。また調停について労働組合の關係したもののは約三分の一であるが、近年、労働組合關係のもの減少はとくに著しいやうである。

以上の調停八一七件のうち調停の成立しないものは三件に過ぎず、昭和十年の六件に比してさらに減少した。

第二節 小作争議調停

地方小作官會議 第十回地方小作官會議は昭和十一年九月十六日から十八日まで農林省に開催。協議事項左の如し。

一、最近の小作争議、調停及地主小作人組合運動に就いて特に注目すべき傾向如何 一、最近の小作事情の推移に鑑み之が改善に關し執るべき方策如何 一、米穀重量取引の小作慣行に及ぼす影響及之に對する處置に關する件 一、小作事務に關する件

小作争議調停の概況 昭和十一年において争議未然防止の對策として、協調組合、小作争議防止委員會、農村問題懇談會等が當局(主として警察官吏)の斡旋のもとに組織されたことは前年と變りがない。前述したやうに協調組合の激増したことはその現れである。なほ、從來小作争議の激烈を極めた

新潟縣等において裁判所、小作官、特高課が緊密な連絡をとりつゝ、單に小作調停にとどまらず、廣く農村治安のために積極的に働きかけはじめたことは注目し値する。

現行小作調停法では、労働爭議調停法と異なり、爭議の當事者が管轄裁判所に調停の申立を爲し、裁判所がこれを受理した場合原則として調停委員會(調停主任は判事)を開き、事情によつてはこれを開かずに調停を行ふこととなつてゐる。

昭和十一年中における小作調停申立の受理件數は、昭和十二年一月十日報告到達現在によれば、六、九一二件であるが、小作爭議としては一事件のものもそれ以上の件數に分割されて調停を申立てる場合があるから、これを爭議單位に換算すれば三、八五一件となる。その關係土地面積、關係人員等は次の通りである。

小作爭議調停

	昭和九年	昭和十年	昭和十一年
調停申立件數	五、五八〇(五七)	六、三三五(三八四)	六、九一二
爭議單位件數	三、六三五(三二)	四、三六八(九四)	三、八五一
關係土地面積(町)	二、〇〇一・一	一三、〇一五・六	九、二七六
一件當土地面積(町)	三・三	三・一	二・四
關係人員	三〇、四六八	三二、九七一	三三、六二五
地主	七、九三二	九、六三〇	八、五九六
小作人	二二、七九三	二三、四六九	二四、五三三
利害關係人	七五四	二八二	四八六

一件當關係人員 九・三 七・五 八・七
小作爭議件數 五、八三六 六、八二四 五、七六九
備考 昭和九、十年は當該年度『小作年報』、昭和十一年は『小作調停に依る調停の概要』「農務時報」第一〇七號による。以下の諸統計みな同じ。括弧内は舊年繰越件數。

調停申立のあつた小作爭議は必ずしも當該年度に發生した小作爭議のみとは限らないから 當該年度の小作爭議件數と直接比較することができないけれども、右の表によつて昭和十年以降とくに法定調停の多くなつたことが推測できる。しかし、十年と十一年と比較すると、小作爭議全般としては一件當りの關係面積、人員がともに小となつたに對し、調停申立を受理した爭議についてはそれがほとんど變らない。小作官の事實調停が増加してゐない點をも考慮して見れば、調停法は比較的規模の大きい爭議に適用されてゐるやうである。之に對し小規模の爭議は警察官吏の斡旋等によつて調停されてゐるといへる。調停申立の多い地方は秋田(四〇三爭議)、山梨(三二六)、新潟(二二二)、福岡(一九四)、山形(一八九)、徳島(一八六)、鳥取(一八四)、福島(一七九)等である。調停申立爭議件數を申立人別に見れば、地主の申立一、三六三(三五%四〇)、小作人の申立二、三七五(六一%六七)地主小作人合意の申立七九(二%〇五)、双方の申立三四(〇%八八)であつて、その割合は前年と大差がない。爭議の激烈な

地方に地主の申立の多いことは例年の通りである。また申立をその内容別に見れば左の如し。

小作爭議調停申立の内容

	昭和九年	昭和十年	昭和十一年
小作料支拂請求	二七九	四三七	三三七
小作料支拂請求・土地返還	二六〇	四七三	四〇三
土地返還	三九	三八	四四
小作料減免	四八	七三	五八
小作料減免・小作繼續	一七九	三九	二四
小作繼續	一、三三	一、三三	一、三六
小作權其他の賠償作離料の支給	四	四	四
小作條件確定	一八	二四	二六
其他	二二	二六	二六

地主の申立には土地返還を請求するもの最も多く、八三七件（地主申立の六〇％）に達してゐる。之に對し、小作人の申立では小作契約繼續が一、五八七件（小作人申立の六六％）の多數に上り、最近の爭議が主として土地返還によつて發生することを反映してゐる。

調停の結果は既済のもの二、九三七件（爭議單位調停受理件數の七六％）、未済のもの九一四件（二四％）である。

小作調停の結果

	昭和九年	昭和十年	昭和十一年
調停成立	二、四九（二、〇九）	二、六〇（三、三五）	二、三七
調停不成立	一八（二九）	三七（四八）	二
取 下	四二七（五七）	五六（八〇）	五四
却 下	一三（一九）	一七（一五）	六
計	二、五九（三、二四）	三、二〇（四、二六）	二、九七
未 済	五〇（七九）	七二（五八）	九四
合 計	三、一六（三、三三）	四、〇六（四、二七）	三、八五

備考 比較の便宜上何れも翌年一月十日到達報告による。括弧内は確定結末の數。

調停の成立した二、三七七件について主な調停條項を掲げると左の通りである（括弧内は主な道府縣）。

- 一、小作料に關するもの
 - （イ）小作料の改定又は永久的減額をなしたもの
 - （一）山梨、新潟、群馬、兵庫
 - （二）鳥取、埼玉、岡山、福岡
 - （ロ）小作料の一時的減額をなしたもの
 - （一）山梨、秋田、鳥取、福岡、徳島
 - （二）栃木、新潟、香川、群馬、鹿兒島
 - （ハ）協定の成立した小作料を一時に支拂ふことになつたもの
 - （一）群馬、秋田、福岡、香川、鳥取
 - （二）北海道、山形、茨城、三重、兵庫
 - （三）鹿兒島
 - （ニ）滞納小作料に付協定の成立したものを分割支拂になしたもの
 - （一）山梨、新潟、栃木、群馬、香川
 - （二）山形、新潟、栃木、群馬、香川
 - （ホ）不作の場合における小作料の減免方法について決定したもの
 - （一）秋田、新潟、福岡、山形、山梨
 - （二）香川、栃木、佐賀、茨城

- (ヘ) 小作料納期を確定したものと小作料納入一、四〇三(秋田、山梨、新潟、宮城、福岡)先を決定したもの(長野、佐賀、徳島、茨城、栃木)
- (ト) 小作料の品質俵装形式を決定したもの六〇〇(新潟、山形、香川、福岡、秋田)山梨、茨城、栃木、宮城)
- (チ) 奨励米、俵装料、金穀等の支給をなしたものと九三(岡山、山梨、兵庫、鳥取、京都)

二、小作契約の繼續及消滅に關するもの

- (イ) 係争小作地全部の契約を繼續したもの一、〇二八(秋田、山梨、山形、宮城、新潟)福岡、群馬、香川、鳥取、茨城、長野、徳島、栃木、北海道)
- (ロ) 係争小作地の一部を返還し一部を繼續したもの一九(秋田、宮城、山形、山梨、長野)北海道、茨城、群馬、兵庫)
- (ハ) 係争小作地を返還し其の代地を貸付けたるもの四三(宮城、山梨、秋田)
- (ニ) 係争小作地全部を返還したもの三九四(秋田、山形、香川、徳島、山梨)福岡、鳥取、北海道)
- (ホ) 小作地賃借權の譲渡、轉貸、地形地目の變更等を制限したもの七三(山梨、秋田、福岡、新潟、群馬)香川、山形、栃木、佐賀)
- (ヘ) 小作契約條項に違反した場合には解約返地することと定めたものと九六五(秋田、山梨、新潟、山形、福岡)香川、群馬、栃木、茨城、佐賀)宮城、徳島、長野)

三、小作權を認めたもの

- 一〇二(秋田、山形、山梨、香川、北海道)福岡、兵庫、愛知、徳島)

四、小作地を小作人に賣渡ししたもの

- 二三(山梨、徳島、山形、福岡)秋田、新潟、埼玉、長野)

- 五、將來地主が小作地を賣却する場合に小作人に先買の機會を與ふることと定めたもの一〇八(山梨、佐賀、新潟、福岡)

- 六、小作權を補償し又は作離料の支給をなしたものと三六五(秋田、香川、山形、徳島、北海道)福岡、山梨、鳥取、兵庫)

- 七、土地改良費、耕作費又は作物の補償をなしたものと四〇(徳島、愛知、秋田、鳥根、廣島)

- 八、繫屬中の訴訟の取下、假處分及假差押の解除をなしたものと三三三(山梨、群馬、秋田、香川)福岡、栃木、兵庫、富山)

以上の法定調定のほか、小作官、警察官吏等が調定法に依らずに行つた調停がある。小作官の法外調停は昭和十一年において(昭和十二年一月十日報告到達現在)二三〇件(内調停成立二二八件)、前年(三八二件)より著しく減じた。その關係者は地主一、二四一人、小作人四、七一五人、關係土地面積は二、八八八町であつて、小作料の一時的減額要求及小作料支拂請求に關する件(一〇〇)、土地返還及耕作繼續に關する件(八三)が主なものである。

第三章 思想犯保護觀察制度

思想犯保護觀察法案は、第六十五回および第六十七回帝國議會に治安維持法改正法律案として提出されたものの一部を分離して、第六十九回特別議會にはこれを獨立の法案として上提したものである。

る。この分離の理由について當局の説明するところによれば次の如くである。

一、昭和三年以降治安維持法違反として檢舉された者六萬餘、そのうち起訴猶豫の處分もしくは執行猶豫の言渡を受け、または刑の執行を終りもしくは假出獄を許された者一萬以上に達してをり、これらの者の現在の心境は甚だ區々であつて、非轉向者または轉向意思の存否の判明しない者が相當ある。

二、近時に至つて治安維持法違反者のうち刑期を満了して出獄する者および執行猶豫期間の満了する者の數が著しく増加して來た。

三、内外の諸情勢を綜合して考察すれば、社會情勢に左右され易い思想犯人に對する萬全の方策を講じ、非轉向者は勿論、爾餘の者の再犯を防ぐことが絶対に必要である。

本法は昭和十一年五月二十九日法律第二十九號として公布され、また施行令（勅令第四〇一號）、保護觀察所官制（勅令第四〇四號）保護觀察審査會官制（勅令第四〇五號）その他附屬令規は十一月十四日公布され、十一月二十日からその施行を見た。

本法によれば、「治安維持法ノ罪ヲ犯シタル者ニ對シ刑ノ執行猶豫ノ言渡アリタル場合又ハ訴追ヲ必要トセザル爲公訴ヲ提起セザル場合ニ於テハ保護觀察審査會ノ決議ニ依リ本人ヲ保護觀察ニ付スルコトヲ得。本人刑ノ執行ヲ終リ又ハ假出獄ヲ許サレタル場合亦同ジ」（法第一條）。となつてゐるが、前掲の治安維持法改正案に比すれば、本法の保護觀察の程度も觀察機關の規模も擴大された。保護觀察の目的は非轉向者およ

び準轉向者に對しては思想轉向を促進し、轉向者に對しては思想轉向を確保する途を講じ、將來の社會情勢の變化如何に拘らず、適法にして秩序ある生活を爲さしめることにある（法第二條、令第一條）。保護觀察は、本人を（一）保護觀察所の保護司の觀察に付するか、（二）保護者に引渡すか、（三）保護團體、寺院、教會、病院その他適當な者に委託することによつて之を行ふ（法第三條）。また必要ある場合には「居住、交友又ハ通信ノ制限其ノ他適當ナル條件ノ遵守ヲ命ズルコトヲ得」る（法第四條）。保護觀察の期間は二年であるが、審査會の決議により之を更新することができ（法第五條）、また執行中何時にてもその取消、變更をなし得る（法第七條）。

保護觀察を行ふ機關として保護觀察所と保護觀察審査會とがある前者は司法大臣の管理に屬し、保護觀察に關する事務を掌り、後者は各保護觀察所に置かれ司法大臣の監督に屬して本法第一條および第五條の事項を審議する。保護觀察所所在地は東京、横濱、水戸、前橋、静岡、長野、新潟、大阪、京都、神戸、高松、名古屋、金澤、廣島、岡山、福岡、熊本、仙臺、秋田、青森、札幌、函館の全國二ヶ所である。實際に任命された保護觀察所職員を見るに、所長、輔導官には當該事務擔當の檢事が多く、專任保護司には警察官、教誨師が多いやうである。

保護觀察所長協議會 思想犯保護觀察法の適用に關し十一月二十五 六日、保護觀察所長第一回協議會を司法大臣官邸

會議室に開催。林法相はその訓示において本法の重點が再犯防止の保護にあることを力説し、その運用のためには關係官廳並に團體との聯絡協調を密にすべきことを述べた。

諮問事項―思想犯保護觀察法の運用に關し特に考慮すべき點如何。

參考事項―一、保護觀察の要否決定に關する基準如何 一、本人の思想指導の具體的方法如何 一、本人の生活安定の具體的方法如何 一、保護觀察と警察觀察との關係の調整如何 一、思想犯保護團體に對する監督指導方法如何 一、囑託保護司に對する指導訓練の方法如何 一、委託費補給に關し考慮すべき點如何 一、會計事務處理に關する件。

第四章 日獨防共協定の成立

十一月二十五日夜、突如、日獨防共協定の成立が報道された。すなはち、日本政府は夙に赤化防衛には國際的共同工作に依らなければ十分な效力が擧げえないと確信し、先づ同一地位にあるドイツと反コミンテルン共同戦線の結成を計り、七月末以來慎重な交渉を重ねた結果、遂に十月二十三日假調印を行ひ、次いで樞密院の諮詢を経て、十一月二十五日正午（日本時間午後八時）ベルリンにおいて調印、協定は即時效力を發生したといふのである（十一月二十七日公布、條約第八號）これに對する輿論の動向を見るに、政民の兩政黨や財界

の一部は、本協定が國內の安寧と東洋平和の保持上適切な方策であり、本協定によつて日本が孤獨外交から聯繫外交に移り得たことを認めつゝ、他面、國家統制の強化等をも考慮し、『これによつてナチスの傾向を寸毫でも我國内に導入するやうな事があつてこれは大なる憂患である』と述べる者もあつた。

條約の正文左の如し。

共產「インターナショナル」ニ對スル協定

大日本帝國政府及

獨逸國政府ハ

共產「インターナショナル」（所謂「コミンテルン」）ノ目的ガ其ノ執リ得ル有ラユル手段ニ依ル現存國家ノ破壊及暴壓ニ在ルコトヲ認メ共產「インターナショナル」ノ諸國ノ國內關係ニ對スル干涉ヲ看過スルコトハ其ノ國內ノ安寧及社會ノ福祉ヲ危殆ナラシムルノミナラズ世界平和全般ヲ脅スモノナルコトヲ確信シ
共產主義的破壊ニ對スル防衛ノ爲協力センコトヲ欲シ左ノ通協定セリ

第一條

締約國ハ共產「インターナショナル」ノ活動ニ付相互ニ通報シ、必要ナル防衛措置ニ付協議シ且緊密ナル協力ニ依リ右ノ措置ヲ達成スルコトヲ約ス

第二條

締約國ハ共產「インターナショナル」ノ破壊工作ニ依リテ國內ノ安

寧ヲ脅サルル第三國ニ對シ本協定ノ趣旨ニ依ル防衛措置ヲ執リ又ハ本協定ニ參加センコトヲ共同ニ勸誘スベシ

第三條

本協定ハ日本語及獨逸語ノ本文ヲ以テ正文トス本協定ノ署名ノ日ヨリ實施セラルベク且五年間效力ヲ有ス締約國ハ右期間滿了前適當ノ時期ニ於テ爾後ニ於ケル兩國協力ノ態様ニ付了解ヲ遂グベシ
右證據トシテ下名ハ各本國政府ヨリ正當ノ委任ヲ受ケ本協定ニ署名調印セリ

昭和十一年十一月二十五日即チ千九百三十六年十一月二十五日
「ベルリン」ニ於テ本書二通ヲ作成ス

大日本帝國特命全權大使

子爵 武者小路公共

獨逸國特命全權大使

ヨアヒム・フォン・リッペントロップ

共產「インターナショナル」ニ對スル協定ノ附屬議定書

本日共產「インターナショナル」ニ對スル協定ニ署名スルニ當リ下名ノ全權委員ハ左ノ通協定セリ

(イ) 兩締約國ノ當該官憲ハ共產「インターナショナル」ノ活動ニ關スル情報ノ交換竝ニ共產「インターナショナル」ニ對スル啓發及防衛ノ措置ニ付緊密ニ協力スベシ

(ロ) 兩締約國ノ當該官憲ハ國內又ハ國外ニ於テ直接又ハ間接ニ共產「インターナショナル」ノ勤務ニ服シ又ハ其ノ破壊工作ヲ助長スル者ニ對シ現行法ノ範圍内ニ於テ嚴格ナル措置ヲ執ルベシ

第三部第三篇 社會運動對策

(ハ) 前記(イ)ニ定メラレタル兩締約國ノ當該官憲ノ協力ヲ容易ナラシムル爲常設委員會設置セラルベシ共產「インターナショナル」ノ破壊工作防遏ノ爲必要ナル爾餘ノ防衛措置ハ右委員會ニ於テ考究且協議セラルベシ

昭和十一年十一月二十五日即チ千九百三十六年十一月二十五日
「ベルリン」ニ於テ

大日本帝國特命全權大使

子爵 武者小路公共

獨逸國特命全權大使

ヨアヒム・フォン・リッペントロップ

條約の發表と同時に外務省は次の聲明を發した。

共產「インターナショナル」所謂「コミンテルン」は「モスコ」に本部を構へ、その創立以來世界革命の根本方針の下に各國に於ける國家組織及社會組織を破壊せんが爲、各種の工作を施し世界平和に多大の脅威を與へて來たが、昨年夏第七回世界大會を開催し「フアシズム」及帝國主義に對抗する爲、第二「インターナショナル」等との統一戰線結成に邁進するの方針を決議すると共に「コミンテルン」今後の活動の目標は日本、ドイツ、ポーランド等であることを明にし尙日本と闘争する爲支那共產軍を援助すべき旨を決議宣言した。「コミンテルン」の實行方法は、右大會後著しく巧妙となつた爲、その危険性は益々増大した。而して「コミンテルン」が如何に各國の内部關係に介入し、現存國家の安寧及世界平和に對し甚だしき害毒を齎したかは、今次スペインの動亂に就いてのみ之を見るも

其の深刻なるに驚かぬ者は無からう。又少くとも右「コミンテルン」大會の際「ソヴェト」聯邦政府に抗議した國々に於ては「コミンテルン」の活動の有害に付十分なる認識を有する筈である。

赤化の侵寇は從來東洋方面就中支那に於て特に著しく、外蒙古、新疆の如きは既に其慘禍を嘗め、支那本部に於ては共產軍の甚だしき跋扈を見つゝあり、中國共產黨を通じて行はるゝ「コミンテルン」の對支活動は前記第七回大會以後頓に活潑を加へて來た。滿洲國に於ても「コミンテルン」は中國共產黨滿洲省委員會を指導して各地の細胞組の扶植及匪賊の懷柔誘導に努め、赤色「バルチザン」隊を各地に出沒せしむる等その暗躍甚だしきものがある。我國に於ては滿洲事變以後極左運動は一時衰微の兆があつたが、「コミンテルン」大會後はその決議に従ひ合法場面に潛入して統一戰線運動を展開し共產主義運動再興の素地たらしめんとし、再び該運動擡頭の勢がある。

帝國政府としては萬古不動の國體を擁護し、國家の安全を保護し進んで東亞永遠の平和を維持する爲、從來共產主義的活動に對しては明確なる方針を堅持して來た次第であるが、右の如き「コミンテルン」の脅威の増大に鑑み、一層嚴重なる防衛措置を講ずるの必要に迫らるゝに至つた。然るに「コミンテルン」の組織及活動は國際的であるから、之に對抗する爲には國際的協力に俟つことが肝要であるが、ドイツに於ては昭和八年「ヒトラー」政權の成立以來峻烈なる反共產主義的政策を實行し來つた一方、前述の如く客年の「コミンテルン」大會は日本及ドイツ等を以て今後に於ける「コミンテルン」活動の主たる對象となしてゐるので、ドイツは對「コミンテ

ルン」關係に於て帝國と著しく類似の立場にあるのである。依つて帝國政府に於ては「コミンテルン」に對する防衛工作の第一歩として、先づドイツと交渉を重ねた結果、遂に本日協定の調印を了し直に實施せられたのである。

本協定は「コミンテルン」の破壊工作に對する共同防衛を本旨とするもので締約國間に於ける「コミンテルン」の活動に關する情報の交換、防衛措置に關する協議及實行竝に「コミンテルン」の脅威を受くる第三國に對する共同勸誘に付き規定し、別に附屬議定書に於て本協定の施行に必要な具體的方法を定めて居る。帝國政府に於ては今後「コミンテルン」の脅威に對する防衛措置の完璧を期し成るべく多數の國家と協力せんことを欲する次第であるが、これ一に「コミンテルン」防衛の目的に出づるものに他ならぬのであつて、本協定に關聯し又はその背後に何等の特殊協定のないことは勿論右以外の目的を以て何等か特殊の國際的ブロックを形成し又は之に参加せんとする意圖を有するものでない。尙本協定は「ソヴェト」聯邦その他の如何なる特定國をも目標とするものでないことは言ふ迄もない。

なほ附屬議定書八項に基く常置委員會は昭和十二年一月ベルリンに設置することとなつたが、その委員は日本側では駐獨大使、大使館參事官、大使館附陸軍武官、内務省駐在事務官、ドイツ側では内務・外務・宣傳各省の關係者である。

第三部（社會政策及社會運動對策）統計表

第一表 昭和十年工場扶助給付統計（工場監督年報ニ據ル）

第一表（其一） 工場種別扶助件數

工場種別	負 傷											
	治癒者											
	者ルタシ癒治											
	リ殘障											
	シサザ											
	者											
工場種別	工場法施行令 第五條ノ扶助 業セザリシ者		工場法施行令 第六條ノ休業 扶助料ノ支給 ヲ受ケタル者		障害ヲ殘シタル者		治癒セザリシ者		未治ノ爲翌年へ繰越ノ者		合 計	
	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男
染織工場	一四		四四九		二〇〇	二二	二八	六	一八	一四	七六二	七九五
機械及器具工場	三三		二、〇八三		一、七〇六	二六	一七四	三	三六	一	八、八八三	八五
化學工場	四四		三、三二二		三九八	一四	一六〇	三	二六	三	四、八六〇	二三四
飲食場	八七		八〇		三五	七	二五	一	四	一	四六六	一〇六
雜工場	七		三四三		二九二	一九	六六	一	九	一	七七八	五三
特別工場	三一		三、二九八		四五七	二	七九	二	九九	二	四、五三五	九一
小 計	三六		九、五六五		三、〇八八	二七九	五三二	一六	四七二	二二	一〇、二七四	一、三五四
官營工場	四三三		六九六		二六四	八	四〇	一	二五	一二	二、五四九	四九四
合 計	七三九		一〇、二六一		三、三五二	二八七	五七二	一六	六九七	三三	三三、八二三	四八、八一

病 疾											
合		未治ノ爲翌年へ繰越ノ者		治癒セザリシ者		障害ヲ殘シタル者		治癒シタル者		障害ヲ殘シタル者	
計								工場法施行令第六條ノ休業ヲ受ケタル者		工場法施行令第五條ノ扶助ノ業セザリシ者	
女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男
九二五	一六〇	五	二	六	三	四	一	六四六	一七二	二五四	二七
一	八	一	一	一	一	一	一	一	六	一	一
一	一五	一	二九	一	四	一	一	一	二六二	一	二〇
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
二七	七三	一	二	一	三	一	一	二	三八	五	三〇
一	四	一	一	一	一	一	一	一	三	一	一
九三三	五六一	五	三四	六	二二	四	二	六五九	四三六	二五九	七八
一	二	一	三	一	六	一	一	一	二	一	一
九三四	五七二	五	三七	一七	四	二	二	六六〇	四三八	二五九	七八

第一表 (其二) 工場種別扶助金額及休業扶助料支給延日數

負 傷	工場種別									
	療養費	休業扶助料	障害扶助料	遺族扶助料	葬祭料	染織工場	機械及器具工場	化學工場	飲食物工場	雜工場
費	五、三八四	七〇、一〇一	三三、二七〇	三、六九七	五、七五六	一八、八二五	一三五、〇三三	一一、九七三	一四六、九九六	一七六、四三六
料	七、八六八	五七、六九六	三〇、四〇七	四、五二三	七、二二一	四五、九二	一五三、六四七	二二、七八九	一七六、四三六	六六五、〇一三
料	四九、四六九	三三四、八四一	七九、九〇八	六、四七二	四二、二〇一	五三、一五九	六〇六、〇五一	五八、九六二	六六五、〇一三	六六五、〇一三
料	一六、二三八	一三〇、六五六	一一五、〇〇一	七、三三九	二五、〇二八	七四、九四三	三六九、一八二	三九、六九二	四〇八、八七四	四〇八、八七四
料	一、〇〇四	三、八三三	三、四七七	八〇三	一、五三三	二、四七六	一三、一〇五	三五一	一三、四五六	一三、四五六

第一表 (其三) 職工歸鄉旅費支給 (民營工場)

備考 官營工場ニハ右ノ外、年金制扶助件數二一三（内新規扶助傷病者三、死亡者七、繼續扶助傷病者九六、死亡者一〇七）、同扶助金額五〇、九三二圓アリ。

[illegible]

昭和十年				昭和九年				昭和八年	
	職工數		金額	職工數		金額	金額		
	內女子及 未成年者	（內女子及 未成年者分）		內女子及 未成年者	（內女子及 未成年者分）				
染織工場	11,450	(11,309)	25,004	(24,713)	10,246	(10,166)	25,410	(25,191)	28,180
機械及器具工場	24	(11)	26	(57)	7	(3)	105	(35)	140
化學工場	27	(13)	188	(133)	108	(85)	938	(726)	684
飲食物工場	393	(353)	3,053	(1,351)	441	(440)	2,359	(2,232)	1,639
雜工場	4	(1)	56	(5)	5	(1)	110	(1)	73
特別工場	1	(1)	1	(1)	1	(1)	1	(1)	1
合計	11,788	(11,685)	28,537	(26,289)	10,807	(10,744)	28,833	(28,174)	30,766

第二表 昭和十年礦夫扶助給付統計 (社會局勞働部調)

第二表 (其一) 障害扶助件數及金額

障害扶助料ヲ受ケタル者				其他ノ者			
死者	第二十条第一號	第二十条第二號	第二十条第三號	計	打切扶助料ヲ受ケタル者	卅日以上休業扶助料ヲ受ケタル者	合計
負傷	一、〇五七	五三	三三五	一、四四四	三、七七七	五、五七九	一三、六九二
疾病	五	一	九	六五	三〇	一〇四	一三六
扶助人員	一、〇六二	五三	三三四	一、四八九	三、八〇七	五、六八三	一三、八三七
負傷	七、九〇三	一三、六八一	三九、四七四	八二、五五〇	三四、四五〇	一六九、一五五	二六八、八五九
疾病	三三一	一	一七六	五四三	二九〇	一、〇〇九	二、一九二
延扶日數	八、二二四	一三、六八一	三九、六五〇	八二、〇九三	三四、七四〇	一七〇、一六四	二七一、〇六一
計	一一、六五〇	九、二六六	一九、九二四	二七、二九七	一五、三三四	七二、七七一	一三三、〇五六
負傷	二、二六六	一三、六八一	三九、六五〇	八二、〇九三	三四、七四〇	一七〇、一六四	二七一、〇六一
疾病	三三一	一	一七六	五四三	二九〇	一、〇〇九	二、一九二
扶助人員	一、〇六二	五三	三三四	一、四八九	三、八〇七	五、六八三	一三、八三七
負傷	七、九〇三	一三、六八一	三九、四七四	八二、五五〇	三四、四五〇	一六九、一五五	二六八、八五九
疾病	三三一	一	一七六	五四三	二九〇	一、〇〇九	二、一九二
延扶日數	八、二二四	一三、六八一	三九、六五〇	八二、〇九三	三四、七四〇	一七〇、一六四	二七一、〇六一
計	一一、六五〇	九、二六六	一九、九二四	二七、二九七	一五、三三四	七二、七七一	一三三、〇五六

第三部 統計表	總數														
	療養費			休業扶助			遺族・障害・打切扶助			葬祭一料			扶助料		
	計	疾病	負傷	計	疾病	負傷	計	疾病	負傷	計	疾病	負傷	計	疾病	負傷
療養費	140	11,790	9,236	54	27,510	15,332	72,046	5,216	4,207	30,545	123,804	748	333	748	
休業扶助	238	6,582	8,334	156	49,766	22,589	102,230	8,026	5,465	31,576	153,879	1,696	931	1,696	
遺族・障害・打切扶助	6,820	725,882	41,986	22,707	390,580	310,152	101,757	8,026	5,465	33,507	155,575	1,638,335	1,555,575	1,638,335	
葬祭一料	4,881	4,881	4,881	4,881	4,881	4,881	4,881	4,881	4,881	4,881	4,881	4,881	4,881	4,881	
扶助料	748,995	59,546	200,496	477,643	347,065	1,074,750	24,946	9,672	62,788	1,920,151	34,394	1,264	34,394	1,264	
合計	753,160	59,546	206,826	487,936	350,407	1,104,715	24,946	9,672	63,052	1,195,455	34,394	1,264	34,394	1,264	
扶助人員	123	853	2,960	6,281	8,605	5,366	23,172	2,830	2,542	13,071	1,089	2,153	13,300	30,558	
扶助延數	321	1,945	2,384	3,963	2,952	2,772	13,071	1,089	2,153	13,300	30,558	564	1,510	564	
療養費	140	1,400	1,400	1,400	1,400	1,400	1,400	1,400	1,400	1,400	1,400	1,400	1,400	1,400	
休業扶助	238	2,380	2,380	2,380	2,380	2,380	2,380	2,380	2,380	2,380	2,380	2,380	2,380	2,380	
遺族・障害・打切扶助	6,820	68,200	68,200	68,200	68,200	68,200	68,200	68,200	68,200	68,200	68,200	68,200	68,200	68,200	
葬祭一料	4,881	4,881	4,881	4,881	4,881	4,881	4,881	4,881	4,881	4,881	4,881	4,881	4,881	4,881	
扶助料	748,995	59,546	200,496	477,643	347,065	1,074,750	24,946	9,672	62,788	1,920,151	34,394	1,264	34,394	1,264	
合計	753,160	59,546	206,826	487,936	350,407	1,104,715	24,946	9,672	63,052	1,195,455	34,394	1,264	34,394	1,264	

四八九

日本労働年鑑

四九〇

山 炭 石

料 (圓)	疾病	一、四七六	一	六、一〇〇	八、三九八	三二〇	一四、八三八	一	一六、三四
葬祭料 (圓)	負傷	七〇九	一	一	一	一	一	一	七〇九
扶助料 (圓)	負傷	七四、一九八	八、一四一	二七、八三三	二九、六三三	一八、九五四	八四、五三九	五、一八一	四、二五四
合計(圓)	疾病	一、八五四	一	六、三三〇	八、五四六	三三〇	一五、一九六	一	一、一三四
扶助人員	負傷	九三三	四九	二八三	一、三三一	三、六〇九	五、二七二	九	一〇九
扶助人員	疾病	三	一	一	四三	二八	七一	一	七
扶助延數	負傷	七、〇五一	一〇、七二二	三三、一九三	七二、八五〇	二九、一四	一四四、八七八	七、一〇八	五、八六五
日數	疾病	一	一	一	四六四	四六	五二〇	一	四一
療養費 (圓)	負傷	九、七〇五	六、八五三	一五、九五二	二二、八八九	一二、五五一	五九、二四三	四、一二七	一、五六二
療養費	疾病	一	一	一	一五三	八	一六一	一	二〇
休業扶助料 (圓)	負傷	六、〇一一	五、五九八	一八、四九二	四五、九九	一九、七二七	八九、七三六	五、九八八	二、六五四
遺族・障害料 (圓)	疾病	一	一	一	二五五	二八	二八三	一	二一、〇五九
打切扶助料 (圓)	負傷	六四八、一九	三八、九五五	一三六、八六三	三四四、一九	二九五、一五三	八三五、〇九〇	九、六五〇	一、四九二、八五九
料	疾病	一、三一	一	一	一一、三三九	二、九八六	一四、三三五	一	一五、六三六
葬祭料 (圓)	負傷	三、八六六	一	一	一	一	一	一	三、八六六
扶助料 (圓)	負傷	六六七、七〇一	五一、四〇五	一七一、三〇六	四三三、九一七	三二七、四三一	九八四、〇五九	一九、七六五	四、二一六
合計(圓)	疾病	一、三一	一	一	一一、七四七	三、〇二二	一四、七六九	一	三六、〇四五
扶助人員	負傷	三	一	二	三	五	一〇	一	五五
扶助人員	疾病	一	一	一	一	一	一	一	八
扶助延數	負傷	一	一	一	一	一	一	一	四三六
日數	疾病	一	一	一	一	一	一	一	一〇九

第三部統計表	其ノ他ノ非金屬山										石油山									
	扶助料合	葬祭料	料打切	遺族・障害	料休業	療養費	日扶助	扶助人員	扶助人員	合計	扶助料	葬祭料	料打切	遺族・障害	料休業	療養費	療養費	療養費	療養費	療養費
	(圓)負傷	(圓)負傷	(圓)負傷	(圓)負傷	(圓)負傷	(圓)負傷	(圓)負傷	(圓)負傷	(圓)負傷	(圓)負傷	(圓)負傷	(圓)負傷	(圓)負傷	(圓)負傷	(圓)負傷	(圓)負傷	(圓)負傷	(圓)負傷	(圓)負傷	(圓)負傷
	四、八九九	二〇六		四、六九三					九		二、一九七	一〇〇		二、〇九七						
											一、三六八			一、三六八						
	三、二四〇			二、〇六四	七二〇	四五六		一、〇三五	六		八六四			八六四						
	四三九			四三九	九	一		一〇	八		二四二			二四二						
	三、六七九			二、四九三	七二九	四五七		一、一〇四	一四		二、四七三			二、四七三						
四九一	八二九				五三三	三〇七		八三六	九		三七三				一八八				一八五	
	三、九八五				二、五五八	一、四二七	三	三、六三八	五二	六七	六六七				一八八				四九九	
	一三、三九二	二〇六		七、一八六	三、八〇九	二、一九一	三	五、五七九	五五三	六七	五、七三〇	一〇〇		四、五七〇	三七六				六八四	

(計)(圓)(疾病)

備考 一、本表ハ鑛夫勞役扶助規則ニ依リ年内ニ扶助ヲ終了シタルモノニ付其ノ當初ヨリ扶助總日數及ビ總金額ヲ計上ス
二、療養費トハ鑛夫勞役扶助規則第十八條ノ費用ヲ謂フ

第二表 (其二) 鑛夫歸郷旅費支給

	昭和十年			昭和九年			昭和八年		
	解雇件數	金額	圓	解雇件數	金額	圓	解雇件數	金額	圓
金 屬 山	二七五	三、八二	圓	一六二	三、六五	圓	一、二六	二四、六五	圓
石 炭 山	二、四七五	二、五二六	圓	三、四七九	三、六八	圓	二、八七	二、八七	圓
石 油 山	二五	四、七九	圓	二六	二、六五	圓	二、八七	二、八七	圓
其他ノ非金屬山	四三五	三、六七	圓	三、九四	四、九四	圓	二、八七	二、八七	圓
計	三、一〇〇	三、六七	圓	三、九四	四、九四	圓	二、八七	二、八七	圓

第三表 昭和十年労働者災害扶助法扶助給付統計 (労働者災害扶助年報ニ據ル)

第三表 (其一) 民業扶助件數、金額及休業扶助料支給延日數

	扶助件數			扶助金額(圓)			合計		
	休業シタル者	休業ニ至ラザリシ者	其ノ他	休業扶助料支給延日數	療養費	休業扶助料	障害扶助料	遺族扶助料	打切料
土石砂鑛採取業	八四	二五	九一	一、二二七	二、二四三	三、〇五〇	一四、二九七	七、四二七	二四、五四
男	二	九	三	三三	五四	二、〇五〇	一四、二九七	七、四二七	二四、五四
女	二	九	三	三三	五四	二、〇五〇	一四、二九七	七、四二七	二四、五四
土木建築工事	六、二七六	三、四八九	四、九四	一〇、二五九	一六、二五九	二、三、四七八	一、二〇、六〇一	四、三、五〇一	一、一七、九〇六
男	二五	一〇四	二五	三八一	四、一、一五〇	二、三、四七八	一、二〇、六〇一	四、三、五〇一	一、一七、九〇六
女	二五	一〇四	二五	三八一	四、一、一五〇	二、三、四七八	一、二〇、六〇一	四、三、五〇一	一、一七、九〇六

扶助件數

[illegible]

治療シタル者

[illegible]

陸軍省		海軍省		農林省		逓信省		鐵道省		合計	
男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
一五	二	三六	一	九	一	二九	一	一、八二	二〇	三、六〇五	五
五	二	三六	二	四七	二四	一七八	一	三、三三	一〇	六、一九一	一四六
五	一	七	一	三〇	一	二九	一	一五六	二	三〇六	五
二	一	九	一	二四	二	二	一	三九	一	三五	四
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	五	一
一〇	一	二七	一	三	一	四八	一	七六七	六	一、〇九	一九
二二	四	六〇五	二	五六二	二九	五五八	一	六、三〇七	四七	二、五一一	二三五
二、二六八	四〇	七、五八九	三六	一七、三三一	九七七	四、五七五	一	一四二、六九二	一、〇八一	三、七、四〇一	四、七三三
二、六七七	一、三三三	二二	四、四八二	三、五一九	九、九二〇	二六、〇一八	三、三〇八	一八三、六六〇	一、〇八一	三、六、五五五	三、六、五五五
六八一	六二九	一、〇六七	四、三三四	五、六三六	五、六三六	八四九一四、一三四	八四九一四、一三四	二五、三八四	二五、三八四	二、四六、六六七	二、四六、六六七
六三	一	三六二	三六二	七二二	七二二	四三三	四三三	二六、四六五	二六、四六五	二、九三三	二、九三三
五、三九五	一〇、四七六	一、五七、一〇七	一、五七、一〇七	一、五七、一〇七	一、五七、一〇七	四、四、七四四	四、四、七四四	一九、二四六	一九、二四六	二、一〇三、七〇〇	二、一〇三、七〇〇
四九六	四九六	四九六	四九六	四九六	四九六	四九六	四九六	四九六	四九六	四九六	四九六

備考 圓以下切捨。右ノ外年金制扶助件數四五八（内新規扶助傷病者二七、同死亡者一一六、繼續扶助傷病者六七、同死亡者二四八）同扶助金額七八、三五八圓（内、障害扶助料一九、六四六圓、遺族扶助料五八、七一一圓）アリ。

第四表 勞働保護法規違反統計

第四表（其一）職工保護法規違反（工場監督年報ニ據ル）

業種別	法別	昭和十年		昭和九年		昭和八年	
		計	工場監督年報ニ據ル	計	工場監督年報ニ據ル	計	工場監督年報ニ據ル
工場法並ニ關係令	工場法並ニ關係令	一、〇九	二、五一一	一、〇九	二、五一一	一、〇九	二、五一一
	工場法並ニ關係令	一、〇九	二、五一一	一、〇九	二、五一一	一、〇九	二、五一一
工場附屬寄宿舍規則	工場附屬寄宿舍規則	一、〇九	二、五一一	一、〇九	二、五一一	一、〇九	二、五一一
	工場附屬寄宿舍規則	一、〇九	二、五一一	一、〇九	二、五一一	一、〇九	二、五一一
工場危害豫防及衛生規則	工場危害豫防及衛生規則	一、〇九	二、五一一	一、〇九	二、五一一	一、〇九	二、五一一
	工場危害豫防及衛生規則	一、〇九	二、五一一	一、〇九	二、五一一	一、〇九	二、五一一
工業勞働者最低年齡法	工業勞働者最低年齡法	一、〇九	二、五一一	一、〇九	二、五一一	一、〇九	二、五一一
	工業勞働者最低年齡法	一、〇九	二、五一一	一、〇九	二、五一一	一、〇九	二、五一一

染織工場	七九〇	〇八	三	八二	六六九	〇九	一九	六九八	四三八
内織物業	六七四	〇六	一六	六六六	四九四	〇五	六	五〇五	三三一
機械及器具工場	一三六	〇一	二	一五八	九八	〇六	二	二一八	一三三
化學工場	四	〇一	六	五	三	〇一	二	二五	二七
飲食物工場	二七	〇一	二	二九	二	〇一	五	二七	七
雜工場	二三	〇一	三	二七六	一五九	〇九	九	一八七	一六
内製材業	一六	〇一	一	一七	九	〇一	一	一〇五	八
特別工場	五	〇一	一	五	一	〇一	一	一	一
總計	一、二三五	(三)九	七三	一、三四〇	九六九	(四)一六	五	一、〇五五	七六一

第四表 (其二) 鑛夫保護法規違反 (社會局調)

違反條項	昭和十年			昭和九年			昭和八年		
	鑛業法・ 鑛夫勞役 扶助規則	鑛夫雇傭 勞役規則 (工業勞働 者最低年 齡法)	計	鑛業法・ 鑛夫勞役 扶助規則	鑛夫雇傭 勞役規則 (工業勞働 者最低年 齡法)	計	鑛業法・ 鑛夫勞役 扶助規則	鑛夫雇傭 勞役規則	計
金屬山	三三三	(一)六	五三	九	(一)五	一五	一二五	七三	一九八
石炭山	五四	四七四	九八	三九	(三)九二	四二四	二八	二三三	四九一
第三部統計表							四九五		

日本勞働年鑑

四九六

石油山	二	四	六	三	一	四	一	四
其他ノ非金屬山	四	三	七	五	四	九	二	二

計	三	三	一、四	三	三	五	四	三
---	---	---	-----	---	---	---	---	---

備考 昭和八年ニハ工業勞働者最低年齡法違反ナシ。

第五表 健康保險統計 (健康保險事業年報ニ據ル)

第五表 (其一) 健康保險被保險者數・健康保險組合數

政府管掌(括弧内ハ工場事業場數)

組合管掌(括弧内ハ組合數)

	昭和十年度 人	昭和九年度 人	昭和十一年度 人	昭和十年度 人	昭和九年度 人
染織工業	六五四、六九九 (二七、一五四)	五八二、八二三 (一四、四二)	三六〇、九六七 (一三八)	三三八、八三七 (一三三)	三三三、三七九 (一三三)
機械及器具工業	四五四、五七九 (二六、〇五二)	三二五、四四九 (一五、九〇七)	三二四、三八二 (七七)	二四六、九七四 (六九)	二五、一八六 (六八)
化學工業	二九〇、九二一 (九、一五〇)	二二七、〇三〇 (六、二四)	六三、七四七 (三)	五六、七六六 (三八)	四七、四三三 (三六)
飲食物工業	七九、九六六 (六、五三六)	五〇、九六三 (二、八三〇)	八、六五六 (一二)	七、六八〇 (一二)	七、二四六 (一二)
雜工業	三二二、四六二 (三一、四五一)	一九八、〇〇七 (一七、二四八)	二二、三七二 (一三)	一一、三九五 (一三)	一一、七一五 (一三)
特別工業	一九、一一九 (二、四二四)	二二、八三九 (二、六五五)	六、九〇四 (三)	六、六六五 (三)	二、九九二 (三)
金屬鑛業	三六、七七一 (六三)	二七、七〇七 (五三九)	三三、〇五四 (一九)	三〇、四七五 (一八)	二八、〇〇五 (一九)
石炭鑛業	五三、九一八 (三八一)	五〇、三七九 (三四)	一七、八二四 (五三)	一五、七一九 (五三)	一三、〇一〇 (四九)
其他ノ非金屬鑛業	一〇、一一三 (三〇二)	九、四一一 (二八二)	二、二九六 (一)	一、九六〇 (一)	一、四三六 (一)

鑛業法適用工場	仲仕業	其他ノ事業	任意包括被保險者使用事業	總數
三、五四三 (二七)	—	一七、五〇七 (九、〇〇〇)	三、七七四 (六二九)	二、〇九〇、六五七 (一三、七一九)
二、四七八 (二〇)	—	—	六、三五〇 (七九二)	一、五〇三、五五〇 (六一、二四一)
三、九二九 (三)	二、七九一 (一)	—	—	一、一〇四、七五三 (三七九)
三、五三三 (三)	—	八六、二七六 (二六)	—	九四七、二七七 (三七〇)
三、二七三 (三)	—	一〇七、四三〇 (三〇)	—	八二三、一四四 (三四九)

第五表 (其二) 保險給付件數、日數及費用額

總數				政府管掌ノ分				組合管掌ノ分			
件數	日數	費用額	件數	日數	費用額	件數	日數	費用額	件數	日數	費用額
昭和八年度	六、四九五、六九四	八一、三七八、七四五	二六、六三六、九二八	三、七〇〇、六六二	五一、八九七、三七七	一五、二二八、一七七	二、七九五、〇三三	二九、四八一、三六八	一一、四一八、八五二		
同九年度	七、四七七、二六九	九三、九八五、七一〇	三一、一八五、九九二	四、三三三、三八二	五九、二九五、九八八	一七、六九七、四三三	三、一四四、八八七	三三、六八九、七二三	一三、四八八、五四九		
同十年度	九、六二二、七五二	一二九、九六九、九五二	四一、六三三、五四六	五、八六九、〇六九	七八、三六三、四二七	二四、八二四、七六六	三、七四三、六八三	四一、六〇六、五三三	一六、八二八、七八〇		
計	九、四六三、五九一	一二八、二五〇、五八九	三九、四四〇、〇八八	五、七四三、八四四	七六、九六四、〇三三	三三、一九一、二九八	三、七二一、三〇七	四一、二八六、五六七	一六、二四八、七九〇		
療養ノ給付	八、五四四、四九六	一〇〇、〇七四、四五七	二六、〇四四、五二〇	五、二七八、五一五	六六、九〇九、六二二	一六、六七〇、二八九	三、二六五、九八一	三三、一六四、八三六	九、三七四、二三一		
業務上	七七四、二一五	八、八〇五、〇七三	—	五〇四、〇五四	五、四一三、七五八	—	二七〇、一六一	三、三九一、三五五	—		
業務外	七、七七〇、二八一	九一、三六九、三八四	—	四、七七四、四六一	六一、四九五、八六三	—	二、九九五、八二〇	二九、七七三、五二一	—		
療養費	九、五〇二	一九二、六九四	一七九、二六九	一、一四〇	二二、八〇七	一八、四六四	八、三六二	一六九、八八七	一六〇、八〇五		
業務上	二、六七六	三七、九三二	三三、九三三	三三〇	四、七三二	四、三八三	二、三五六	三三、一九一	二九、五五〇		
業務外	六、八二六	一五四、七六二	一四五、三三六	八一〇	一八、〇七六	一四、〇八一	六、〇〇六	一三六、六九七	一二一、二五五		
傷病手当金	九〇九、五九三	一七、九八三、四三八	一三、二六、二九九	四六二、六二九	一〇、〇三一、五九四	六、五〇二、五四五	四四六、九六四	七、九五二、八四四	六、七二二、七五四		
業務上	二二九、八八七	三、八〇六、二五九	三、〇八三、四八五	一三二、二八二	一、九七九、〇六八	一、四二八、九三七	一〇八、六〇五	一、八二七、一九一	一、六五四、五四八		
業務外	六六九、七〇六	一四、一七七、一七九	一〇、一三三、八一四	三三〇、三四七	八、〇五二、五二六	五、〇七三、六〇八	三三八、三五九	六、一四四、六五三	五、〇五九、二〇六		

第三部 統計表

[illegible]

第七表 (其一) 職業紹介所取扱一般職業紹介成績

第七表 職業紹介統計

支 出		金 (圓)		救濟給與人員	
總額	總數	金額	人數	金額	人數
殉職死亡並遺族給與金	四九六、五九一、一五四、三六五	二四、一〇一	一七二、〇二五	一、九、四三〇	七六五、五四〇
療疾年金及一時金	三、二八九	五七、六七五	八、八八八	二、五八六	三三、二九五
傷疾給與並療養金	三七、四四七	六〇二、七四七	一〇三、二六八	二六、二一九	一、八八五
脫退給與金	二七、八〇二	二〇六、七八九	二〇六、〇七六	四三、三三四	一、五三六、九一六
勤續給與金	一〇五、〇〇八	—	—	三九〇、八五四	二、三九三、六三三
罹災給與金	一二三	一二六、二九	三、一四四	—	一、八八五
健康保險給付金	—	—	—	—	一九、七九二
婚姻及分娩給與金	一三、七四一	—	四一	六七、一七〇	四二、五三〇
給與金外ノ雜費	二八五、〇一八	—	一、六四六	四三四	四四、二九七
總數	二二、二六八	三五、〇三三	四、〇一一	七八、〇三三	六二、五六〇
殉職死亡並遺族給與金	三九三	二、八七四	二九	二七五	五五〇、二五一
療疾年金及一時金	二八	九〇	四八	一九	五九一、四四四
傷疾給與並治療金	一八、七九〇	二七、六〇四	二、八九七	七二、六九二	一九五、四四七
脫退給與金	一六七	二、七五四	八七三	六三五	一、〇〇五
勤續給與金	一、四三二	—	—	一、四〇九	一九、二五五
罹災給與金	五	一、六二一	六四	—	八、二八〇
健康保險給付金	—	—	—	—	九、九一七
婚姻及分娩給與金	四三二	—	一	三、〇一一	五〇六、三〇五

求人数

求職者数

就職者数

男

女

總數

男

女

總數

男

女

總數

男

女

總數

殺到率

總就職率

昭和八年

八〇八、〇八六

六四三、九二一、四五二、九八八、〇〇一、四七三

五五、八八八、一五八、二九一

三七、三三七

二六、九八八

六三、三二五

一二五%

四二%

昭和九年

九五六、〇八九

八三七、九五三、一七四、〇四二、〇六八、二五四

五〇一、七二八、一五九、九八二

四二五、八六三

二四六、五九七

六七二、四六〇

八八%

四三%

昭和十年

一、〇七二、〇二〇

八四五、九六三、一八九、七九三、一、一四三、四二二

五三六、一五六、一、六七九、五六八

四七五、〇〇六

二六六、六三六

七四三、六四二

八八%

四四%

昭和十一年

一、三三三、九四六

九六四、二五二、二九七、二二一、二二八、七四八

五五九、三九七、一、七七八、一四五

五三三、五〇九

二八六、八二八

八二二、三三七

七七%

四六%

備考 昭和九年マデハ「昭和九年職業紹介年報」、昭和十年ハ「職業紹介公報」第一四七號一三頁、昭和十一年ハ「職業紹介公報」及「職業時報」所掲ノ計數ヲ加算ス。

第七表 (其二) 俸給生活者職業紹介成績

求人数

求職者数

就職者数

男

女

計

男

女

計

男

女

計

男

女

計

殺到率

總就職率

昭和八年

一三、三六一

九、一四八

二二、五九

三八、三四四

三三、八八〇

七一、二四

九、四五二

六、九三三

一六、三八三

三六・一%

二三・〇%

昭和九年

一五、五五

一一、七五二

二七、三六

四一、九七四

三三、八六一

七五、八三五

一一、八〇八

八、八八一

二〇、六八九

二七・五%

二七・三%

昭和十年

一六、九三三

一一、五九三

三〇、五二六

四五、七七六

三五、一八七

八〇、九六三

一三、五三〇

一〇、八一〇

二三、三四〇

二六・二%

二八・八%

昭和十一年

一七、三三四

一六、四〇〇

三三、七四四

五一、八〇一

四四、八九六

九六、六九七

一一、〇六〇

一一、三三九

二二、三三九

二八・七%

二三・一%

備考 前表ト同ジ。

第七表 (其三) 日傭労働者職業紹介成績

求人数

求職者数

紹介員数

計(内失業者使用事業)

計(内登録者)

計(内失業者使用事業)

殺到率

總就職率

昭和八年

一六、八九七、一四三(一三、四五七、一六九)

二〇、一四四、二七二(一八、〇三四、七九三)

一六、七七九、一五九(一三、三四四、一三九)

二二、二七〇、六六〇(七、三六三、三四四)

一二九%

九〇%

昭和九年

一四、五三八、三九六(一一、〇一四、九九二)

一六、八九三、二三三(一五、〇七三、五五九)

一四、三七二、三三三(一〇、八八八、一六七)

二二、二七〇、六六〇(七、三六三、三四四)

一二六%

八五%

昭和十年

一三、九八八、七二二(八、六三三、〇二〇)

一四、四六三、七三〇(一二、九二九、〇六六)

一三、八六七、二九五(八、五三一、一七九)

二二、二七〇、六六〇(七、三六三、三四四)

一二二%

八九%

昭和十一年

一三、五六二、一三六(七、五四六、七三六)

一三、六六六、八三七(一一、五六三、八六二)

一三、八六七、二九五(八、五三一、一七九)

二二、二七〇、六六〇(七、三六三、三四四)

一〇九%

九〇%

備考 前表ト同ジ。

第七表 (其四) 營利職業紹介事業狀況

	營業者數	求人數(内、男)	求職者數(内、男)	紹介件數(内、男)	就職者數(内、男)
昭和八年	二、七三九	一、〇四六、〇六八(四三〇、九四〇)	七、七四〇、〇三五(三三〇、九六九)	八二六、九七七(三三三、一九四)	五三八、六四七(二二八、九二七)
昭和九年	二、五四一	一、〇四九、〇八五(四四九、〇一六)	七、三〇、九三三(三〇三、六七二)	七九一、一九四(三三六、七六六)	五二一、四三九(二三三、〇六〇)
昭和十年	二、三三九	一、〇八九、三八九(四六〇、五七一)	七、四九、三五七(三〇八、八七五)	八二八、六五六(三三九、三八六)	五五〇、一〇〇(二三四、九六三)
昭和十一年	二、二六一	一、〇八八、六八二(四五三、五六一)	七、二二、四二二(二九二、九三七)	七九〇、九五四(三三九、九四四)	五三六、三九七(二三八、九六七)

備考 前表ト同ジ。但シ昭和十年ハ「第五十五回帝國統計年鑑」ニヨル。營業者數ハ年現在。

第八表 失業應急事業統計 (失業應急事業概要ニ據ル)

昭和十年度失業應急事業成績概要

	施行團體數		施行地域數		事業費(豫算額)		勞力費(豫算額)		勞働者使(豫定)		使用人員		國庫補助金(起債額)		交付額		低利資金融通額	
	起債事業	繰越	起債事業	繰越	起債事業	繰越	起債事業	繰越	起債事業	繰越	起債事業	繰越	起債事業	繰越	起債事業	繰越	起債事業	繰越
昭 和 十 年 度	三	三	二	二	(四、六九、〇三二)	(四、〇〇三、八一五)	(一、二五七、四九一)	(一、二五七、四九一)	(八、四四、四三三)	(八、四四、四三三)	二、二六七	—	(八、〇四五、六〇〇)	—	—	—	(八、〇一九、六〇〇)	—
臨時冬季失業應急事業	—	—	—	—	(二、九四一、〇六四)	(二、四八七、九四七)	(二、四八七、九四七)	(二、四八七、九四七)	(一、八四二、五七四)	(一、八四二、五七四)	一、四九三	—	(一、八四二、五七四)	—	—	—	(一、八四二、五七四)	—
補助事業	—	—	—	—	(九、九一五、〇四五)	(二、八四二、〇三〇)	(二、八四二、〇三〇)	(二、八四二、〇三〇)	(二、〇七六、三三六)	(二、〇七六、三三六)	五、二六三	—	(二、〇七六、三三六)	—	—	—	(二、〇七六、三三六)	—
一般失業者應急事業	—	—	—	—	(七、八七一、二三三)	(二、六〇〇、二六一)	(二、六〇〇、二六一)	(二、六〇〇、二六一)	(一、九一九、五〇七)	(一、九一九、五〇七)	—	—	(一、九一九、五〇七)	—	—	—	(一、九一九、五〇七)	—
計	—	—	—	—	(一五、五八〇、八八四)	(四、五一一、二二八)	(四、五一一、二二八)	(四、五一一、二二八)	(三、二五八、四四六)	(三、二五八、四四六)	四、〇二二	—	(三、二五八、四四六)	—	—	—	(三、二五八、四四六)	—
臨時冬季失業應急事業	—	—	—	—	(二、〇〇〇、〇〇〇)	(二、〇〇〇、〇〇〇)	(二、〇〇〇、〇〇〇)	(二、〇〇〇、〇〇〇)	(二、〇〇〇、〇〇〇)	(二、〇〇〇、〇〇〇)	六、二〇〇	—	(二、〇〇〇、〇〇〇)	—	—	—	(二、〇〇〇、〇〇〇)	—
計	—	—	—	—	(三、八、四四二、七〇六)	(二、一、八二二、八二五)	(二、一、八二二、八二五)	(二、一、八二二、八二五)	(八、一三八、八二六)	(八、一三八、八二六)	—	—	(八、一三八、八二六)	—	—	—	(八、一三八、八二六)	—

第三部 統計表

神奈川	一七	五	一七	五	一七	五	—	—	—			
新潟	二、〇三八	四八	一、六六八	四二	一、六〇四	四二	一一、八五八	一四〇	一一、二八	一三	一一、〇一五	一三
富山	二八	四	二八	三	一〇七	三	五、六六八	五七	五、二六六	五七	二、九四四	三九
石川	八八	三	八八	三	三七七	六	三七四	四	三七四	四	一一六	二
福井	八七六	一三	八四一	一三	九〇八	一四	一二五	四	一二五	四	一二五	四
山梨	八〇	四	二、一七三	八	一、九八五	一一	五、三九六	六一	五、九一四	七二	六、四〇四	七三
長野	五九	二	五九	二	一五六	四	五五三	八	五五三	八	二、五八八	一六
岐阜	一、〇七九	二六	一、四六四	二七	一、四八八	二八	五、三六四	五二	七、九三八	九六	七、九一〇	九六
静岡	四一九	一三	四〇六	一二	四〇六	一二	一、五五七	八	四九六	六	四九六	六
愛知	九六〇	二三	九六〇	二三	二、二四〇	四三	四、一八〇	三〇	四、一八〇	三〇	三、九七六	三六
三重	五〇二	九	四五二	八	一、八〇八	二九	一、一三四	九	一、一三四	九	六、六〇八	三一
滋賀	三五三	七	三五三	七	三五三	七	三、五六四	三五	三、五六四	三五	三、三八六	三三
京都	五六九	一二	五六九	一二	一、六七七	一一	五、七〇七	四八	五、七〇七	四八	五、五九八	四六
大阪	一、九五六	一七	一、九五六	一七	一、九五六	一七	二、一三八	二七	二、一三八	二七	二、一三八	二七
兵庫	一、九二一	二三	一、九二一	二三	一、六九七	三三	一一、〇四〇	一三〇	一一、二五四	一二九	一四、六八一	一六〇
奈良	二八九	二八	二三三	二七	二九二	二六	一、四八四	五	一、四三七	四	一、九〇九	一一
和歌山	一六四	五	二〇一	一〇	三〇五	一一	五〇	一	七四七	二	九二六	四
鳥取	七八六	一一	七八六	一一	八九二	一四	五、二二五	四八	五、二三三	四八	四、八四六	四七
島根	八八二	一二	七八七	一二	八三四	一二	一、二八九	二三	一、九〇一	二八	一、九八九	三一
岡山	三、二三一	三〇	三、二六一	三二	三、三七	四一	六、二二九	三六	六、一六七	三七	八、五五六	五三
広島	八三六	八	八四三	九	九七四	一五	一、一七七	五	一、〇一六	四	二、五九九	一〇
山口	二四一	四	二四一	四	九八四	一四	五三三	三	五三三	三	一、二五一	八
徳島	八四	四	一、一七七	二〇	一、一四〇	一八	五、〇〇一	五五	四、六三二	五三	四、七二五	五三

日本労働年鑑

五〇四

香	川	二五五	六	二五五	六	四四〇	一一	六、六七五	一八	六、〇一〇	一六、	一九、五八二	七四
愛	媛	二九四	七	二九四	七	四〇六	九	一三、五七九	四二	一三、四六五	四一	一一、一六八	四四
高	知	四〇	二	四〇	二	九〇	三	一、三六六	一五	一、三六六	一五	一、三六六	一四
福	岡	一、六五四	二〇	九〇三	一五	一、三三八	一八	四、四三三	一五	四、三三五	一五	三、六八三	一六
佐	賀	八二	四	一〇〇	五	—	—	五四四	七	二二二	三	四六〇	四
長	崎	四七	三	四七	三	三五	三	三五二	一	三五二	一	六〇五	三
熊	本	—	—	—	—	—	—	五五九	五	五五九	二	五五九	五
大	分	八四	一	八四	一	八四	一	五〇四	二	一〇〇	一	—	—
宮	崎	九二七	二〇	九二七	二〇	八二二	二〇	三、八一五	一〇	三、六二〇	九	三、六七七	九
鹿	島	九四	二	三六四	七	三六六	七	一四、一七六	一一	一四、〇八六	二〇	一四、〇八六	二〇
沖	繩	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計		三三、七〇二	五二三	三六、一七二	五三二	四八、八三六	六三三	二五四、九〇七	二、八七八	二〇三、七八五	一、七七八	二七、一四三	二、二二九

備考 一、各年十二月末現在ノ組合ニ付翌年一月十日迄ニ到達シタル報告書ニ基キ集計ス。
二、地主組合ニハ土地會社ヲ含ム。

附 録

昭和十一年中に
制定せられたる

社會問題關係法規一覽

○一般ニ關スルモノ

議院制度調査會官制(勅令第一七九號、七月十四日)

選舉制度調査會官制(勅令第一八〇號、七月十四日)

貴族院制度調査會官制(勅令第三九一號、十一月七日)

情報委員會官制(勅令第一三八號、六月卅日)

「共產インターナショナル」ニ對スル協定及附屬議定書(條

約第八號、十一月二十七日)

內閣審議會官制廢止(勅令第六一號、五月五日)

拓務省官制中改正(勅令第六二號、五月八日)

滿洲ニ於ケル日本國民臣民ノ居住及滿洲國ノ課稅等ニ關スル

日本國滿洲國間條約(條約第五號、六月十一日)

日本國滿洲國間工業所有權相互保護ニ關スル協定(條約第六

號、六月卅日)

日本諸學振興委員及規程(九月八日公布)

社會局官制中改正、警視廳官制中改正、北海道廳官制中改正

地方官官制中改正(勅令第四一五—四一八號、十一月廿八

日)

預金部普通地方資金融通規程中改正(大藏省令第二八號、八

月廿一日)

商工債券令(勅令第三五三號、九月二十二日)

商工組合中央金庫法(法律第一四號、五月二十六日)—六月廿

日施行(勅令第一一三、一一四號)、商工組合中央金庫ノ設

立ニ關スル件(勅令第一一五號、六月十八日)、商工組合中
央金庫施行規則(商工、大藏省令、八月十二日)

臨時町村財政補給金規則(內務省令第三八號、十月一日)

東北振興事務局設置ノ件中改正(勅令第三七一號、十月七日)

—東北局トナル

東北興業株式會社法(法律第一五號、五月二十六日)、東北振

興電力株式會社法(法律第一六號、五月二十六日)—六月一

日施行

○勞働問題ニ關スルモノ

勞働統計實地調査令改正(勅令第一〇四號、六月五日)、同上

施行規則改正(閣令第四號、六月六日)、施行細則改正(內

閣訓令第一號、六月六日)、關東局勞働調查規則(關東局令

第七號、三月十一日)

退職積立金及退職手當法(法律第四二號、六月二日)、同上法

施行準備調査會設置(七月三日)、同上施行令(勅令第四一

四號、十一月二十八日)、同上施行規則(內務省令第四六號

十一月廿日)—十二年一月一日ヨリ施行(勅令第四一三號、

十一月廿八日)、同上法ノ供託國債ニ對スル權利ノ實行ニ

關スル件(勅令第四五〇號、十二月二十二日)

工場法施行令中改正(勅令第四四七號、十二月十九日)、同上

施行規則中改正(內務省令第五三號、十二月廿一日)—十二

年一月一日施行

勞働者災害扶助法施行令中改正（勅令第四四八號、十二月十九日）、同上施行規則中改正（內務省令第五四號、十二月廿一日）——十二年一月一日施行

昭和十年法律第二四號鑛業法中改正法施行期日——十二年一月一日

鑛夫勞役扶助規則中改正（內務省令第二二號、七月六日）——十三年九月一日施行、同上規則中改正（內務省令第五五號、十二月二十一日）

傭人扶助令中改正（勅令第四四九號、十二月九日）

勞働者職業病補償ニ關スル條約（條約第七號、十月二日）

船舶職員法施行細則中改正（逕信省令第四二號、九月十八日）

——九月廿五日施行

陸軍職工規則中改正（陸軍省令第二八號、十二月十日）

專賣局共濟組合規則中改正（大藏省令第八號、三月二十七日）

——四月一日施行

警察共濟組合貸付規程（內務省訓令第一號、一月十三日）、同上預託規程（同上第二號）

樺太廳鐵道事務所及樺太廳鐵道現業員ノ共濟組合ニ關スル件中改正（勅令第六七號、五月十九日）

臺灣總督府營林共濟組合規則中改正（府令第一號、一月九日）
朝鮮總督府鐵道局現業員共濟組合規則中改正（府令第一二二號、十月三十日）

拓務省ニ臨時職員増置ノ件（勅令第一〇〇號、六月五日）

移民保護法施行細則中改正（外務省令第五號、二月十四日）

關東州船舶職員令、關東州海員懲戒令、關東海員審判所官制（勅令第三一一、三一二、三二三號、九月四日）

朝鮮總督府海員審判所官制（勅令第三五八號、九月二十四日）、朝鮮海員懲戒令改正（制令第一五號、九月二十五日）

○農業問題ニ關スルモノ

米穀自治管理法（法律第二二號、五月二十七日）、同上施行令（勅令第三二五號、九月十五日）、同上施行規則（農林省令第二五號、九月十六日）——施行期日九月二十日——施行規則（朝鮮府令第八九號、九月）——（臺灣府令第八六號、九月）

米穀自治管理委員會官制（勅令第四〇七號、十一月二十日）

米穀統制法中改正（法律第二三號、五月二十七日）——同上法施行令中改正（勅令第三二七號、九月二十日）——施行九月二十日

糶共同貯藏助成法（法律第二四號、五月二十七日）、同上施行令（勅令第三二九號、九月十五日）——施行期日九月二十日

米穀對策調查會官制並米穀生產費調查會ハ廢止トナル（三月五日）

農村負債整理組合法中改正（法律第二二號、五月二十七日）——農村負債調查會廢止（一月十一日）

產業組合中央金庫特別融通及損失補償法施行規則中改正（農

林省令第四號、五月一日)

不動産融資及損失補償法第一條ニ依ル資金融通ニ關スル規定

中改正(大藏省令第一一號、五月一日)

負債整理事業資金特別融通及損失補償ニ關スル規程中改正

(農林、大藏、內務省令、十一月二十七日)

農山漁村經濟更生特別助成規則(農林省令第一〇號、六月二

十三日)

自作農創設維持資金トシテ貸付タル簡易生命保險積立金貸付

期間延伸(逕信省令第一九號、六月十九日)―七月一日施行

重要肥料業統制法(法律第三〇號、五月二十八日)、同上施行

規則(商工、農林省令、十一月十一日)―施行期日十一月十

五日、重要肥料委員會官制(勅令第四五二號、十二月二十

四日)

產繭處理統制法(法律第九號、五月二十五日)

蠶絲業組合法中改正法律(法律第一〇號、五月二十五日)―同

上施行令中改正(勅令第三九〇號、十一月六日)―同上施行

規則中改正(農林省令第三二號、十一月七日)―施行期日十

一月十日

蠶絲業法律中改正法律(法律第一一號、五月二十五日)

朝鮮小作調停令中改正(制令第二二號、二月十二日)―施行期日

三月二十日

繭生產費低減施設獎勵規則(農林省令第一一號、六月二十七

日)

○社會政策ニ關スルモノ

郵便年金令中改正(勅令第二二七號、七月二十四日)、同上規

則中改正(逕信省令第二五號、七月二十五日)、逕信省告示

第一七八九號―施行期日八月一日、郵便年金規則中改正

(逕信省令第四三號、九月十八日)―十月一日施行

簡易保險生命規則中改正(逕信省令第三六號、九月七日)―十

月一日施行

簡易生命保險積立金短期貸付ニ關スル件(逕信省令第二〇號、

六月二十九日)

貸付金取扱規程中改正(大藏省令第三二號、六月二十九日)

職業紹介法中改正(法律第一二號、五月二十六日)―職業紹介

法施行令中改正(勅令第二七五號、八月二十八日)、同上施

行規則中改正(內務省令第二九號)―九月一日施行

職業紹介委員會官制(勅令第二八一號、八月二十八日)、失業

對策委員法官制廢止(三月三十一日)

就職者旅客運賃割引證交付取扱心得(內務省訓令第一二號、

八月二十九日)

入營者職業保障法令中改正(勅令第二八七號、八月二十八日)

同上施行規則中改正(內務、陸軍、海軍、逕信省令、八月

二十八日)

內務部內臨時職員設置制中改正(勅令第九四號、六月五日)

思想犯保護觀察法(法律第二九號、五月二十八日)、同上施行令(勅令第四〇一號、十一月十三日)―施行期日十一月廿日
保護觀察所官制(勅令第四〇三號、十一月十三日)、保護觀察審查會官制(勅令第四〇五號、十一月十三日)、假出獄思想犯處置規程(司法省令第三五號、十一月廿日)、保護觀察費用規則(司法省令第三六號、十一月二十日)、免囚保護事業獎勵費取扱規程中改正(司法省令第三七、三八號、十一月廿日)、保護觀察所保護司執務規範(司法省令第一號、十一月廿日)、假出獄及假出場ニ關スル取扱手續中改正(司法省訓令第一二號)、朝鮮思想犯保護觀察令(制令第一六號、十二月十二日)、朝鮮總督府保護觀察所官制(勅令第四三二號、十二月十一日)

不穩文書臨時取締法(法律第四五號、六月十三日)、朝鮮不穩文書臨時取締令(制令第一三號、八月八日)、臺灣不穩文書臨時取締令(律令第一號、八月七日)、(樺太及關東州八月七日ヨリ施行)

方面委員令(勅令第三九八號、十一月十三日)―昭和十二年一月十五日施行、救護法施行令中改正(勅令第三九九號、十一月十三日)、方面委員銓衡委員會及方面事業委員會ノ組織ニ關スル件(內務省令第四四號、十一月十四日)
學校給食臨時施設方法中改正(文部省訓令第二〇號、六月十日)

作業場及其附屬設備	50
寄宿舍	50
職工の健康	51
診療及救急施設	52
労働學校	248
労働強度	42, 48
労働協約	436
労働組合組織狀況	
業態別組織狀況	161
職業別並産業別組合	162
單一組合及聯合組合	162
地方的分布	162
労働組合並組合員總數	160
労働組合法制定要求運動	
	180, 194, 236, 371
労働祭	170
労働災害	
災害死傷者數	47, 53
扶助	384, 386, 389, 394
労働時間	
概觀	36, 43, 46
産業別労働時間	37, 44, 46
休憩時間	40, 45
休業日數	40, 46
體性別労働時間	41
法規違反	41, 46
労働者教育運動	248
労働者災害扶助責任保險	393
労働者災害扶助法	383
労働者職業病補償に関する條約	371
労働者團體(労働組合以外)	422
労働者募集取締令	383, 397
労働需給調節施設	370
労働人口(一般的考察)	
職業別有業者數	5
職業別「使用人」數	5
職業別「勞務者」數	6
産業別「勞務者」數	6

職業別「勞務者」の産業上の地位	7
小工業労働人口並に經營數	8
地方別配置	10
事業別配置	12
規模別配置	14
體性別構成	16
年齡別構成	19
教育程度別構成	21
法適用事業労働者數	386, 389, 394
労働爭議	
趨勢	126
件數	127
規模	129
原因・要求事項	131
結果	132
工場工業	133
家内工業	136
交通業	137
鑛山業	137
調停	476
労働爭議調停主任官	378, 476
「労働統制法」	471, 474
労働保護	
臨檢	386, 389, 392
法規違反	388, 390, 392, 396, 397
勞農組合一覽表(主要)	
日本労働組合會議系	251
「中間派」的組合	261
愛國労働組合全國懇話會系	264
其他の労働組合	272
農民組合	275
勞農無産協議會	
運動	179, 184, 187, 287, 302
綱領	304
成立・改組の經過	301
役員	304
労働者教育	451
六十九特別議會	193, 291, 296

日本労働組合全国評議會	
運動	164, 176, 178, 189, 213, 281
大會・委員會・其他	214
運動方針	215
日本労働祭	174
日本労働總聯盟	208
日本労働同盟	224
日本勞農救援會	315

ノ

農家經濟	87
農業労働者	95
農村工業化(工業地方化)	376, 454
農村社會事業	458
農村青年社檢舉事件	319
農地法案	376, 452, 467
農民組合	231
農民の運動	231

ヒ

日傭労働者	
失業狀態	28
收入	63

フ

不穩文書臨時取締法	371, 470, 472
婦選獲得同盟	325
婦人參政權獲得運動	324, 413
婦人働働者	
運動	247, 413
爭議	158
組織狀況	159

ホ

俸給生活者	
失業狀態	28
數	68
生活狀態	69
爭議	155
運動	245
方面委員	451
北海道會議員選舉	285
保健所	369
保護鑛夫深夜業禁止	376, 383, 389
母子扶助法案	247, 371

母性保護聯盟	325
--------	-----

ミ

三河愛國從業員組合聯盟	225
-------------	-----

ム

無政府主義運動	229, 319
---------	----------

メ

メーデー

狀況	170
禁止反對運動	175
政府の對策	470, 473
名目賃銀	
概觀	54, 60, 62
事業別賃銀	56, 61, 62
體性別年齡別賃銀	57, 61, 62

ヤ

大和聯盟	332
------	-----

ユ

有業者數	5
------	---

ヨ

豫算

昭和十二年度	368
昭和十一年度	374
傭人扶助令・供給労働者扶助令	383

リ

陸軍軍人職業輔導斡旋要領	447
陸軍職工規則	430
林業労働者	
地方別	11
作業別	14
本質	96
賃銀	97
臨時工	29, 126, 128

ロ

労働委員會	438
労働異動	23
労働衛生	
一般	50

地主組合	465
地方議會選舉	284
地方工業化委員會	455
地方長官會議	375
朝鮮藝術座(カッパ)事件	318
朝鮮における思想運動	328
賃銀	名目賃銀, 實質賃銀を見よ

ツ

通信事業統制	470
--------	-----

テ

帝國農會	467
遞信事業擁護運動	231
遞信従業員會同盟	231
遞信従業員聯盟	230
電氣工事人取締規則改正運動	209

ト

東京印刷工組合	229
東京瓦斯工組合	
合同成立の經過	227
綱領・運動方針	228
東京交通労働組合	176, 178, 212, 287
東京市従業員組合	
運動概況	176, 178, 216, 287
運動方針	217
大會・委員會・其他	217
東京府會議員選舉	284
東京府代用精神病院保養院爭議	159
東電愛國同盟	225
東電従業員組合	
運動及方針	209
大會・其他	209
綱領	210
同志社事件	335
東都乗合自動車爭議	139
東北九・一一事件	318
特高外事課長會議	470, 472
獨立作家クラブ	324
都市従業員組合全國協議會	217

ナ

內閣審議會	475
-------	-----

永田事件	336
年次有給休暇制に關する條約案	166,

ニ

日獨防共協定	293, 471, 482
日本消費組合婦人協會	309
二・二六事件	
	290, 336, 366, 410, 452, 470
日本海員組合	
運動概況	202
運動方針・綱領	204
大會・其他	204
日本交通労働總聯盟	
運動概況	164, 184, 210
運動方針	213
大會・委員會・其他	211
日本港灣従業員組合	205
日本産業軍	230
日本産業労働會議	219, 221
日本産業労働俱樂部	
運動概況	222
運動方針・綱領	222
日本新演劇協會	新協劇團を見よ
日本諸學振興會	475
日本政治新聞	320
日本製鐵従業員組合	
運動概況	208
綱領	208
日本土木建築労働者災害扶助會	428
日本農民組合	241
日本農民組合總同盟	242
日本文化講義施設	475
日本文化人協會準備會	314
日本俸給者協會	246
日本無線技士會	246
日本労働組合會議	
運動	164, 169, 175, 177, 181, 185, 187, 189
運動方針	195
役員	196
日本労働組合總聯合	
運動概況	220
運動方針・綱領	220
大會・委員會・其他	220
日本労働組合全國協議會	317

對策委員會	404, 408
失業者更生訓練所	447
實質貸銀	59, 61
社會課長會議	377
社會事業調查會	450, 458
社會大眾黨	
運動	176,
179, 182, 186, 279, 289, 295	
綱領・政策・黨則	294
全國大會・其他	298, 300
會計	301
役員	301
社會立法獲得運動	180, 371
衆友會事件	329
純正日本主義青年運動全國協議會	331
商業使用人	72, 433
商工會議所	379
商店法	432
昭和神聖會	333
消費組合	308
女給	77
情報委員會	470
職員健康保險	435
職業紹介	
制度	440
職業紹介法	371, 441
職工	工場労働者を見よ
職業婦人	
數	73
生活狀態	74
爭議	159
新協劇團	324
新日本海員組合	
運動概況	223
綱領	224
大會・委員會	224
新日本國民同盟	305
人民戰線	
193, 288, 293, 299, 303, 320, 335, 471	

セ

政治研究會	220, 333
政治戰線統一運動	
213, 215, 217, 285, 292, 303, 327	
「赤色スパイ」事件	318

船員法	383, 385
全國產業團體聯合會	379, 407
全國小學校女教員大會	247
全國水平社	
運動概況	325
委員會・其他	238
全國農民組合	
運動概況	235
大會・其他	238
規約・運動方針	241
鮮字新聞事件	318
全日本勞働總同盟	
成立・運動概況	196, 199
大會・委員會・其他	197
綱領・運動方針	201

ソ

總選舉	
無產黨の對策	279
國家主義團體の對策	304
結果	281, 366
總動員秘密保護法案	371, 472
總務部長會議	376
増配反對運動	208

タ

退職積立金及退職手當法	
要綱	405
成立經過	185, 371, 405, 410
施行準備	187, 189, 412
効果	375, 413
條文	415
退職手當制度	
工場	423
鑛山	425
船員	430
大日本國家社會黨	306
大日本青年黨	331
臺灣における社會運動	329
田畑賣買價格	85
團體生命保險	380, 427

チ

中間階級	245
中間派的諸組合	210

健康保險組合聯合會…………… 399

コ

高級船員待遇改善同盟…………… 245

鑛業法…………… 383

工業勞働者最低年齡法…… 383, 385, 395

皇國農民同盟…………… 244

鑛山監督局長會議…………… 376

鑛山勞働者

地方別…………… 11

鑛種別…………… 13

體性別…………… 18

年齡別…………… 21

教育程度別…………… 22

異動及解雇者歸趨狀態…………… 24

募集…………… 24

失業(就業)…………… 27

勞働時間…………… 43

勞働災害…………… 53

名目賃銀…………… 60

實質賃銀…………… 61

工場監督官…………… 378, 386

工場法…………… 383, 386

工場勞働者

地方別…………… 11

主要事業別…………… 12

規模別…………… 14

體性別…………… 16

年齡別…………… 19

教育程度別…………… 21

異動及解雇者歸趨狀況…………… 23

募集…………… 24

失業(就業)…………… 25

臨時工…………… 29

勞働時間…………… 36

勞働強度…………… 42

勞働災害…………… 47

勞働衛生…………… 50

名目賃銀…………… 54

實質賃銀…………… 59

家計…………… 65

交總相互扶助會…………… 211

耕地耕作狀態…………… 79

耕地所有狀態…………… 78

交通勞働者

地方別…………… 11

種類別…………… 13

體性別…………… 19

勞働時間…………… 46

名目賃銀…………… 62

家計…………… 66

鑛夫…………… 鑛山勞働者を見よ

鑛務監督主任官…………… 378, 389

國家主義的大同團結運動…………… 333

國家主義的及國粹團體一覽表…………… 337

國際勞働總會…………… 163, 381

國際勞働總會海事會議…………… 169

國本社…………… 332

國民健康保險…………… 398, 459

「コム・アカデミー」事件…………… 316

小作官會議…………… 477

小作爭議

概觀…………… 141

件數…………… 142

發生時期…………… 143

關係人員及耕地面積…………… 143

分布狀態…………… 144

爭議原因…………… 145

要求事項…………… 148

爭議における手段…………… 151

小作に關する民法訴訟…………… 153

結末…………… 154

調停…………… 477

小作人組合…………… 農民の運動を見よ

小作法制定要求運動…………… 185, 236, 371

小作料…………… 83

サ

産業及勞働の統制…………… 195, 201

産業組合…………… 469

産業勞働協力委員會…………… 471

シ

時局協議會…………… 332

自作農創設維持…………… 453

思想係司法實務家會議…………… 470, 471

思想犯保護觀察法…………… 371, 470, 480

下請工業助成計畫要綱…………… 456

失業(就業)

狀態…………… 25

索

引

ア

愛國従業員組合總聯盟	225
愛國政治同盟	307
愛國勞働組合全國懇話會	
成立・運動	179, 218
大會・委員會・其他	219
運動方針	179, 189, 220
綱領	220
愛國勞働農民同志會	224, 334
亞細亞勞働會議	172
安全週間	429

イ

維新政黨準備會	330
---------	-----

エ

營利職業紹介事業	446
----------	-----

オ

大阪市電自助會	230
---------	-----

カ

海員協會	246
海員最低賃銀制改正協定	200, 223, 245
海軍官業勞働組合聯盟	
運動方針	224
運動概況	225
綱領	227
學生運動	
左翼運動	322
自治運動	324
學務部長會議	377
學齡兒童の就業時間に関する法律案	
要綱	385
家計	64, 70, 87
神奈川縣會議員選舉	285
官業勞働總同盟	
運動	178, 205
大會・委員會	206
綱領	207

官業勞働否認反對運動	176, 193, 194, 206
關西皇國勞農協議會	330
間島共產黨事件	329
關東消費組合聯盟	309
關東地方工場従業員連絡委員會	229

キ

議會制度改革案	471
北日本農民組合	241
教育刷新評議會	476
教學局	476
共濟組合	423, 428
共產黨事件	
山口地方檢舉事件	317
大阪本部檢舉事件	320
判決	321, 324
協調會	382
協調組合	465
漁業勞働者	
地方別	12
作業別	14
漁船	98
生活狀態	98
義務教育年限延長案	368, 385
勤勞日本黨	307

ク

組合職線統一運動	190, 216
軍事扶助(軍事救護法)	450

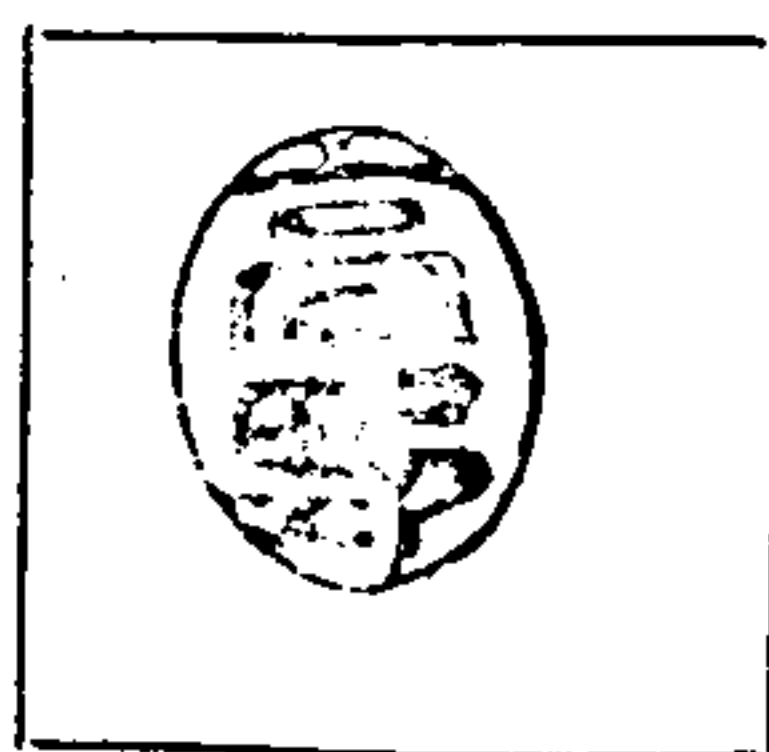
ケ

經濟部長會議	377
警察部長會議	377, 470
藝娼妓・酌婦	77
結核	
職工の狀況	51
政府の對策	369
健康保險	
制度概要	398
行政事務	399
成績	35, 400

索引

昭和十三年三月十日印刷
昭和十三年三月十五日發行

日本勞働年鑑第十八輯
〔定價三圓二十錢〕



編纂者
代表者

高原社會問題研究所
高野岩三郎

發行者

東京市神田區神保町一ノ三九番地
栗田 確也

印刷者

東京市神田區西神田一ノ四番地
松村 保

發行所

東京市神田區神保町一ノ三九番地
振替東京一〇六九
電話神田(25)一三二七九・二二八九

栗田書店

(松村印刷所印刷)

(呈送録目細詳)

書行刊店書田栗

阿部 賢一編	新經濟記事の基礎知識	二・五〇 一四〇
木村 孫八郎著	新聞經濟面の讀み方(金融篇)	二・〇〇 一四〇
同	同 (産業篇)	二・〇〇 一四〇
同	同 (相場篇)	二・〇〇 一四〇
同	同 (財政篇)	二・〇〇 一四〇
千葉 龜雄編	改訂補増新聞語辭典	一・八〇 一四〇
外村 史郎編	改訂ロシア語辭典	一・八〇 一四〇
山一證券編纂	株式社債年鑑	七・〇〇 三〇〇
小野 清造著	生命保險會社の金融的發展	二・三〇 一四〇
経済學アカデミア研究所著	貨幣と信用	一・八〇 二二〇
資源局編纂	米國總動員計畫	一・〇〇 一〇〇
田中 貢著	日本工業政策	三・〇〇 二二〇
田中 貢著	商業政策	二・五〇 一八〇
ハウゼンスタイン著 阪本 勝譯	裸體藝術社會史	四・〇〇 二二〇
久松 潛一著	萬葉集考說	三・五〇 二二〇

覆刻 ● 戦前版日本労働年鑑

第18集／1937年版



戦前版発行 一九三八年三月一五日
覆刻版発行 一九六九年二月一〇日
同第二次発行 一九七九年一〇月二九日

覆刻版 法政 大原社会問題研究所
編者 大学

発行所 財団 法政 大学 出版局
法人

〒一〇六 東京都港区南麻布二一八―四
電話・〇三(四五三)〇七二七
振替・東京六―九五八一四番

印刷所 株式会社 平 文 社

製本所 有限会社 昭栄堂製本所

戦前版 日本労働年鑑

全21集一覧

第 1 集	1920年 (大正 9) 版
第 2 集	1921年 (大正10) 版
第 3 集	1922年 (大正11) 版
第 4 集	1923年 (大正12) 版
第 5 集	1924年 (大正13) 版
第 6 集	1925年 (大正14) 版
第 7 集	1926年 (大正15) 版
第 8 集	1927年 (昭和 2) 版
第 9 集	1928年 (昭和 3) 版
第10 集	1929年 (昭和 4) 版
第11 集	1930年 (昭和 5) 版
第12 集	1931年 (昭和 6) 版
第13 集	1932年 (昭和 7) 版
第14 集	1933年 (昭和 8) 版
第15 集	1934年 (昭和 9) 版
第16 集	1935年 (昭和10) 版
第17 集	1936年 (昭和11) 版
第18 集	1937年 (昭和12) 版
第19 集	1938年 (昭和13) 版
第20 集	1939年 (昭和14) 版
第21 集	1940年 (昭和15) 版

法政大学出版局刊